

労災疾病臨床研究事業費補助金

騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで  
俯瞰したデータ収集と現場の支援に関する研究

課題番号：170601-01

令和元年度 総括研究報告書

研究代表者 和田 哲郎

令和2（2020）年 3月



## 研究報告書目次

### 目 次

#### I. 総括研究報告

騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで  
俯瞰したデータ収集と現場の支援に関する研究 ----- 1

研究代表者氏名 和田哲郎

(資料 1) 騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第2版 web版 ----- 3

(資料 2) 茨城産業医研修会配布資料 ----- 63

(資料 3) 日耳鼻産業・環境保健委員会全国会議活動報告 ----- 83

II. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 87

(資料 4) 慢性感音難聴 騒音性難聴 ----- 91

(資料 5) 第92回日本産業衛生学会 第20回騒音障害防止研究会会議録 ---- 94



## 研究報告書

### 労災疾病臨床研究事業費補助金

### (総括・分担) 研究報告書

#### 騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで 俯瞰したデータ収集と現場の支援に関する研究

研究代表者 和田哲郎・筑波大学医学医療系耳鼻咽喉科・准教授

研究分担者 原 晃・筑波大学附属病院・病院長

鈴鹿有子・関西医科大学耳鼻咽喉科・教授

佐藤宏昭・岩手医科大学耳鼻咽喉科・教授

鈴木秀明・産業医科大学耳鼻咽喉科・教授

#### 研究要旨

騒音性難聴は予防が可能である。「騒音障害防止のためのガイドライン」が対策の基本になっているが、現在の事業所の騒音対策が十分になされているとはいえない。騒音性難聴の罹患率が特殊健康診断集計結果よりも高い可能性、防音保護具の使用状況が適切とはいえないことが示された。騒音性難聴を予防すること並びに騒音性難聴発症後も労働生産性とQOL維持を両立できるように支援することを目標に、以下の研究を行った。

- 「騒音性難聴に関わるすべての人ためのQ&A 第2版」を校正しwebに公開した。
- 騒音性難聴の実態を明らかにするために実地調査を行い、学会で報告した。
- 騒音性難聴の許容レベルを明らかにするためにシステムティックレビューを進めた。

#### A. 研究目的

研究目的は、騒音性難聴の発症予防（一次予防）、進行予防（二次予防）、並びに難聴発症後も労働生産性と労働者の生活の質（QOL）維持の両立を支援することである。

#### B. 研究方法

1. 昨年度に作成した「騒音性難聴に関わるすべての人ためのQ&A 第2版」を検証し、一部修正を加えたうえでweb上に公開する。PDFファイルを無料で誰でもダウンロードできるようにし、アクセス状況を確認する。ファイル原本は茨城産業保健総合支援センターホームページ内で管理し、必要時に改訂が加えられるようにする。日本耳鼻咽喉科学会ホームページからもリンクを張り、騒音作業に関わる一般の人々、並びに耳鼻咽喉科医の双方に情報提供を行う。

2. 茨城県内の騒音事業所の内、同意の得られた事業所で騒音レベルの測定及び作業者の聴力測定を行い、騒音低減策の提案や騒音性難聴の健康管理や事後措置の指導を行う。騒音性難聴の罹患率や作業者の防音保護具の使用状況について学会報告する。

3. 騒音の許容レベルについてシステムティックレビューを行い、国際標準ならびに世界保健機構（WHO）の方針を把握した上で、日本において望ましいばく露音響の許容レベルの提言をまとめる。

#### （倫理面への配慮）

筑波大学医学医療系医の倫理審査委員会の承認に下に研究を行った。アンケートならびに実地調査に協力した特定の個人あるいは事業所名が明らかにならないようプライバシーに十分配慮した。

### C. 研究結果

1. 昨年度作成したQ&A 第2版を校正し、「騒音性難聴に関するすべての人のためのQ&A 第2版 web版」を作成し、茨城産業保健総合支援センターのホームページに掲載、誰もが無料で利用できるようにした。

令和元年度上半期における茨城産業保健総合支援センターホームページアクセス件数は、104,271件（全国のセンターの中で第3位）、当該ページの閲覧件数は2,974件であった。日本耳鼻咽喉科学会のホームページとのリンクも完了した。

2. 実地調査の結果、今回測定した騒音作業所において、騒音性難聴の罹患率は全体で35.8%、年齢（就業年数）と高い相関関係が認められ、日耳鼻総会で報告した。

騒音作業従事者の約7割は、必ずしも適切に防音保護具を使用しておらず、騒音性難聴罹患率と保護具使用率に関連を認めた。また、保護具を使用できない理由を分析し、日本聴覚医学会で報告した。

3. 騒音許容基準85 dB(A)は妥当かというクリニカルクエスチョンについてレビューを進めた。必ずしも発症を予防できるわけではない点で理想的な値ではないが、それを理解した上で運用していくのが望ましいと考えられた。

### D. 考察

1. Q&A 冊子は、平成30年度に全国の産業保健センター並びに日本耳鼻咽喉科学会全国会議出席者に配布し大きな反響があった。電子的に利用したいとの要望に応え、茨城産業保健総合支援センターのホームページに掲載した。元来アクセス件数が比較的高いホームページであり、多くの利用者の目に触れる機会が期待された。ダウンロード件数について、ホームページ管理の技術的な問題で今回は把握できなかったが、当該ページアクセス数に相当する利用があったと推測された。

また、学会ホームページにリンクを張つことで会員である耳鼻咽喉科医師は他の疾患の診療ガイドライン等と同様に閲覧できるようになった。関連は不明であるが、本年度開催の日耳鼻産業・環境保健講習会

（騒音性難聴の部）の受講者は著明に増加し、定員の60名から急遽84名まで受講枠を拡大した。耳鼻咽喉科医師に対しても啓発効果があった可能性が推測された。

2. 実地調査に協力同意の得られた少数の調査結果ではあるが、騒音職場における騒音性難聴罹患率は特殊健康診断で集計され

ている従来の有病率13.7%（平成26年度）よりも高いことが推測された。

罹患率は就業年数、防音保護具の使用状況と関連し適切に予防できていない。予防行動を作業者が主体的に実践するように啓発、教育の必要性が改めて示唆された。

3. 85 dB(A)はおおよそ妥当な数値として受け入れられている。ただし、騒音性難聴発症リスクがゼロとなる基準ではないこと、WHOのListening Safety行動では80 dB(A)を推奨していることを理解した上で、運用していくのが妥当と考えられた。

### E. 結論

騒音性難聴の予防ならびに難聴発症後も職業を継続しつつ進行を予防する両立支援を実現するための基礎資料を収集した。

「Q&A」の作成・広報など一定の成果が得られたが、予防対策をより厳密に行っていくためには、騒音障害防止のためのガイドラインの改訂も視野に、騒音性難聴予防事業を一層進めていく必要性が考えられた。

### F. 健康危険情報

特になし。

### G. 研究発表

#### 1. 論文発表

別紙の通り。

#### 2. 学会発表

別紙の通り。

### H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

#### 1. 特許取得

なし。

#### 2. 実用新案登録

なし。

#### 3. その他

特になし。

平成29年度産業保健調査研究報告書

# 騒音性難聴に関する すべての人ためのQ&A

第2版

平成30年3月  
独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会 編



## はじめに ー「騒音性難聴に関わるすべての人のための Q&A」の作成についてー

騒音性難聴は未だに治療が困難な疾患である。しかし予防は可能である。

「騒音性難聴に関わるすべての人のための Q&A」は、平成 26 年度から平成 29 年度調査研究着手までの期間に全国の産業保健総合支援センターに寄せられた騒音性難聴に関する相談や質問を茨城産業保健総合支援センターで整理集計し、独立行政法人労働者健康安全機構平成 29 年度産業保健調査研究事業（茨城産業保健総合支援センター）として回答をまとめ、それらの回答の科学的な正当性を平成 29 年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業「騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで俯瞰したデータ収集と現場の支援（170601-01）」（代表：和田哲郎）の支援を受けて一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 産業・環境保健委員会において審議・作成し、学会として公認されたものです。

本 Q&A 作成にあたって、上記の研究事業補助金以外の資金提供はどこからも受けておりません。また、研究代表者及び分担者は、本研究に関する利益相反がないことを所属施設の利益相反委員会に申告し、審査・承認を得ております。

労働基準行政職員、産業保健総合支援センター等の職員のほか、地域産業保健センターの登録産業医、事業場の産業医、産業看護職、衛生管理者の方々に活用していただければ幸いです。

平成 30 年 8 月

一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 産業・環境保健委員会



## 目次

### 1. 騒音の影響ならびに騒音性難聴について

- Q1-1 騒音の人体への影響を教えてください。
- Q1-2 私生活で聞く音の影響はないのですか。
- Q1-3 近くに飛行場があります。ジェット機の騒音は影響あるでしょうか。
- Q1-4 騒音性難聴になるとどんな症状が起こりますか。
- Q1-5 騒音性難聴発生にエビデンスはありますか。
- Q1-6 大企業を中心に騒音対策が進んでいると聞きましたが、具体例を教えてください。
- Q1-7 騒音性難聴になりやすい人となりにくい人がいるのですか。
- Q1-8 騒音性難聴は対策を取らないと全く聞こえなくなりますか。
- Q1-9 既に難聴が起きてしまった場合、どのようにしたらよいですか。

### 2. 関連する耳疾患について

- Q2-1 銃火器による難聴も騒音性難聴と同じですか。
- Q2-2 騒音性難聴と老人性難聴の違いを教えてください。
- Q2-3 耳鳴を訴えるとき、どのように対処すればよいですか。
- Q2-4 通常よりも音が極端にうるさいと感じる耳の疾患はありますか。
- Q2-5 めまいとの関連を教えてください。
- Q2-6 中耳炎で聞こえにくい人は騒音性難聴になりにくいですか。
- Q2-7 林業でチェーンソーを使い振動があります。耳を保護するために耳栓とイヤーマフ(耳覆い)はどちらが良いですか。
- Q2-8 高気圧作業安全衛生規則に基づく健康診断でも鼓膜及び聽力の検査が定められていますが、何を行えばよいのでしょうか。
- Q2-9 ムンプス難聴(おたふくかぜによって起こる難聴)で一側難聴の労働者がいます。健耳を守るために一般の労働者と同じ対応でよいですか。
- Q2-10 聽力検査を偽る場合がありますか。

### 3. 作業環境管理(騒音測定および騒音低減策を含む)

- Q3-1 騒音の作業環境測定を実施すべき事業所の基準を教えてください。
- Q3-2 騒音の作業環境測定を実施する場合、どのように測定すればよいですか。
- Q3-3 最近研磨装置が導入され騒音が発生するようになりました。耳栓着用と健康診断を行う予定ですが、作業環境測定も必要ですか。
- Q3-4 当工場の騒音作業は原則遠隔操作で行い、点検等のため1日に10分程度作業員が立ち入るだけですが、測定が必要でしょうか。
- Q3-5 騒音がありますが作業環境測定を行っていません。どうすればよいですか。

- Q3-6 A測定ではどのように測定ポイントを決めればよいですか。
- Q3-7 6mに満たない狭い部屋は1箇所だけ測定すればよいですか。
- Q3-8 測定を行う高さは1.2～1.5mとなっていますが、低すぎないでしょうか。
- Q3-9 騒音計の時定数はSlowではダメですか。
- Q3-10 ハンマーによる断続的な騒音があります。衝撃音のある騒音職場では基準が変わりますか。
- Q3-11 スマホのアプリで騒音計機能を持ったものがありますが信頼できますか。
- Q3-12 測定結果の評価はどのようにすればよいですか。
- Q3-13 85dB(A)以上の作業場があります。耳栓着用の表示しかしていないが、管理区分の表示も必要ですか。
- Q3-14 第Ⅱ管理区分のとき、作業環境管理、作業管理をどうしたらよいですか。第Ⅲ管理区分ではどうですか。
- Q3-15 A測定は90dB(A)未満で第Ⅱ管理区分相当、B測定だけが90dB(A)を越えました。どうすればよいですか。
- Q3-16 管理区分ⅡとⅢで異なる標識が必要ですか。
- Q3-17 作業環境の改善を行いたい。何をどうしたらよいですか。
- Q3-18 搬入部・搬出部に10cm四方の開口部があり閉じることができません。どうすればよいですか。
- Q3-19 気吹き（エアーブロー）の音がうるさいので改善したい。
- Q3-20 インパクトレンチ作業の音がうるさいので改善したい。
- Q3-21 鉄板の作業台の上で行うインパクトレンチを使っています。
- Q3-22 大企業では専用の施設に変更して、シャッターで騒音防御するという対策を講じていると聞きましたが、かえって騒音がひどくなりませんか。
- Q3-23 騒音レベルがある時間帯だけ90dB(A)になってしまいます。どのようにすればよいですか。
- Q3-24 化学物質では第Ⅲ管理区分は第Ⅰ管理区分の管理濃度の1.5倍となっています。騒音では管理区分が85dB(A)と90dB(A)で分けられており、整合性はありますか。
- Q3-25 外部機関に作業環境測定を依頼する場合、監督官庁に提出できる公的な報告書を作成してもらえますか。

#### 4. 作業管理（騒音性難聴防止対策）

- Q4-1 騒音作業場があり、騒音を小さくすることができます。対策を教えてください。
- Q4-2 耳栓と耳覆いはどちらがよいですか。
- Q4-3 職員が耳栓を着用するとコミュニケーションがとりにくといっているがどのように指導したらよいですか。
- Q4-4 建屋内的一部しか85dB(A)以上になっていないのですが、耳栓の着用はどのように指導したらよいですか。
- Q4-5 グラインダー作業時だけ騒音が発生します。その時だけ耳栓をすればよいですか。

- Q4-6 第Ⅲ管理区分では耳栓着用は義務ですか。
- Q4-7 音源から離れて作業する労働者にはどのように指導したらよいですか。
- Q4-8 難聴があり普段から補聴器を使用している労働者がいます。騒音作業を行うにあたって補聴器の上から耳覆いを装着して作業をするのは適切ですか。
- Q4-9 騒音職場には一週間に数回しか行きませんが、対策は必要ですか。
- Q4-10 耳栓は付けたり外したりしてもよいですか。

## 5. 健康管理①（健康診断と聴力検査）

- Q5-1 騒音作業従事者の聴力検査は年に1回ですか、半年に1回必要ですか。
- Q5-2 特殊健康診断として行われる定期健康診断の選別聴力検査で所見ありとなった労働者がいます。次にどうしたらよいですか。
- Q5-3 聴力検査はどのような人が行なうことができますか。
- Q5-4 騒音職場を担当しています。いつ聴力検査を行えばよいですか。
- Q5-5 1,000 Hz では、30 dB が、4,000 Hz では 40 dB が聞こえればよいのでしょうか。
- Q5-6 定期健康診断で 1,000 Hz-30 dB と 4,000 Hz-40 dB の選別聴力検査測定は妥当ですか。
- Q5-7 半年に1度の定期健康診断は、必ず選別聴力検査をしなければなりませんか。
- Q5-8 作業環境測定で第Ⅰ管理区分でした。特殊健康診断として求められる半年ごとの定期健康診断は必要ですか。
- Q5-9 聴力検査の結果がマイナスで返ってきました。どういう意味ですか。
- Q5-10 選別聴検で所見なしでした。耳鳴の訴えはありますが何もしなくてよいですか。
- Q5-11 選別聴力検査で片側だけ所見ありとなりました。どうすればよいですか。
- Q5-12 左右とも 250 Hz の聴力だけ低下している労働者が多数います。どうすればよいですか。
- Q5-13 騒音健診の実施及び評価はだれに依頼すればよいですか。
- Q5-14 健康診断を行いました。この後、何をすればよいですか。
- Q5-15 騒音職場を離れた労働者の聴覚管理は、その後何年続ければよいですか。
- Q5-16 健診機関に聴力検査を依頼していますが、正確にできているか疑問です。
- Q5-17 難聴のふりをする労働者もいるかもしれません。どうすればよいですか。

## 6. 健康管理②（健康診断結果に基づく事後措置）

- Q6-1 健康診断で所見ありの労働者が複数います。どうすればよいですか。
- Q6-2 騒音特殊健診後の事後措置を教えてください。
- Q6-3 労働基準監督署への報告の仕方を教えてください。
- Q6-4 聴力に左右差があり該当する健康管理区分が異なる時はどうすればよいですか。
- Q6-5 高音域聴力検査で 3,000 Hz や 6,000 Hz を測ったときも 4,000 Hz で判断するのですか。
- Q6-6 すでに騒音性難聴と診断されております。進行を防ぐにはどうすればよいですか。
- Q6-7 難聴が大分進んでいるようです。どのように対応したらよいですか。

## 7. 労働衛生教育

- Q7-1 騒音について従業員教育を実施したい。どうすればよいですか。
- Q7-2 職場の衛生管理者が社内で教育を行いたいのですが問題ないでしょうか。
- Q7-3 労働衛生教育の実施方法を教えてください。教育機関はありますか。
- Q7-4 運送会社では車中にて大音響で音楽を聞く運転手にはどう指導すればよいですか。
- Q7-5 イヤホンで交信しながら作業しており、難聴の原因になっているようです。
- Q7-6 4,000 Hz で所見あります。一般の労働者と同じ指導でよいですか。

## 8. 法令・制度等

- Q8-1 騒音性難聴に対する衛生管理者の役割を教えてください。
- Q8-2 騒音性難聴に対する産業医の役割を教えてください。
- Q8-3 騒音の大きさはどの程度まで許されますか。
- Q8-4 ガイドラインの法的拘束力はどの程度ですか。
- Q8-5 ガイドラインに記載のない職場も同じような対応が必要ですか。
- Q8-6 常勤の騒音作業場の職員だけ健康管理の対象にすればよいですか。
- Q8-7 聴力検査で異常がわかつても受診しない本人や職場には罰則はありますか。
- Q8-8 騒音のある場所で調査をする予定です。どのくらいの時間であればよいか教えてください。
- Q8-9 騒音職場で長時間労働している労働者がいます。どう管理すればよいですか。
- Q8-10 3 dB 倍時間のルールは妥当ですか。
- Q8-11 選別聴力検査で所見がなければ何もしなくてよいですか。
- Q8-12 衝撃音がありますが、持続的な騒音と同じように考えてよいですか。
- Q8-13 労働基準監督署の立ち入り検査に備えて、何を実施しておけばよいですか。
- Q8-14 騒音性難聴の労災認定はどのようになされますか。
- Q8-15 労災保険給付の申請書の書き方を教えてください。
- Q8-16 どのような種類の給付が受けられますか。
- Q8-17 どのくらいの給付が受けられますか。
- Q8-18 等級認定の聴力検査はどのように行うのですか。
- Q8-19 難聴はごく軽度ですが耳鳴りが強くて困っています。障害として認められますか。
- Q8-20 もともと難聴のあった人も同じように認定されますか。

## 1. 騒音の影響ならびに騒音性難聴について

Q1-1 騒音の人体への影響を教えてください。

A 騒音によって生じる人体への影響は心理的影響、生理機能への影響、聴覚への影響に分けて考えることができます（表 1-1）。

ある人にとっては気にならない程度の音の大きさでも、別のある人にとっては騒音として心理的影響が起こることがあります。

更に音が大きくなると、心理的影響に加えて、自律神経や内分泌系を介して生理機能への影響が生じ、中枢神経の興奮や心血管系への負荷の増大、エネルギー消費の増大などが起こります。

更に大きな音は難聴の原因になります。そもそも、音は外耳道を経由して鼓膜を振動させ、その振動エネルギーが中耳にある小さな骨（耳小骨）を介して内耳（蝸牛）に伝えられます（図 1-1<sup>1)</sup>）。蝸牛には音を感じるための感覚細胞（有毛細胞 図 1-2<sup>1)</sup>）があり、振動を電気的エネルギーに変換して神経に伝えます。しかし音振動が強すぎると有毛細胞が障害され機能しなくなります。特に、外側に 3 列に並ぶ外有毛細胞が障害され、音を感じる働きが低下し、難聴（感音難聴）になります。音が原因で生じる難聴には 2 種類あります。極めて大きな音によって短時間で起こる急性の難聴（音響外傷あるいは急性音響性難聴）と 5～15 年以上の長期間騒音にさらされたことによって起こる慢性の難聴（騒音性難聴）です。騒音性難聴は大きな音に長期間さらされたことによって起こる外有毛細胞障害に伴う慢性の感音難聴です。

表 1-1 騒音による身体への影響

騒音の大きさ dB(A)	身体への影響		
30～65	心理的影響 気分がイライラ 休息や睡眠の妨害 思考力の低下 等		
65～85	心理的影響	生理機能への影響 交感神経緊張 心血管系への影響 唾液・胃液の減少 等	
85～	心理的影響	生理機能への影響	聴覚への影響（難聴） 音響外傷 急性音響性難聴 騒音性難聴

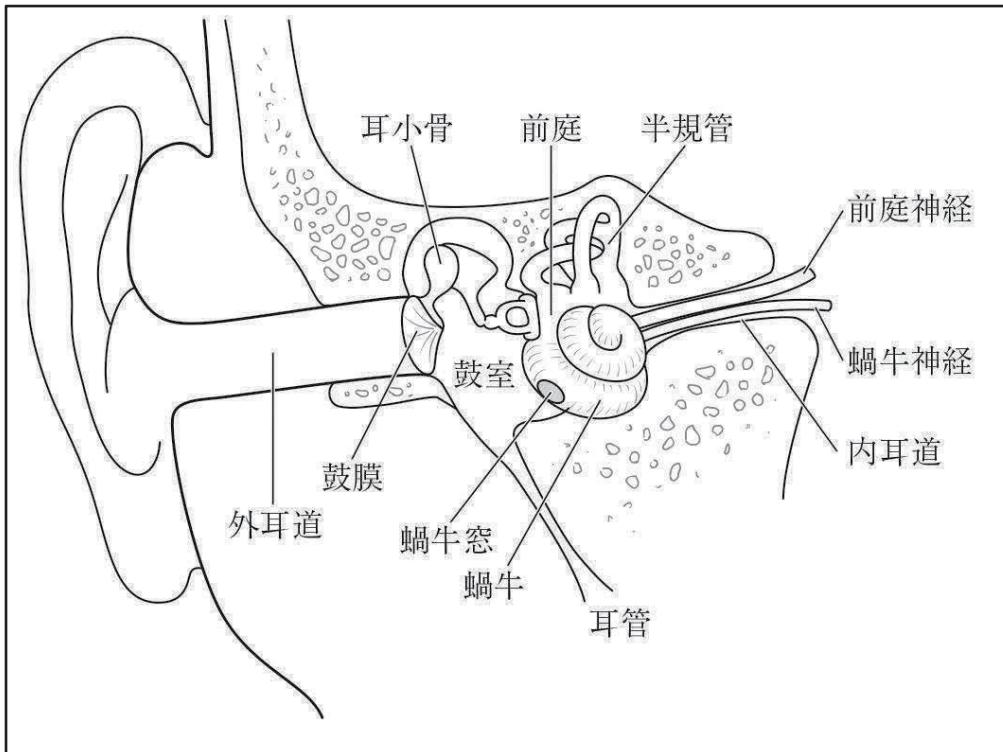


図 1-1 耳の構造 参考文献 1 (日本聴覚医学会編:聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

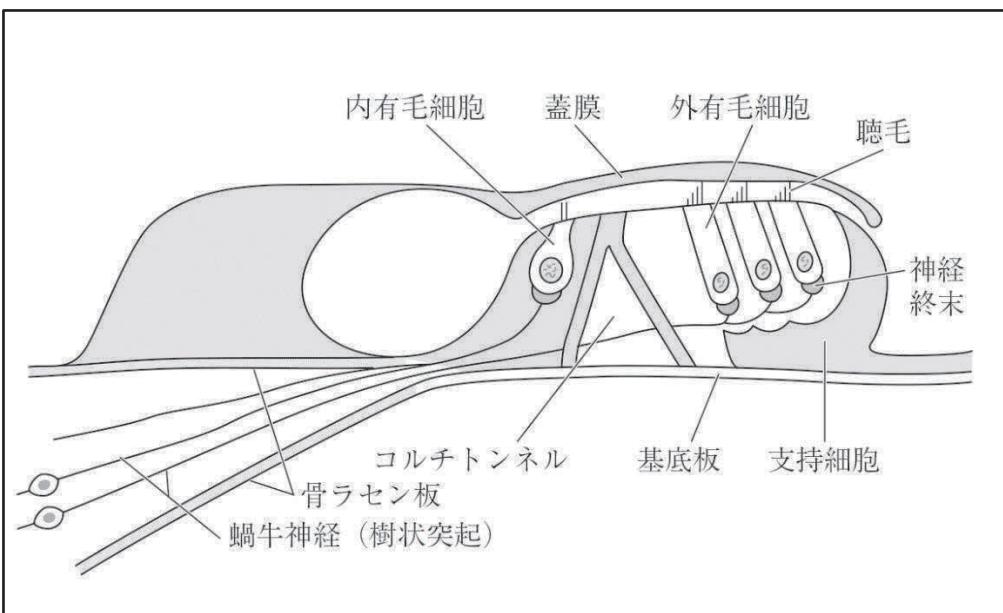


図 1-2 蝸牛の感覚細胞(有毛細胞) 参考文献 1 (日本聴覚医学会編:聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

**Q1-2 私生活で聞く音の影響はないのですか。**

A ある程度以上の大きな音はどのような種類の音であっても難聴を起こす可能性があります。従来、騒音性難聴をきたすような大きな音に長期間さらされるという環境は職業性のものがほとんどでした。しかし、近年の音響機器性能ならびに携帯性の向上に伴い、一般の生活の中でも大きな音を以前より手軽に、長い時間聞くことが可能になっています。そのような生活環境では非職業性の騒音性難聴も起こります。音楽など、本人にとって好ましい音を聞く場合であっても、やはり負荷が大きすぎれば難聴を起こす危険はあります。長時間、繰り返し強大音を聞く生活習慣による難聴発症のリスクを、様々な機会を通して啓発していく必要があると考えられます。

また、そのようなケースで、既に入職前から騒音性難聴が始まっている労働者もいるかもしれませんので、雇入れ時の気導純音聴力検査や騒音のばく露歴の問診はより一層大切になってくると思われます。

**Q1-3 近くに飛行場があります。ジェット機の騒音は影響あるでしょうか。**

A ジェット機のエンジン音は極めて大きく、間近で聴取すれば短時間でも難聴（急性音響性難聴や音響外傷）をきたす音のレベル（120 dB(A)～）と言われています。ただし、音圧は距離の2乗に反比例して弱くなりますので、地上で生活している人の耳元でどの位の大きさになっているかは、測定してみないとわかりません。また、その音がどのくらいの時間続いているかも大切な因子になります。大きさと時間の両者をもとに耳への影響を考えていく必要があります。

また、環境基本法では人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として騒音についても環境基準を定めています。航空機騒音にかかる環境基準については環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/kijun/oto2.html> を参照してください。

**Q1-4 騒音性難聴になるとどんな症状が起こりますか。**

A 騒音性難聴の初期変化の特徴は4,000 Hz付近の比較的高い音から難聴（c<sup>5</sup> dip といいます）が進行していきます（図1-3）。このとき、日常会話を構成する音の大部分は聴こえているため、本人が難聴を訴えることはあまりありません。しかし、一部聴こえない音があるため、聞き違いが増えています。

日常会話を構成する音の種類と特徴を図（図1-3）で表しますと、母音は音の大きさが大きく周波数は低めです。次に有声子音（g, d, b等の音）は母音よりも高い周波数で音の大きさは少し弱くなります。無声子音（s, k, t等の音）は高い周波数成分で音も小さいので、典型的な騒音性難聴の聴力像ではちょうど聞こえない部分に入ってしまいます。この結果、例えば、佐藤（Sato）さんと加藤（Kato）さんを聞き違いしてしまうというようなことが起こりやすくなります。

電子機器の信号音も、以前ほどではありませんが比較的高い音が一般的に使われています。電子体温計の測定終了音に気づかないことがあれば、高音域の難聴を疑ってみる必要があるでしょう。

耳鳴りもよく見られる症状です（Q2-3 参照）。騒音性難聴に早く気付くためには、勿論定期的な聴力検査が重要ですが、このような症状にも注意しておくとよいと思います。

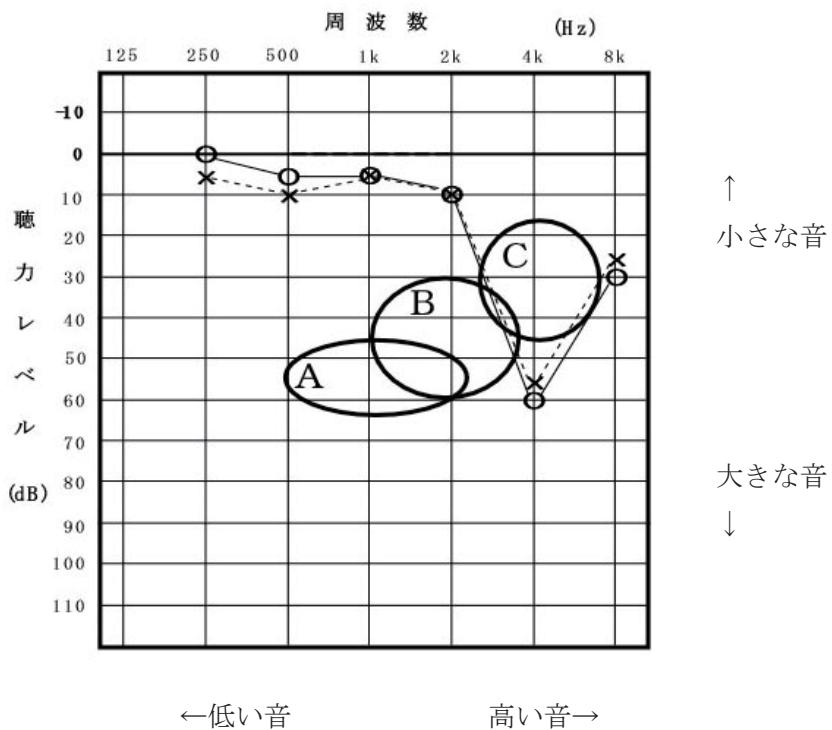


図 1・3 日常会話を構成する音の種類と特徴

典型的な騒音性難聴の聽力図。○：右耳、×：左耳。グラフよりも下が聴こえる範囲。

A：母音、B：有声子音、C：無声子音。

この場合、母音と有声子音はきこえるが、無声子音は聞きとることができない。

Q1・5 騒音性難聴発生にエビデンスはありますか。それほど大きな音でなくても注意が必要ですか。

A 80 dB(A)未満であれば難聴に至る可能性は極めて低いとされています。

85 dB(A)を許容基準と定める考え方は、日本における騒音障害防止のためのガイドラインのみならず世界的にも主流となっています。米国でも米国労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration: OSHA) の基準は 90 dB(A)ですが、それでは 25% の騒音性難聴のリスクがあり労働者の聴力を保護できないとして、米国立労働安全衛生研究所 (National Institute for Occupational Safety and Health: NIOSH) では法的強制力はありませんが、よりリスクの低い(8%とされています) 85 dB(A)を基準とすることを提唱しています。

80 dB(A)以上 85 dB(A)未満の場合にどのようにすべきか今のところ結論は出ていません。EU では、European Directive 2003/10/EC<sup>2)</sup>が騒音ばく露による健康障害防止を目的に制定されており、上限ばく露対策値 85 dB(A)、下限ばく露対策値 80 dB(A)と定められています。オランダはこの基準に従い、世界で最も厳しい基準として騒音許容レベル 80 dB(A)を採用しており、80 dB(A)までは障害の起こらないレベル、85 dB(A)が耳栓等で防音保護対策をした労働者に対して許容される上限値として労働者の聴覚を保護しています。80 dB(A)を越えると、それ以上のレベルとほぼ同等の騒音性難聴をきたすというオランダからの報告<sup>3)</sup>もみられます。ただし現状では、日本を含めほとんどの国で 80~85 dB(A)の騒音の聴覚への影響のデータが乏しいので結論は出ておりません。

騒音許容基準については、少なくとも 85 dB(A)以上では難聴のリスクがあるという現在のエビデンスを踏まえてますすべての事業所が 85 dB(A)の基準を遵守し、可能な事業所ではよりよいレベルを目指して作業環境改善に取り組むのが理想的と考えられます。 (Q8-3 参照)

**Q1-6 大企業を中心に騒音対策が進んでいると聞きましたが、具体例を教えてください。**

A 日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会では JR 西日本吹田工場を平成 18 年に視察<sup>4)</sup>し、以下の対策がとられていることを確認しました。当該事業所は、以前は代表的な騒音職場でしたが、以下に示すような様々な改善によって、近年では騒音性難聴の発生は数年に 1 人という状況にまで到達していました。

- ・製品の構造等の変更、ステンレス化などにより、騒音作業そのものを削減
- ・外注できる部品については製造から購入に切り替え<sup>注)</sup>

注) ただしこれに伴い、予算や人手などの面で大企業のような対策が難しい中小企業が、むしろ騒音を伴う部品製造業務を請け負う形になっていることが危惧されます。

- ・騒音が生じる工程はロボット化した専用の施設内（人は立ち入らない）で行う
- ・ロボット作業場と人の作業空間をシャッターで隔てる  
ロボット作業場の騒音 106 dB(A)、シャッターで仕切られた人の作業空間 85 dB(A)  
シャッターの防音効果：開いた状態 95 dB(A)、閉じた状態 78-80 dB(A)（シャッター近傍の作業者の位置で測定）

**Q1-7 騒音性難聴になりやすい人となりにくい人がいるのですか。**

A 同じ騒音職場で一緒に働いていても、難聴になる人とならない人がいます。耳に到達する騒音のエネルギーが同じであっても、障害の受け方(受傷性)には個人差があることが知られています。しかし、その個人差が何によって生じるのかは未だ解明されておりません。いつも聞いている騒音なのに、ある日突然難聴をきたすような例も報告されており、その時々で同じ人でも障害の受けやすさが変化することも推測されています。いずれにしても、少なくとも 85 dB(A)以上の音の大きさは、長期にわたってばく露されたときには難聴が起こる危険のあるレベルだと考えられ、予防する対策が必要です。

受傷性の個人差だけでなく、どれだけきちんと騒音に対する防御策をとったかによっても、難聴になるかならないか大きな差が出てきます。最も一般的な防御策である耳栓も、使い方によって効果は大きく異なります (Q4-1 参照)。騒音性難聴は予防が可能な疾患です。難聴にならないように、なりにくくなるように、事業者と労働者が協力して対策を実行していくことが大切です。

**Q1-8 騒音性難聴は対策を取らないと全く聞こえなくなりますか。**

A 騒音性難聴の進展は騒音作業就業後 5~15 年の経過で高音域から比較的急激に悪化し、その後の進行は緩やかになるといわれています (図 1-4)。ただし、騒音レベルが大きい時には中音域 (500 ~2000 Hz) にも難聴が広がり、より悪化する危険が高くなります。長い経過の中で、このような騒音性難聴が、加齢性難聴を中心とした他の耳の変化と加わり、日常生活に支障をきたす難聴のレベルにまで進行する恐れがあります。

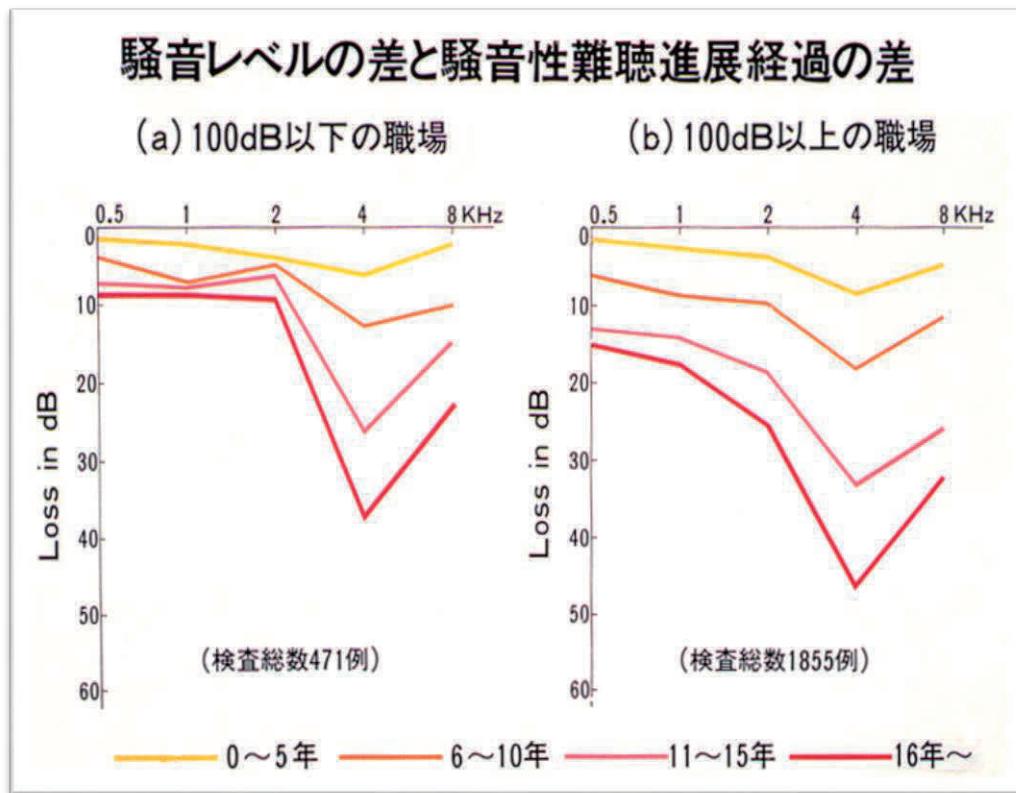


図 1-4 騒音レベルの差と騒音性難聴進展経過の差  
(日本耳鼻咽喉科学会 騒音性難聴教育スライドより引用)

Q1-9 既に難聴が起きてしまった場合、どのようにしたらよいですか。

A まず、騒音性難聴であるかどうか、専門家（耳鼻咽喉科専門医あるいは日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）に診てもらってください。これまでの健康診断の検査結果や騒音ばく露歴がとても重要になりますので、それらの情報を持参し、症状の経過についてもきちんと伝えてください。

騒音性難聴と診断が確定したとき、残念ながら治療は困難です。これは現代の医療ではまだ治すことのできない疾患なのです。更に、騒音性難聴は騒音に曝されている限り進行する恐れがあります。一方、騒音ばく露がなくなればその後は加齢変化以上の難聴進行はありません。

たとえ騒音性難聴発症を予防できなかつた労働者に対しても、進行を防ぐ二次予防は十分可能であり、対策の必要性を伝えていただくのがよいと思います。すでに騒音性難聴になってしまった労働者への二次予防のための対策は、まだ難聴になっていない同じ環境で働く労働者の一次予防（発症予防）にもつながります。騒音性難聴という疾患は、治療は困難ですが予防は可能です。騒音レベルは比較的簡単に測定することができ、健康への影響も聴力測定によってモニターできます。騒音性難聴が原因で、大切な言語コミュニケーションが不自由になる方が少なくなるように、職場全体で取り組んでいただければと思います。

## 2. 関連する耳疾患について

**Q2-1 銃火器による難聴も騒音性難聴と同じですか。**

A 音による聴覚の障害（音響性聴器障害）は原因音の大きさとばく露時間の長さによって、急性と慢性に分けられます。銃火器によるもの<sup>5)</sup>は急性音響性聴器障害、騒音性難聴は慢性音響性聴器障害です（表 2-1）。両者は障害の起こるメカニズムが異なりますので、それぞれ分けて考えるべきです。

何の音が原因で起きた難聴かを判断するためには、いつ、どのような音に、どのくらいの時間ばく露されたか、その時にどのような症状が生じたかといった強大音へのばく露歴と、雇入れ時、配置替え時、ならびに定期の聴力検査結果が極めて大事ですので、適切に健康管理を行い、聴力の記録を保存しておくようにしてください。

表 2-1 音響性聴器障害の分類

音響性聴器障害の分類	負荷音響レベル	原因となる音	ばく露期間
急性音響性聴器障害（広義の音響外傷）			
（狭義の）音響外傷	130 dB(A) ~	銃火器、爆発など	瞬間的
（その他の）急性音響性難聴	100~120 dB(A)	コンサートなど	数分～数時間
慢性音響性聴器障害			
職業性騒音性難聴	85 dB(A) ~	職業性騒音	5~15 年以上
非職業性騒音性難聴	不明	音楽など	不明

**Q2-2 騒音性難聴と老人性難聴の違いを教えてください。**

A 騒音性難聴は大きな音に長期間さらされたために起こる難聴です。老人性難聴（加齢性難聴）は年齢変化による難聴です。

両者とも内耳の障害で難聴が起り、感音難聴をいたします。また、騒音職場で長く働き高齢になった労働者では、その割合に差はある、両方の影響による難聴が合併している可能性が考えられます。

典型的な老人性難聴の聴力変化は図 2-1（聴力の年齢変化）<sup>6),7)</sup>のようになり、また、典型的な騒音性難聴の難聴進行は図 2-2（騒音性難聴の進展様式<sup>7)</sup>）のようになります。難聴進行の時間経過が聴力検査でつかめていれば両者の鑑別が可能ですが、難聴が進行した後の聴力図を見ただけではどちらがどの程度影響した結果なのか判断するのは極めて難しくなり、騒音性難聴の認定基準（表 8-2）に従って慎重に診断が行われます。定期的な聴力検査を行い、記録を保存しておくことの重要性がわかつていただけだと思います。

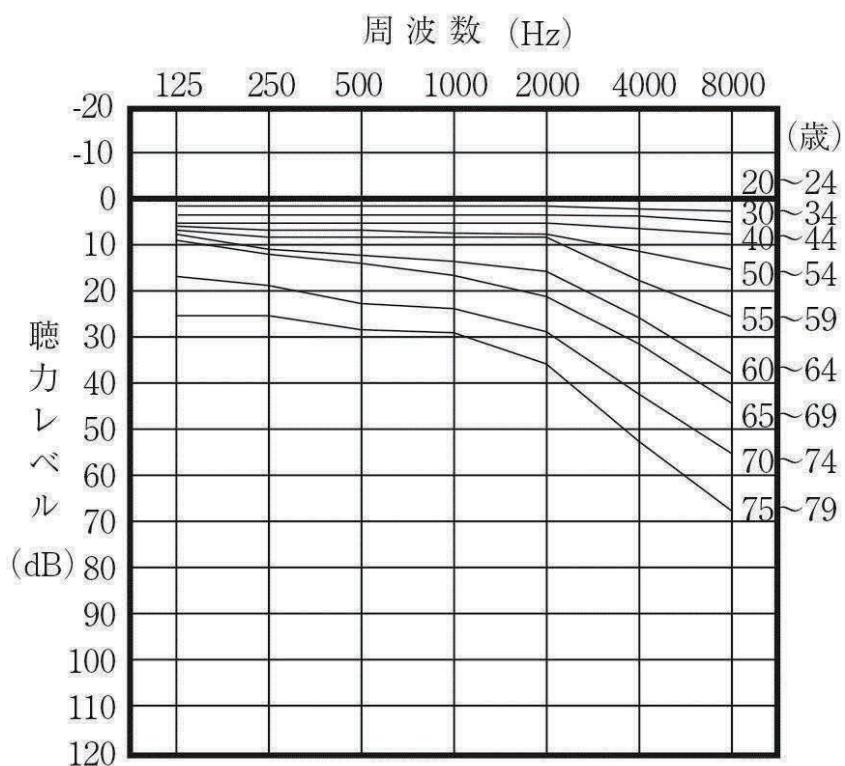


図 2-1 日本人の年齢別平均聴力 参考文献 7 (日本聴覚医学会編 : 聽覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

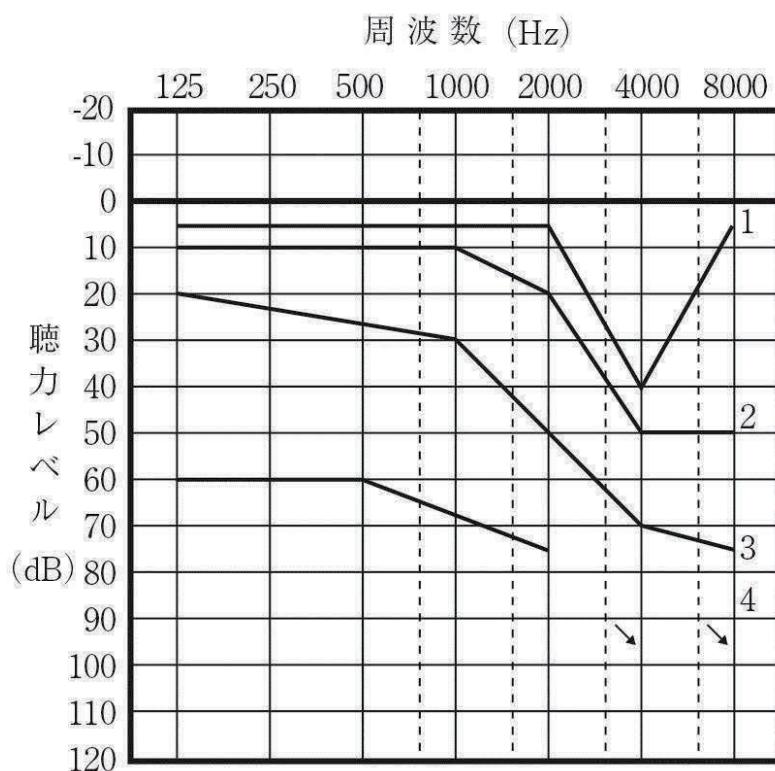


図 2-2 騒音性難聴の進展様式 参考文献 7 (日本聴覚医学会編 : 聽覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

**Q2-3 耳鳴を訴えるとき、どのように対処すればよいですか。**

A 耳鳴の多くは何らかの耳疾患に伴って生じます。急激に耳鳴を発症した症例では耳鼻咽喉科専門医を受診し、耳の診察並びに聴力評価が必要です。突発性難聴という疾患の場合、早期の治療開始が重要になります。耳鳴の原因となる耳疾患の中には、治療を急ぐべき症例があることに注意してください。耳鳴を放置することなく、適宜、診察や検査をうけ、治療が必要な耳鳴か、心配しなくてよい耳鳴か専門医に判断してもらってください。

騒音性難聴は、難聴の自覚がない段階で耳鳴によって気づかれることもあります（Q1-4 参照）。耳鳴をきっかけに早い段階で騒音性難聴が確認されれば、その後の進行を防止するための対策をとることができます。耳鳴という症状は、人によっては大変苦痛に感じることも稀ではありません。耳鳴の苦痛を和らげる音響療法や指示的カウンセリングなどの方法もありますので、耳鼻咽喉科専門医にご相談ください。

騒音性難聴によって耳鳴が生じた場合、その耳鳴に対して障害認定を受けられる可能性があります（Q8-19 参照）。

**Q2-4 通常よりも音が極端にうるさいと感じる耳の疾患はありますか。**

A 難聴の中でも内耳が障害されて起こった難聴（内耳性難聴）では、「小さい音は聴こえにくく、その一方で大きい音は逆に響いて聞きにくい」と感じる「補充現象」が生じことがあります。内耳が本来持っている、外界の音を適切に調節して增幅する作用が失われたことが原因で、様々な内耳疾患で共通してみられる現象です。騒音性難聴もこの内耳性難聴の1つであり、小さな音は聴きにくく逆に大きな音はうるさく感じることが少なくありません。補充現象は過度に心配しすぎることなく、原因となる内耳疾患の診断を受け、それに対する適切な対応をとってください。

ただし、実際の音の大きさに比べて訴えがあまりにも極端な時には、耳疾患のみならず、心因性の関与も考慮する必要があります。まず耳鼻咽喉科で耳疾患がみられるかどうか診断を受け、必要に応じて精神神経科などの他の専門の医師にも相談するとよいでしょう。

**Q2-5 めまいとの関連を教えてください。**

A 内耳は蝸牛、前庭、三半規管から構成され、聴覚の感覚器（蝸牛）であると同時に、平衡覚の感覚器（前庭、三半規管）もあります。内耳の病変によって、聴覚が障害されれば難聴に、平衡覚が障害されればめまいが生じることになります。両者は非常に関係が深く、難聴とめまいが同時に起る疾患も少なくありません。

騒音性難聴は内耳の疾患ですが、難聴のみで、一般にめまいは伴いません。一方、騒音性難聴と鑑別が必要な疾患の中にはめまいを伴う難聴疾患も数多く含まれるため、難聴の原因診断の際にはめまいの有無が極めて重要になります。病院を受診するときには、難聴とめまいがそれぞれあったか、もし両方あったのであれば、それぞれの時間経過について正確に伝えるように心がけてください。

**Q2-6 中耳炎で聞こえにくい人は騒音性難聴になりにくいですか。**

A 慢性中耳炎があると音の伝わりが悪くなるタイプの難聴（伝音難聴）が起こります。通常、聞こえの神経の障害（感音難聴）はありません。

一般的に伝音難聴があると騒音のエネルギーが弱められて耳の奥（内耳）に伝えられるので、騒音性難聴になりにくいと考えられます。

ただし、エネルギーが伝わりにくくことによって逆に影響を受けやすい場合もあります。音も振動も共に物理的なエネルギーという点で共通しています。騒音に振動を伴うような作業では、振動のエネルギーは内耳に直接届き、中耳炎等の伝音難聴のためにエネルギーが外に逃げることができないと、かえって難聴になりやすい場合もあるので注意が必要です。

**Q2-7 林業でチェーンソーを使い振動があります。耳を保護するために耳栓とイヤーマフ（耳覆い）はどちらが良いですか。**

A 林業に使用されるチェーンソーのような振動機械を手に持って作業をする場合、外耳道経由で空気の振動を介して耳に伝えられる気導音（通常の騒音）と、器械の振動が上肢を経由して頭部に伝えられる骨導音（いわゆる振動）の両方のエネルギーが内耳に到達します。

この騒音と振動がともに内耳に負荷されることにより難聴の発生リスクが増大します。また、振動により自律神経の障害が起こり、それにより内耳を含めた血管が収縮して血行を悪くし、内耳血流量が減少するので騒音による障害を受けやすくなるからであろうという説もあります。

耳栓とイヤーマフの防音効果（遮音値）について、JIS 規格は表 2-2、2-3 のように基準を定めています（実際の騒音防止効果は個々の製品とその使い方によって異なります）。気導音に対しては両方とも有効ですが、振動を伴う騒音環境下では、気導音として強大音が内耳に伝わるだけでなく、骨導音としても内耳に伝わります。骨導で伝えられたエネルギーは通常であれば中耳（伝音系）を介して一部外へ逃げますが、外耳道を密閉してしまう耳栓はそれを妨げてしまいます（外耳道閉鎖効果）。

耳栓をして気導音が外から入ることを遮音しても、振動として骨導で伝えられたエネルギーは逆に外耳道閉鎖効果により増強されるため、むしろ障害が大きくなることさえ起こりますので、耳栓と耳覆いのいずれかを選択するとすれば、振動の影響が大きい作業では外耳道を開放したまま使用するイヤーマフをより推奨します。

表 2-2 耳栓とイヤーマフの JIS 規格

種類	分類	記号	備考
耳栓	一種	E P-1	低音から高音までを遮音するもの
	二種	E P-2	主として高音を遮音するもので、会話域程度の低音を比較的通すもの
耳覆い	—	EM	—

（JIS 規格）

表 2-3 防音保護具の遮音値

中心周波数 (Hz)	遮音値 (dB)		
	E P-1	E P-2	EM
125	10 以上	10 未満	5 以上
250	15 以上	10 未満	10 以上
500	15 以上	10 未満	20 以上
1,000	20 以上	20 未満*	25 以上
2,000	25 以上	20 以上	30 以上
4,000	25 以上	25 以上	35 以上
8,000	20 以上	20 以上	20 以上

\* : E P-2 の中心周波数 1,000 Hz における遮音値は、15 dB 未満にすることが望ましい。

(JIS T 8161-1983)

Q2-8 高気圧作業安全衛生規則に基づく健康診断でも鼓膜及び聴力の検査が定められていますが、何を行えばよいのでしょうか。

A 作業環境の圧力変化によって耳疾患を起こすあるいは増悪させる可能性があるために行われます。高気圧作業安全衛生規則第 38 条 4 では、雇入れ時、配置替え時、および半年ごとの定期に健康診断を実施し、医師の意見を聴取し、高気圧業務健康診断個人票（様式第 1 号）を作成、5 年間保存することとなっております。

健康診断項目の内、耳に関連するものとして、①耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無、②鼓膜所見、③聴力について記載が必要ですので、他の健診項目に加えて、①問診、②耳鏡検査、③聴力検査を行い、異常があれば耳鼻咽喉科医師による精密検査（例えばティンパノメトリー等）を行うこととなります。

上記の健康診断によって、メニエール病、中耳炎、その他耳管狭窄を伴う耳の疾病が認められれば、事業者は医師が必要と認める期間、高気圧業務への就業を禁止しなければならない（同第 41 条）とされていますので、医師の意見を聴取してください。

Q2-9 ムンプス難聴（おたふくかぜによって起こる難聴）で一側難聴の労働者がいます。健耳を守るために一般の労働者と同じ対応でよいですか。

A ムンプス難聴等による一側聾の場合、残った良聴耳が騒音性難聴になりやすいか否かは明らかにされていません。強大音に対して内耳を保護する働きがある蝸牛遠心性神経を介した受傷性への影響<sup>8)</sup>の可能性は考えられますが、ヒトにおけるこの神経の作用に関してコンセンサスは得られていません。また、騒音障害防止のためのガイドラインにも、一側高度難聴の労働者に対する特別の規定はありません。

ただし、一般論として一側高度難聴者の良聴耳にはより一層の注意が払われることが望ましく、

職場における労働衛生教育等で、「耳鳴、耳閉感など何らかの聴覚違和感が良い方の耳に生じたら、放置せずにすぐに耳鼻咽喉科専門医（騒音性難聴担当医）を受診するように」という指示があると思います。

**Q2-10 聴力検査を偽る場合がありますか。**

A 難聴がないのに聴力検査で難聴があるように偽ることを詐聴といいます。また、ある程度の難聴はありますが、実際以上に重い難聴があるように聴力検査時に装うことを誇大難聴といいます。騒音性難聴において、労災の認定や補償の問題がかかわってくる場合、そのような聴力を偽ろうとする行動はありませんことではあります。本当に困っている人の助けとなり、労災補償制度を公正に運用していくためには正確な聴力の評価が不可欠になります。

健康診断で行われる検査は選別聴力検査も気導純音聴力検査も両方とも本人の応答によって聴力を判定する自覚的聴力検査です。このような検査結果を評価するときには、もしかすると詐聴や誇大難聴が含まれているかもしれませんと考え、疑問のある時には他覚的聴力検査が可能な専門的な医療機関を紹介して聴力の評価を行ってください（Q5-17 参照）。

### 3. 作業環境管理（騒音測定および騒音低減策を含む）

Q3-1 騒音の作業環境測定を実施すべき事業所の基準を教えてください。労働安全衛生規則（安衛則）第588条 令第21条第3号に環境測定を行うべき騒音作業場として、8作業場と52作業場を規定していますが、これに該当しない場合は測定の義務はないと思われますか。

A 別表第1は安衛則第588条及び第590条の規定に基づき、6カ月に1回、定期的に、等価騒音レベルを測定することを義務付けられている8種類の屋内作業場を示し、別表第2は各種の測定結果から等価騒音レベルで85dB(A)以上になる可能性が大きい作業場を掲げたものです。（表3-1）

尚、これらに掲げていない作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる場合にはガイドラインと同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましいとされていますので、騒音がみられるようであれば、まず一度測定してみてください（Q8-4参照）。

騒音の測定方法は騒音障害防止のためのガイドラインに従って行ってください（Q3-2参照）。騒音計には周波数重み付け特性を選ぶ機能がついており、騒音測定の際にはA特性を選択します。これはヒトの耳の感度に合わせた周波数特性ですので騒音の影響をみるのに適しています。物理的なエネルギーを示すC特性やその他の周波数特性を選択できる機種もありますが、騒音レベルはA特性で測ることになっています。

表3-1 騒音障害防止のためのガイドライン（基発第546号 平成4年10月1日）

---

（別表第1）

- (1) 鉛(びよう)打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
  - (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
  - (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
  - (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落しの業務を行う屋内作業場
  - (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
  - (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
  - (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
  - (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場
- 

（別表第2）

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チッピングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場

- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶解し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てる業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガスケットをはく離する業務を行う作業場
- (23) びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し、切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス纖維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツインスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラ又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場

- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
  - (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
  - (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
  - (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
  - (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
  - (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
  - (47) さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
  - (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
  - (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
  - (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
  - (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
  - (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場
- 

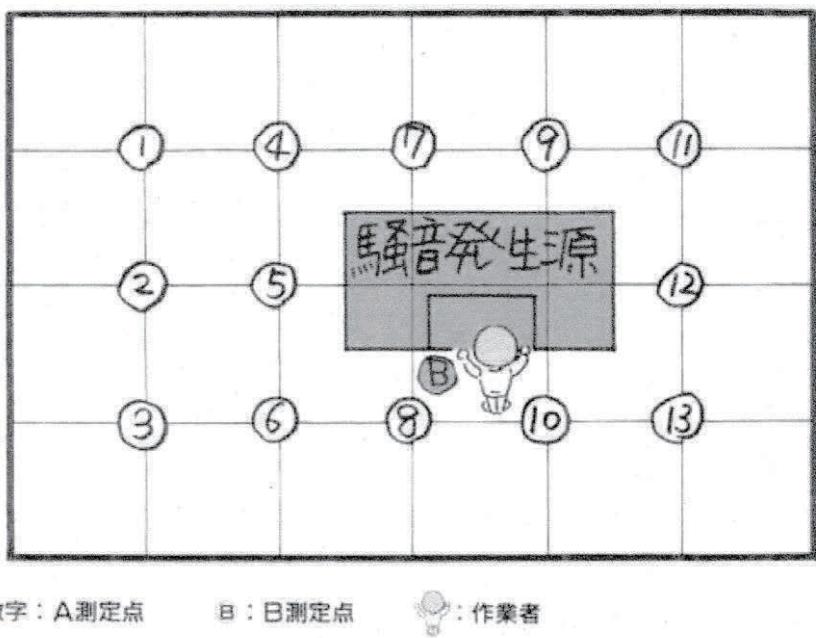
**Q3・2 騒音の作業環境測定を実施する場合、どのように測定すればよいですか。**

A 測定は作業が定常的に行われている時間帯に A 測定と B 測定という 2 種類の方法（図 3-1）で行います。A 測定は作業室内の全体の騒音環境を把握するために実施し、B 測定は個人のばく露状況を把握するために実施するものです。

A 測定では作業場の中で 6m の格子点ごとに、床上 1.2m～1.5m 間の高さに騒音計を設置して 1 箇所につき 10 分間の等価騒音レベルを測定します。設備等があつて測定が著しく困難な格子点は測定しなくて構いません（例：図 3-1 の⑤と⑫の間の格子点）（作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 4 条）。A 測定の平均値はそれぞれの測定値を算術平均して求めます。ただし、80 dB(A)未満の測定値があればそれは算術平均に含めません。

B 測定は騒音発生源に近接する場所で作業が行われる場合、その作業者の耳元に相当する位置に騒音計を置き、10 分間の等価騒音レベルを測定します。

測定は 6 カ月に 1 度、定期的に行います。設備や作業内容を変更したときにはその都度測定してください。測定箇所は記録しておき、以前の測定結果と比べられるようにしておくと、騒音が変化したときに原因の特定や対策に役立ちます。



**Q3-3** 最近研磨装置が導入され騒音が発生するようになりました。耳栓着用と健康診断を行う予定ですが、作業環境測定も必要ですか。

A 研磨作業ということですので、表 3-1 の別表 2 の (3) の作業に相当すると考えられます。ガイドラインに従って、作業環境測定を実施してください。騒音発生源が最近導入された機械 1 箇所ということであれば事業所全体の大掛かりな測定は必要でないかもしれません。まず、その機械で作業する労働者の耳元の位置で B 測定を行い、どの程度の等価騒音レベルになっているか、現状を把握されるとよいと思います。

**Q3-4** 当工場の騒音作業は原則遠隔操作で行い、点検等のため 1 日に 10 分程度作業員が立ち入るだけですが、測定が必要でしょうか。

A ガイドラインでは騒音を発生する作業場を有する事業者の責務として騒音測定をはじめ適切な措置を行うことを定めていますので、作業時間によらず測定をしてください。

騒音測定は作業環境測定士が行うという規定はありません（安衛則第 590 条、第 591 条）。従って、産業医や衛生管理者などが、騒音計を用いて測定を行って構いません。外部の作業環境測定機関に依頼することも可能です。測定結果は、①測定日時、②測定方法、③測定箇所、④測定条件、⑤測定結果、⑥評価日時、⑦評価箇所、⑧評価結果、⑨測定および評価を実施した者の氏名、⑩測定および評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要を記録し、3 年間（第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分では 5 年間保存が望ましい）保存するよう定められています。

騒音計は等価騒音レベルが測定できるように積分機能の付いた、校正済みの騒音計を用いてください。騒音計や測定方法について不明の点があれば、お近くの産業保健総合支援センターあるいは地域窓口（地域産業保健センター）にお尋ねください。

**Q3-5 騒音がありますが作業環境測定を行っていません。どうすればよいですか。**

A 騒音測定は決して難しいものではありません。特定の資格（作業環境測定士等）が必要な測定でもありません。これまで測定したことがないために敷居が高いと感じているのかもしれません。しかし、労働者の聴力を守り、事業者の管理責任を果たすためにも、騒音測定は極めて重要です。担当者自身が測定しても、外部機関に依頼してもどちらでも結構です。騒音計を持っていない、どこに頼んだらよいかわからないというような場合には、事業所のある都道府県の産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

**Q3-6 A 測定ではどのように測定ポイントを決めればよいですか。**

A A 測定は 6 m 以下の格子点で 5 カ所以上図るようになっていますが、作業場内の実態がつかめるように測定点を決めてください。その際、機械等が設置されていて作業者が立ち入ることのできない場所は測定しなくてかまいませんので、Q3-2（図 3-1）のように、図面上で妥当な測定点を定め、その測定箇所を記録に残してください。

**Q3-7 6 m に満たない狭い部屋は 1 箇所だけ測定すればよいですか。**

A 作業環境測定基準第 4 条の 2 の規定では、「A 測定の測定点は 5 以上とする。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であって、騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなときはこの限りでない」と定められています。質問のような作業場所であれば、騒音レベルが均一であることを確認の上、A 測定は 5 に満たない測定箇所でもよいと考えられます。

一方、そのような狭い作業場では音源に近接して作業が行われると思いますので、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において B 測定を行ってください（作業環境測定基準第 4 条の 3）。

**Q3-8 測定を行う高さは 1.2～1.5 m となっていますが、低すぎないでしょうか。**

A 有機溶剤等では 0.5～1.5 m の高さと規定されていますが、騒音測定では耳の高さを考慮し 1.2～1.5 m の範囲で測定するよう定められています（作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 4 条）。世代と共に労働者の平均身長の変化はあるかと思いますが、その差が騒音測定に関して結果に大きく影響するとは考えにくく、従来の規定通りに行うことで問題ないと考えられます。

**Q3-9 騒音計の時定数は Slow ではダメですか。**

A 定常的な騒音であれば Fast、Slow のどちらでも構いません。この両者は動特性（時間重み付け特性）といって、騒音計の指針の動く速さを示します。騒音レベルの変化が速い時には Slow の特性ではとらえきれず、実際より小さな値に表示される可能性が考えられます。

衝撃音が入る環境では Fast で衝撃音の強さを目視で確認する必要がありますので、測定には原則

として Fast を使用してください。

**Q3-10** ハンマーによる断続的な騒音があります。衝撃音のある騒音職場では基準が変わりますか。

A 衝撃音と定常騒音の両方の許容基準を満たす必要があります。衝撃音については、1労働日の衝撃騒音ばく露回数が100回以下なら120dB(A)を許容基準とし、それ以上の回数の時は補正を行ってください<sup>9)</sup>。衝撃騒音の測定にはオシロスコープが必要になる等、やや専門的な測定、評価になる場合がありますので、そのような際には外部の検査機関に依頼されるのが良いと思います。騒音に変動のある場合、作業時間中の、なるべくその騒音を代表すると思われる時刻、または騒音に係る問題を生じやすい時刻に騒音測定を実施してください。

**Q3-11** スマホのアプリで騒音計機能を持ったものがありますが信頼できますか。

A 実際に10種類以上のアプリがあるようです。校正された騒音計との差は小さいものでも10dBくらい誤差があり、特に騒音の周波数が高くなると誤差が大きくなる傾向があるようです（下記のホームページ参照）。また、スマホのマイクの指向性のために、向ける方向によって値が大きく影響され、周波数のA特性や時間特性のFastが設定できないという問題もあります。このような問題から、事業所の管理区分を判断する騒音測定には適しないといえます。ただし、日々の騒音の相対的な変化を確認するような使い方に限定すれば、手軽でよいかもしれません。

（日本騒音調査 ソーチョー ホームページ おすすめコンテンツ【検証】騒音計アプリでスマホが騒音計に？ 騒音計アプリの精度比較レビュー。おすすめのアプリは？ 参照）

**Q3-12** 測定結果の評価はどのようにすればよいですか。

A A測定およびB測定結果をもとに、いずれも85dB(A)未満の場合、第I管理区分。いずれかが85dB(A)以上で、いずれも90dB(A)未満の場合、第II管理区分。いずれかが90dB(A)以上の場合は、第III管理区分とします（表3-2）。

表3-2：作業環境測定結果の評価（騒音障害防止のためのガイドライン）

		B測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A測定 平均値	85dB(A)未満	第I管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第II管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	90dB(A)以上	第III管理区分	第III管理区分	第III管理区分

備考：

- 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと。
- A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。

Q3-13 85 dB(A)以上の作業場があります。耳栓着用の表示しかしていないが、管理区分の表示も必要ですか。

A ガイドラインで、第Ⅱ管理区分以上では当該場所を標識によって明示するよう定められていますので騒音が生じていることを表示してください。

Q3-14 第Ⅱ管理区分のとき、作業環境管理、作業管理をどうしたらよいですか。第Ⅲ管理区分ではどうですか。

A 管理区分ごとに以下のように定められています。

第Ⅰ管理区分の場合、作業環境の維持に努める。

第Ⅱ管理区分の場合、騒音がある場所を標識によって明示する。騒音を減らすための必要な措置（表3-3参照）を講じ、第Ⅰ管理区分になるよう努める。必要に応じ、作業者に防音保護具を使用させる。

第Ⅲ管理区分の場合、騒音がある場所を標識によって明示する。騒音を減らすための必要な措置（表3-3参照）を講じ第Ⅰ又は第Ⅱ管理区分になるよう努める。改善措置を講じたときは再度測定し評価を行う。作業者に防音保護具を使用させる。防音保護具を使用するように見やすい場所に標識を掲示する。

表3-3 代表的な騒音低減策（騒音障害防止のためのガイドライン）

分類	方法	具体例
1 騒音発生源対策	発生源の低騒音化	低騒音型機械の採用
	発生原因の除去	給油、不釣合調整、部品交換など
	遮音	防音カバー、ラギング
	消音	消音器、吸音ダクト
	防振	防振ゴムの取り付け
	制振	制振材の装着
	運転方法の改善	自動化、配置の変更など
2 伝ば経路策	対距離減衰	配置の変更など
	遮蔽効果	遮蔽物、防音塀
	吸音	建屋内部の消音処理
	指向性	音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音	防音監視室
	作業方法の改善	作業スケジュールの調整、遠隔操作など
	耳の保護	耳栓、耳覆い

**Q3-15** A 測定は 90 dB(A)未満で第Ⅱ管理区分相当、B 測定だけが 90 dB(A)を越えました。どうすればよいですか。

A 作業環境測定結果の評価（表 3-2）に従って第Ⅲ管理区分になります。Q3-14 を参考に対策を行ってください。

**Q3-16** 管理区分ⅡとⅢで異なる標識が必要ですか。

A 騒音作業場の標識について、安衛則第 583 条の 2 により、事業者は「当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずる」ことと、同第 595 条により、「耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない」という規定があります。この規定は第Ⅱないし第Ⅲ管理区分において適応されますが、管理区分が第Ⅱあるいは第Ⅲのいずれであるかを分けた表示までは求められません。

**Q3-17** 作業環境の改善を行いたい。何をどうしたらよいですか。

A まず、騒音の発生源を特定してください。主要な原因について、それぞれ表 3-3 を参考にして、可能な対策を実施していくことが望されます。

例えば、小規模事業場では、屋内でインパクトレンチ作業を行う作業者の近くに設置されていたコンプレッサーを屋外に移設して作業環境（騒音）が改善した事例があります。また、図 3-2a,b,c のような事例もあります。

対策を講じるに当たっては、労働衛生工学専門員等（作業環境測定士または労働衛生コンサルタント等）の専門家を活用してください。産業保健総合支援センターから無料で派遣します。

図 3-2a,b,c は労働者数 50 人未満の事業場の金属の機械加工が行われている作業場所の改善事例です。この作業場所では、ショットblast 出口付近が最大の騒音となっていました。ショットblast の出入口にビニール製カーテンを設けたところ、入口付近の作業者の位置と出口付近の作業者の位置での騒音が低減しました。作業環境測定結果は、A 測定結果と B 測定値とが共に低減し、第Ⅲ管理区分から第Ⅱ管理区分に改善しました。



図 3-2a : ショットblast出入口にビニール製カーテンを設けたところ、周囲の騒音が低減



図 3-2b : 入口のビニールカーテン



図 3-2c : 出口のビニールカーテン

**Q3-18** 自動プレス機が騒音源だったので防音材で囲い騒音はある程度低減しました。しかし、搬入部・搬出部に 10 cm 四方の開口部があり閉じることができません。どうすればよいですか。

A 代表的な騒音低減策は表 3-3 の通りです。開口部からの音漏れが大きく遮音が不十分なようなら開口部に可動式の吸音材をあてる方法等が考えられます。現場での対策がうまくいかない時には、産業保健総合支援センターにご相談ください。産業保健相談員（労働衛生工学）や労働衛生工学専門員が事業場に赴いて相談に応じてくれます（無料です）。その他、有料ですが労働衛生コンサルタントに相談する方法もあります。専門家から良いアドバイスが得られると思います。

**Q3-19** 気吹き（エアーブロー）の音がうるさいので改善したい。

A エアーブローは使用中には 90 dB(A)を超える騒音が出ることも少なくありません。しかし、機種によっては、低圧力で使えるものやノズルの工夫で騒音を低減させる効果をうたった機種も出ていますので試してみるとよいでしょう。変更前後の騒音レベルを測定しておくことを勧めます。

**Q3-20** インパクトレンチ作業の音がうるさいので改善したい。騒音発生源を密閉することはできないが、作業者と発生源との間に遮へい物（ついたてのようなもの）を設けた場合、騒音対策として効果がありますか？

A ついたてのような遮へい物は音の伝搬を低減する効果があります。可能であれば、吸音率の大きい材質を用い、密閉できなくても、できるだけついたてを高く、開口部を狭くすると効果が高まります。

**Q3-21** 鉄板の作業台の上でインパクトレンチを使っています。騒音が振動を伴って最もうるさいようです。どうすればよいですか。

A 作業台が鉄板ですと、音の反響や振動も強く伴うことが危惧されます。可能であれば消音、防振効果（表 3-3）を期待してゴム板を敷くなどの対策が考えられます。振動と騒音がともに加わると難聴を増悪させます（Q2-7 参照）。ゴム板で振動や反響の部分だけでも減少させることができますれば意義は大きいと思われます。産業保健総合支援センターや地域窓口（地域産業保健センター）に相談し、専門家に現場を見ていただきアドバイスを求める（Q3-18 参照）のがよいと思います。

**Q3-22** 大企業では専用の施設に変更して、シャッターで騒音防御するという対策を講じていると聞きましたが、かえって騒音がひどくなりませんか。

A 表 3-3 に示す騒音対策の中でシャッターは、2. 伝ば経路策の遮蔽効果を期待したものです。騒音発生源と作業者の間をシャッターで仕切ることができれば、シャッターの材質にもよりますが、効果的な騒音低減策の 1 つになります。勿論、シャッターの内側で作業をしていては何にもなりませんので、当該騒音作業が機械化されているなど、その場に作業者が立ち入らずに済むことが必要になります。

**Q3-23** 騒音レベルがある時間帯だけ 90 dB(A)になってしまいます。どのようにすればよいですか。

A まず、その時間帯に騒音が増加する原因を特定し、騒音自体を低減できるか考えることが第1になります。産業保健総合支援センターに相談して、実際に現場を見ていただき相談するのも良いかもしれません。

その時間帯の騒音がどうしても低減できない時には、次に作業管理を行います。その時間帯に現場に立ち入る時間を減らせないか、作業の方法、手順などを検討してみるのも良いかもしれません。それも難しい時には、厳重に防音保護具で耳を保護しての作業という対策になると思います。

騒音が生じるのは一部の時間帯だけであっても、対策はガイドラインに則って、作業環境管理、作業管理、健康管理並びに労働衛生教育を行ってください。

**Q3-24** 化学物質では第Ⅲ管理区分は第Ⅰ管理区分の管理濃度の 1.5 倍となっています。騒音では管理区分が 85 dB(A)と 90 dB(A)で分けられており、整合性はありますか。

A 管理区分とは、第Ⅰ管理区分は作業環境管理が適切であると判断される状態、第Ⅱ管理区分は作業環境管理にお改善の余地があると判断される状態、第Ⅲ管理区分は作業環境管理が適切でないと判断される状態を意味します。騒音に関しての基準値の根拠は Q8-3 を参照してください。基準は有害因子によってさまざまですので、それぞれの基準に従ってください。

**Q3-25** 外部機関に作業環境測定を依頼する場合、監督官庁に提出できる公的な報告書を作成してもらえますか。

A 作業環境測定として実施する騒音測定について、事業者が、監督官庁である労働基準監督署から、騒音測定の実施状況の報告を求められることはあります、労働基準監督署にとっては騒音測定が実施されていることを確認するために報告を求めるのであって、騒音測定結果が必要なわけではありません。したがって、騒音測定結果が監督官庁（労働基準監督署）提出用の報告書として作成されることはありません。

外部機関に関して、作業環境測定を業として行うためには都道府県労働局に登録しなければなりません。都道府県労働局に問い合わせて登録されている作業環境測定機関を教えてもらうことができます。また、作業環境測定機関が加入する団体として公益社団法人日本作業環境測定協会（作業環境測定法第 36 条）があり、日本作業環境測定協会のホームページには会員の作業環境測定機関が載っています。

ただし、騒音に関しては測定者の資格は不要ですので、ガイドラインで定められている測定基準に従って校正された機器を用いて適切に測定・評価を行えば、外部委託は必ずしも必要ではありません。

環境に関する法令等に基づく報告や届出については、自治体の環境政策所管部署にお問合せいただく必要があります。

#### 4. 作業管理（騒音性難聴防止対策）

Q4-1 騒音作業場があり、騒音を小さくすることができません。対策を教えてください。

A 作業環境管理として騒音自体を小さくできるのが最善ですが、それが難しいようであれば、次に、耳栓や耳覆い徹底して耳を保護するかあるいは騒音作業に従事する時間を短縮する作業管理を考えます。

その際、労働者に対して、耳栓等は正しく装着しないと十分な効果が期待できないこと（図 4-1）、作業時間を通して使用しないと保護効果が大きく損なわれることを十分教育することが大切です。

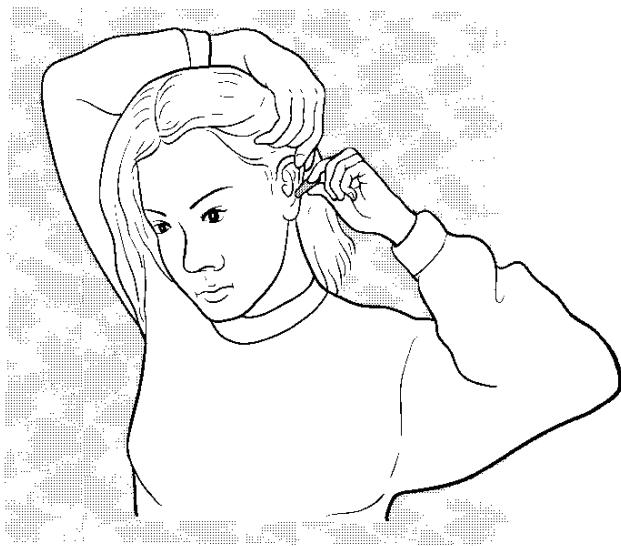


図 4-1：耳栓の正しい装着法

（日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会作成：騒音性難聴教育用スライドより引用）  
反対側の手で耳介を後上方に引っ張り、外耳道を真直ぐにして耳栓を十分深く押し込む。

Q4-2 耳栓と耳覆いはどちらがよいですか。

A 耳栓と耳覆いそれぞれ様々な製品が市場に出ています。表 2-2 および表 2-3 のように、耳栓や耳覆いは JIS 規格で基準が定められており、認証されている製品を使用してください。正しく使えば両者とも一定レベル以上の防音効果を期待できるものです（表 2-3）。作業内容によっては防塵マスクや手袋を併用する場合もあり、どちらが使いやすいかは、人によってあるいは作業場によって異なると思います。労働者 1 人 1 人の使いやすさ、作業のしやすさ、装用感、値段等をもとに選んでいただいて構いません。

作業中の会話がどうしても必要になる場合、耳栓の EP-2 規格製品は低周波域の会話音を通すように作られていますので試してみる価値はあります。また、特に強大な騒音環境では耳栓と耳覆いの併用も効果が期待されます。

**Q4-3** 職員が耳栓を着用するとコミュニケーションがとりにくくといっているがどのように指導したらよいですか。

A 耳栓の種類によっては低周波域の会話音を通しやすい製品（EP-2）（表2-3参照）もあるので、それを使うことが方法の一つとして考えられます。また、コミュニケーションは必ずしも声だけであるものではないので、指差し等、音声に頼らないコミュニケーション手段を用いる作業手順を検討してみるとよいと思います。

（参考）ノイズキャンセリング技術を応用した耳栓やヘッドホンも開発されてきていますが、騒音性難聴防止を目的としたものではありません。低音の定的な騒音については一部低減できるかと思いますが、刻々と変動する騒音に対処することは技術的に容易ではなく、コストの問題もありますので、現時点でののような機器を職場の騒音対策に用いるのは難しいと考えられます。

**Q4-4** 建屋内的一部しか 85 dB(A)以上になっていないのですが、耳栓の着用はどのように指導したらよいですか。

A 建屋内的一部だけが 85 dB(A)以上であっても、そこでだけ耳栓を着用し、頻回に脱着を繰り返しながら作業するのは現実には難しいのではないかと思われます。耳を守るためには、建屋内に入る際に耳栓を着用するよう決めておいた方がよいと考えられます。

**Q4-5** グラインダー作業時だけ騒音が発生します。その時だけ耳栓をすればよいですか。

A それ以外の時の騒音レベルが十分低く、騒音が発生する前に作業者全員が耳栓を装着することが可能な作業場であれば、そのような対策もあり得ると思います。しかしながら、誰かがグラインダー作業を始める時に周囲で作業している同僚が気づかなかつたり、頻回に着脱を繰り返すことが手間になって結局使われなくなったりということが危惧されます。

一部の時間でも耳栓をしないで作業すると耳栓の保護効果は大きく損なわれます（Q4-10 参照）ので、実行可能な対策を取ってください。

**Q4-6** 第Ⅲ管理区分では耳栓着用は義務ですか。

A 第Ⅲ管理区分では作業に従事するすべての作業者が耳栓等の防音保護具を使用しなければなりません。これは、安衛則第 595 条に「事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。」とあるように、事業者の義務です。同条第 2 項には、当該保護具を使用しなければならない旨を見やすい場所に掲示しなければならないとも定められており、標示も行ってください。

着用を嫌がる作業者もいるかもしれません、それに対しても労働者に対して労働衛生教育を行うこととガイドラインに定められています。

**Q4-7** 騒音発生源近くでは 85 dB(A)以上ありますが、作業者の位置では 70 dB(A)程度です。音源から離れて作業する労働者にはどのように指導したらよいですか。

A 85 dB(A)以上の場所では騒音の標識が必要です。どの範囲で騒音が大きいかを把握した上で全体の作業を振り返ってみるとよいでしょう。騒音の大きい場所に作業者が立ち入ることがないか確

認し、立ち入らずにすむように作業工程を変更できるか等を確認してください。

より根本的には、音源と作業位置が離れているのであれば、音の伝ば経路対策（表 3-3）として音源を遮蔽する等の対策も可能かもしれませんので、そのような作業環境管理を行うことも考慮してください。

上記のような管理が困難で、やはり作業者が一定時間音源の近くでも作業を行うようであれば、積極的に耳栓等の保護具着用を勧めてください。

**Q4-8** 難聴があり普段から補聴器を使用している労働者がいます。騒音作業を行うにあたって補聴器の上から耳覆いを装着して作業をするのは適切ですか。

A 通常、難聴者は騒音下での言葉の聞き取りは低下していますので、たとえ補聴器を使って音が入ってきても騒音作業中の会話聴取は困難と考えられます。一方、補聴器の上から耳覆いをあてることによって補聴器にハウリングが生じたり、補聴器の調整の状態によっては騒音が予想を超える大きな音に増幅されて耳に入る危険も否定はできません。有効性が乏しく、安全性に問題がありますのでご質問のような使い方は勧められません。難聴者もそれ以上の進行を防止するために騒音下では耳栓を使う必要があります。当該労働者とよく話をして、騒音作業中には補聴器を使わないことに対するのがよいでしょう。

作業中の意思疎通には合図を決めておき身振りで伝える、あるいは、ホワイトボード等を用いて筆談するという方法もあります。

**Q4-9** 騒音職場には一週間に数回しか行きませんが、対策は必要ですか。

A ばく露時間が短ければ、それだけ難聴発症リスクは低下します。ただし、著しい強大音は短時間であっても音響外傷を起こすことがあります（Q2-1 参照）。また、難聴の起こりやすさ（強大音受傷性）には個人差があることが知られていますので、騒音レベルを測定し耳栓を含めて適切な対応をとるようしてください。

**Q4-10** 耳栓は付けたり外したりしてもよいですか。

A 耳栓は作業時間を通して正しく使う必要があります。

例えば、遮音効果 20 dB の耳栓を使って等価騒音レベル 100 dB(A) の環境で働くとします。就業中、きちんと耳栓を使えば 80 dB(A) で安全なレベルになります。しかし、

$$(未着用率) p = (\text{未着用時間}) \div (\text{全就業時間})$$

とおくと、以下の式で実質的なばく露騒音レベルが求められます。

$$L_{eqA} = 10 \log(10^{10}p + 10^8(1-p))$$

これを計算すると、僅か 3% の未着用率で騒音レベルは 86.0 dB(A) に増加し、10% の未着用率になると 90.4 dB(A) と明らかに危険なレベルにまで達します。作業時間を通して着用しなければ十分な保護効果は期待できないことがお分かりいただけだと思います。耳栓・イヤーマフは騒音作業場に入る前に装着することを徹底してください。

## 5. 健康管理①（健康診断と聴力検査）

**Q5-1 騒音作業従事者の聴力検査は年に1回ですか、半年に1回必要ですか。**

A 一般健康診断の定期健康診断は安衛則44条に定められているように（表5-2）年に1回ですが、特定業務従事者（安衛則第13条：表5-1）においては6カ月以内ごとに1回（年に2回）健康診断を行うと定められています（安衛則45条）。表5-1の⑧に該当する職場はおむね90dB(A)を超える騒音が発生する職場とされ、その場合、年に2回の健康診断は義務となります。

騒音作業はじん肺のように個別の法令に基づく特殊健康診断ではなく、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき行われる行政指導による特殊健康診断の対象業務であり、85dB(A)以上になることが想定される騒音作業に常時従事する労働者に対して、雇入時等健康診断と年に2回の定期健康診断（図5-1）が努力義務として定められています。これに関する同様に遵守することが求められます。

表5-1：安衛則第13条に定められる特定業務

- 
- ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
  - ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
  - ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
  - ④ 土石、獣毛等の塵埃又は粉末を著しく飛散する場所における業務
  - ⑤ 異常気圧下における業務
  - ⑥ 削岩機、鉄打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
  - ⑦ 重量物の取扱い等重激な業務
  - ⑧ ボイラーメンテナンス等強烈な騒音を発する場所における業務
  - ⑨ 坑内における業務
  - ⑩ 深夜業を含む業務
  - ⑪ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
  - ⑫ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉塵を発散する場所における業務
  - ⑬ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
  - ⑭ その他厚生労働大臣が定める業務
- 

**Q5-2 特殊健康診断として行われる定期健康診断の選別聴力検査で所見ありとなった労働者がいます。次にどうしたらよいですか。**

A 図5-1のように定期健康診断の選別聴力検査で所見があれば、医師の判断を仰いでください。この際、評価及び健康管理上の指導は、耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行うこととされていますが、日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医が適任です。騒音性難聴担当医は

耳鼻咽喉科専門医であり、かつ日本耳鼻咽喉科学会が開催する講習会を受講し試験に合格し認定された医師であり、平成30年4月現在全国に916名おります。学会のホームページ(<http://www.jibika.or.jp/members/nintei/souon/souon.pdf>)ならびに巻末資料に掲載されていますので、お近くの担当医を探してみてください。直接依頼しにくい時には、産業保健総合支援センターや地域窓口（地域産業保健センター）を介してお近くの担当医にご相談ください。

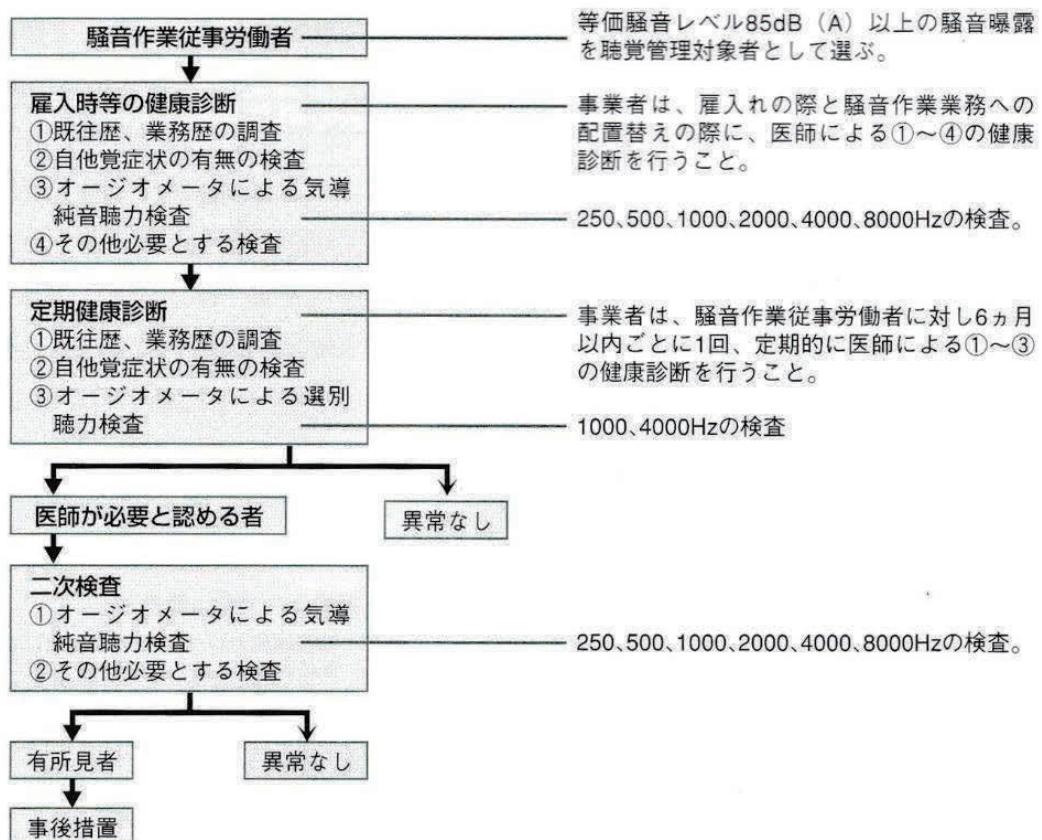


図5-1 健康管理の体系（調所廣之、2006<sup>13)</sup>より引用）

Q5-3 聴力検査はどのような人が行うことができますか。

A ガイドラインでは、選別聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師等が行うことが適当であると記載されています。一方、250～8000Hzの聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師等が行うこととなっています。つまり、選別聴力検査では資格が必須とまでは定められていません。

とは言え、本検査に習熟していないければ正しい検査はできませんので、担当になる方は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会の選別聴力検査研修会を受講して学習していただくとよいと思います。

Q5-4 騒音職場を担当しています。いつ聴力検査を行えばよいですか。

A 音響による難聴には、時間とともに回復する部分（一過性閾値上昇：temporary threshold shift：

TTS) と回復しない部分（永久的閾値上昇：permanent threshold shift: PTS）があります。健康診断の聴力検査で確認したいのは PTS です。騒音ばく露直後で TTS の影響が加わっている時間帯を避け、検査を行うことが勧められます。

Monday morning test、つまり週末の休業日に十分耳を休ませて、月曜日の朝の騒音作業始業前に検査を行うのが理想です。不可能な時には、その他の曜日の始業前や昼休憩の後等、騒音ばく露の影響ができるだけ避けられる時間に検査を行うとよいでしょう。

**Q5-5** 1,000 Hz では 30 dB が、4,000 Hz では 40 dB が聞こえればよいのでしょうか。以前、4,000 Hz では 30 dB が聞こえればよいと聞いた記憶があります。

**A** 1,000 Hz と 4,000 Hz で判断するのは選別聴力検査です。一般健康診断の聴力検査では安衛則第 43 条の規定により雇入れ時に全員に検査を行うこととなっています。この際には 1,000 Hz で 30 dB、4,000 Hz も 30 dB が健常聴力の判定に必要となります。一般健康診断対象者のその後の定期検査では、1,000 Hz で 30 dB、4,000 Hz は 40 dB で判定します。

一方、騒音作業従事者の特殊健康診断では、ガイドラインの解説に従い雇入れ時に気導純音聴力検査を行い、その後の定期健康診断で 1,000 Hz で 30 dB、4,000 Hz は 40 dB で検査を行います。

表 5-2 各種健康診断における聴力検査

	騒音作業従事労働者の特殊健康診断	一般健康診断
雇入時等健康診断	行政指導による健康診断	安衛則第 43 条
測定内容	250, 500, 1000, 2000, 4000, 8000 Hz の 気導純音聴力検査	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-30 dB
聴力検査以外	既往歴、・業務歴の調査 自他覚症状の有無の検査 その他必要とする検査	
定期健康診断	行政指導による健康診断	安衛則第 44 条
実施時期	半年ごとに 1 回	35 歳時, 40 歳時, 45 歳 以降毎年 1 回
測定内容	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-40 dB	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-40 dB
聴力検査以外	既往歴、・業務歴の調査 自他覚症状の有無の検査	
医師が必要と認め る者の二次検査	250, 500, 1000, 2000, 4000, 8000 Hz の 気導純音聴力検査 その他必要とする検査	

尚、これとは別に、学校保健安全法に定める児童、生徒の聴力検査では 1,000 Hz-30 dB、4,000 Hz-25 dB を用いています。

**Q5-6 定期健康診断で 1,000 Hz・30 dB と 4,000 Hz・40 dB の選別聴力検査測定は妥当ですか。**

A 正常聴力の定義は平均聴力レベルで 25 dB 未満とされています<sup>10)</sup>。ただし、防音室もない事業所で行う健診において、25 dB 以上～30 dB ないし 40 dB 未満の軽度難聴の有無を厳密に追及する意義は乏しいと考えられ、選別聴力検査を行うにあたっては、上記の周波数と測定レベルで検査を行います。

選別聴力検査で所見ありと判定された場合、二次検査では 250～8,000 Hz の各周波数について聴力レベルを測定します。一方、選別聴力検査で所見なしと判定される方の中に、4,000 Hz の聴力レベルが 25～40 dB の初期の騒音性難聴が含まれている可能性があり、ガイドラインでは、年に 2 回の定期健康診断の内の 1 回は、4,000 Hz で 40 dB の判定だけではなく、その閾値（聴こえる最も弱い音のレベル）を検査することが望ましいとされています。

**Q5-7 半年に 1 度の定期健康診断は、必ず選別聴力検査をしなければなりませんか。**

A 騒音職場において特殊健康診断として行われる定期健康診断では半年に 1 度、選別聴力検査以上の評価ができる検査が求められています。1,000 Hz 及び 4,000 Hz の選別聴力検査のみを行ったのでは騒音性難聴の初期段階では所見なしと判定される可能性があるため、より早期に発見するためには、年に 2 回の定期検査のうち 1 回は閾値を図る検査が望ましいと考えられています（Q5-6 参照）。

更に、多くの労働者が毎回必ず選別聴力検査で所見ありとなり、改めて二次検査として 250～8000 Hz の気導純音聴力検査を行うような事業所であれば、評価する医師の判断のもと定期検査を最初から気導純音聴力検査で行う方が、効率が良い場合も考えられます。

**Q5-8 作業環境測定で第 I 管理区分でした。特殊健康診断として求められる半年ごとの定期健康診断は必要ですか。**

A 第 I 管理区分の屋内作業場（あるいは 85 dB(A) 未満の屋外の作業場）で業務に従事する労働者については、騒音障害防止のためのガイドラインに定める半年に 1 度の定期健康診断は省略しても差し支えないこととなっています。

ただし、機械の固定が緩む等、わずかな変化で気づかないうちに騒音レベルが高まっている場合もありますので、作業環境の維持に留意してください。

**Q5-9 聴力検査の結果がマイナスで返ってきました。どういう意味ですか。**

A 純音聴力検査では閾値（聞こえる一番弱い音のレベル）を調べ、聴力が悪いほど聴力レベルは大きな数字になります。それぞれの周波数で健常の人が聞こえる音の大きさを JIS 規格で 0 dBHL（ヒアリングレベル）として定義しており検査音が出力されますが、0 dBHL よりも小さな音まで聞こえる場合には結果がマイナスの値になります。

**Q5-10 選別聴力検査で所見なしでした。耳鳴の訴えはありますが何もしなくてよいですか。**

A 騒音職場での健康管理では聴力だけでなく、騒音のばく露歴や自他覚症状の有無を確認することも大切です。選別聴力検査で 1,000 Hz と 4,000 Hz は基準内であっても、ごく初期の騒音性難聴

のこともあり、あるいは 6,000 Hz 聴力がより強く障害されるケース等もあるので、選別聴力検査で所見がなくても騒音性難聴がないとはいえません。

耳鳴などの自覚症状が強く、騒音性難聴を疑うようであれば、専門の医療施設で精査が望ましいと考えられます。

**Q5-11 選別聴力検査で片側だけ所見ありとなりました。どうすればよいですか。**

A 図 5-1 の流れに沿って二次検査としての気導純音聴力検査を行ってください。

騒音性難聴では通常左右がほぼ対称な難聴になりますが、発症の初期には左右の聴力に差がみられることもあります。気導純音聴力検査では所見なしであった耳の方にもわずかな聴力低下が認められるかもしれません。

もう一つ考えられるのは騒音以外の難聴が生じている可能性です。耳鼻咽喉科専門医（可能であれば騒音性難聴担当医）（Q5-2 参照）に評価してもらうように指示してください。

**Q5-12 左右とも 250 Hz の聴力だけ低下している労働者が多数います。どうすればよいですか。**

A 250 Hz の低音の検査では、周囲に雑音があるとき影響を受けて結果が悪くなりやすいことが知られています。ガイドラインでも 250 Hz における検査は省略しても差し支えないとされています。

両側 250 Hz だけの低下は騒音性難聴とは考えなくて結構です。他の難聴疾患を疑うような自他覚症状がなければ追加検査は不要です。何か気になる症状があれば専門の医療機関にご相談ください。

**Q5-13 騒音健診の実施及び評価はだれに依頼すればよいですか。**

A 聴力検査の実施については研修を受けた方（Q5-3 参照）が行ってください。健康診断結果の評価について、ガイドラインでは耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行うと記載されています。特に日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）がこの分野の専門家であり最適です。そのような医師に心当たりがない場合、事業所のある地域を担当する産業保健総合支援センターや地域産業保健センターにお問い合わせください。

**Q5-14 健康診断を行いました。この後、何をすればよいですか。**

A ガイドラインに定められた事後措置を行ってください（第 6 章参照）。

健康診断の結果は 5 年間保存するように定められています。ただし、騒音性難聴が少なくとも 5 年から 15 年の長い経過で発症していくことを考慮すると、定められている 5 年の保存期間では足りないかもしれません。騒音性難聴を正しく診断し、更なる難聴の進行を予防し、起こってしまった難聴に対しては障害が公平に認定されるために、雇入れ時を含むこれまでの聴力の経過は極めて重要な根拠となります。より長期の保存が、労働者にとっても事業所にとっても望ましいと考えられます。

また、健康管理の結果は、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告することと定められています

(Q6-3 参照)。

**Q5-15 騒音職場を離れた労働者の聴覚管理は、その後何年続ければよいですか。**

A 騒音環境から離れれば騒音性難聴はそれ以上進行しないと考えられます。従って、離職後には特殊健康診断としての事業所における聴覚管理は不要です。ただし、年齢に応じた加齢性難聴の変化が加わるため、本人がかかりつけの耳鼻咽喉科を持ち、その聴力に応じた指示を受けることが望まれます。

**Q5-16 健診機関に聴力検査を依頼していますが、正確にできているか疑問です。**

A ガイドラインには、検査は検査音の聴取に影響を及ぼさない静かな場所で行うと定められており、通常、応接室等その事業所内で最も静かと考えられる場所で行います。それでも、医療機関内の防音室のような検査環境ではありませんので、健診場所の静寂が保たれるようになるだけ配慮してください。正確に検査できていない疑いがあるとき（医師が必要と認めるとき）には、図 5-1 の流れに従って二次検査に進んでください。

**Q5-17 難聴のふりをする労働者もいるかもしれません。どうすればよいですか。**

A 労災が認められる等、検査結果が悪く出ることで何らかの利益が得られる場合、そのようなことも起こります<sup>11)</sup> (Q2-10 参照)。通常、健康診断で用いられる検査は、検査を受ける人の応答によって判定をする自覚的聴力検査なので検査結果を偽ろうとする人を判断するのは困難です。そのような場合には二次検査において「その他必要とする検査」として専門的な検査<sup>12)</sup>を行うことができます。適切な医療機関にご紹介ください。

## 6. 健康管理②（健康診断結果に基づく事後措置）

Q6-1 健康診断で所見ありの労働者が複数います。どうすればよいですか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインに従って、1つ1つ実施していくことが大切です。まず、騒音レベルを測定します（第3章参照）。エリアごとの管理区分を明確化して適切な標識を設置します。

騒音を低減させる努力も必要です。産業保健総合支援センターに問い合わせ、専門的な騒音低減のアドバイスを依頼するとよいと思います。

騒音の作業環境が容易に改善できない時、次に作業管理を考えます。離れて遠隔操作ができるいか、騒音作業の時間を短縮できないか等を考慮し、加えて実効性が高い対策として、耳栓等の防音保護具を着用するようにします。

耳栓等の防音保護具は第Ⅲ管理区分（90 dB(A)以上）では全員が就業時間を通して必須です。必ず耳栓等を使うよう見やすい場所に表示を出してください。また、第Ⅱ管理区分（85～90 dB(A)）でも、少なくとも聴力検査で既に所見がみられる者には耳栓等を着用させてください。

一次検査で有所見であれば、必ず二次検査を受けさせてください。難聴の程度および難聴の原因が騒音によるものかを適切に判断するために、日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）の診察を受けることを勧めます。その結果、必要のある者には作業従事時間の短縮等の必要な措置を講ずることとなっています。

Q6-2 騒音特殊健診後の事後措置を教えてください。

A 聴力レベルに基づく健康管理区分（表 6-1）に従って措置を行ってください。

表 6-1 聴力レベルに基づく健康管理区分

平均聴力レベル		区 分	措 置
高音域	会話音域		
30 dB 未満	30 dB 未満	健常者	一般的聴覚管理
30 dB 以上 50 dB 未満		要観察者 (前駆期の症状が認められる者)	第Ⅱ管理区分に区分された場所等においても防音保護具の使用の励行、その他必要な措置を講ずる。
50 dB 以上	30 dB 以上 40 dB 未満	要観察者 (軽度の聴力低下が認められる者)	
	40 dB 以上	要管理者 (中等度以上の聴力低下が認められる者)	防音保護具の使用の励行、騒音作業時間の短縮、配置転換、その他必要な措置を講ずる。

備考 1. 高音域の聴力レベルは、4,000 Hzについての聴力レベルによる。

2. 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベル（500, 1000, 2000 Hz の3周波数の聴力レベルの平均）による。

Q6-3 労働基準監督署への報告の仕方を教えてください。

A 健康診断結果は、「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」（表 6-2）を用いて所轄労働基準監督署に遅滞なく報告します。この際、管理 A, B, C は表 6-3 の健康管理区分表（基発第 939 号 昭和 38 年 8 月 19 日）に基づき記載することとなっています。騒音性難聴は聴覚検査異常を有するため管理 A ではありません。治療が有効でないため、管理 C にも該当しません。二次検査（オージオメータによる気道純音聴力検査）は経過観察のために必須と考えられますので、騒音性難聴は全員が管理 B2 に分類されることになります。該当する人数を記載して労働基準監督署へ提出してください。

ただし現状の記載法では、どの程度の騒音性難聴がそれぞれどのくらいの数発生しているのかを把握することができませんので、将来的には、騒音性難聴に関しては表 6-1 の要管理者に該当する中等度以上の聴力低下が認められる者の数を表 6-2 の管理 C 該当者として報告する等、報告書の記載ルールの変更がなされるとよいかもしれません。

表 6-2 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18\\_10.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_10.pdf)

## 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

項目	人 数				
従事労働者数					
第1次健康診断	受診者数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
	上記のうち 有所見者数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
第2次健康診断	対象者				人
	受診者数				人
健康管理区分	管理A該当者				人
	管理B該当者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
	管理C該当者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

表 6-3 健康管理区分表

<https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-26/hor1-26-3-1-2.html>

## 健康管理区分表

区分	原則	
管理 A	第1次健康診断の全ての検査項目に異常が認められない者	
管理 B	1	第1次健康診断の検査項目に異常を認めるが、医師が第2次健康診断を必要としないと判断した者
	2	第2次健康診断の結果、管理Cに該当しない者
管理 C	第2次健康診断の結果、治療を要すると認められる者	

Q6-4 聴力に左右差があり該当する健康管理区分が異なる時はどうすればよいですか。

A 騒音性難聴の聴力像は原則として左右差のない感音難聴です。ただし、初期の dip の深さなど多少の左右の非対称がみられることはあり、そのため一側が健常、対側が要観察になること等はあります。しかし、健康管理区分は一人一人の労働者個人に対して定めるものですので、左右で区分が異なる場合には悪い方の区分に分類して措置を行うことが妥当だと考えられます。

Q6-5 高音域聴力検査で 3,000 Hz や 6,000 Hz を測ったときも 4,000 Hz で判断するのですか。

A 現時点では 3,000 Hz や 6,000 Hz のデータは十分ではなく、健康管理区分の判定は騒音障害防止のためのガイドラインの表<sup>13)</sup>（表 6-1）に従って高音域は 4,000 Hz で判断することとなっています。ただし 3,000 Hz や 6,000 Hz の聴力も大切ですので、将来的には、より高音域聴力の評価感度を高めることができるように、3,000 Hz や 6,000 Hz も測定しデータの集積をしていくことが望ましいと考えられます。

Q6-6 すでに騒音性難聴と診断されております。進行を防ぐにはどうすればよいですか。

A 既に難聴になっている労働者の場合、進行を防ぐためには健聴な労働者より厳密な措置が必要となります。どうせ聞こえないから耳栓をしなくても同じだと考える人がいらっしゃいますが、それは間違います。聴力レベルに基づく健康管理区分（表 6-1）に従って、進行を防ぐ措置（Q6-1 参照）を行ってください。

Q6-7 難聴が大分進んでいるようです。どのように対応したらよいですか。

A ガイドラインには、中等度以上の聴力低下が認められ、聴力低下が進行するおそれがある者に對しては、防音保護具使用の勧めのほか、騒音作業に從事する時間の短縮等必要な措置を講ずることと記載されております。難聴が大分進んでいると周囲の方が感じる場合、既にこの段階に進んでいる可能性があります。まず正確な聴力評価が必要ですので、耳鼻咽喉科専門医（あるいは騒音性難聴担当医（Q5-2 参照））を受診し、診断ならびに聴力レベルを確認してください。

更なる進行を防ぐためには、防音保護具が正しく使用できているか厳重に指導することは勿論ですが、騒音作業時間を減らす対策も考えなければならないかもしれません。ただし、熟練の労働者の場合等、配置換えを本人も望まず、事業所としても代われる人がいないような例もあるかと思います。ケースバイケースの判断にならざるを得ないかもしれません、その労働者の聴覚保護と職業継続の両立を支援するために最善の措置がとれるよう、本人、事業所、産業医、主治医、産業保健総合支援センター等が連携して方針を決めていくことが望まれます。

主治医と産業医の意見に基づき、事業者が就業上の措置を決定するという枠組みの中で、産業医がどのような意見を述べたらよいか迷う場合には、産業保健総合支援センターに連絡していただきますと、産業保健相談員（産業医学）等が相談に応じることができます。

## 7. 労働衛生教育

Q7-1 騒音について従業員教育を実施したい。どうすればよいですか。

A ガイドラインには、事業者は、常時騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うことと定められています。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 防音保護具の使用の方法
- ④ 改善事例及び関係法令

教育の実施は、騒音についての最新の知識ならびに教育技法についての知識及び経験を有するものを講師として、上記の4つの科目ごとに表7-1に掲げる範囲及び時間で実施すると定められています。講師を探す際は産業保健総合支援センターにお問い合わせください。例えば、工業団地や事業者団体等、多くの会社が共同で従業員教育を実施する場合には、産業保健総合支援センターの支援が得られると思いますのでご相談下さい。無料です。

表7-1：騒音作業従事労働者労働衛生教育（騒音障害防止のためのガイドライン）

科 目	範 囲	時 間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類	60分
	(2) 聴力障害	
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価	50分
	(2) 騒音発生源対策	
	(3) 騒音伝ば経路対策	
3 防音保護具の使用の方法	(1) 防音保護具の種類及び性能	30分
	(2) 防音保護具の使用方法及び管理	
4 改善事例及び関係法令	(1) 改善事例 (2) 騒音作業に係る労働衛生関係法令	40分

Q7-2 職場の衛生管理者が社内で教育を行いたいのですが問題ないでしょうか。事前に講習を受けるなど、教育を行う側の資格は必要ですか。参考資料があれば教えてください。

A 教育内容と時間配分は表7-1に示した通りです。参考図書は特に定められていません。例として以下の書籍がありますので使いやすいものをご利用ください。

- ・青柳幹浩他：騒音障害を防ぐ（作業者用テキスト）。第2版、中央労働災害防止協会編、2001。
- ・藤田周弥：騒音対策。産業医科大学産業医実務研修センター編、使える！健康教育・労働衛生教育55選、（社）日本労務研究会、2016。

ガイドラインでは労働衛生教育について、「騒音についての最新の知識並びに教育技法についての

知識及び経験を有するものを講師として、表 7-1 に示された科目ごとに、指定された範囲及び時間で実施する」とされていますので、特別の資格が求められているわけではありません。職場の担当者がまだ慣れていないようであれば、産業保健総合支援センターに相談（Q7-1 参照）し、センター主催のセミナー等で最新の知識を学んだ上で、職員に情報を伝達してください。

**Q7-3 労働衛生教育の実施方法を教えてください。教育機関はありますか。**

A ガイドラインに、騒音作業従事労働者労働衛生教育の実施科目、内容、時間が定められています（表 7-1）ので、知識のある担当者が社内にいれば自社で実施していただいて結構です。難しいときは、産業保健総合支援センターや地域窓口にご相談ください（Q7-1 参照）。

その他、外部講師に依頼して実施する場合は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会都道府県支部に問い合わせて講師を紹介してもらう方法があります。また、中央労働災害防止協会に講師派遣を依頼することもできます。こちらはいずれも有料になります。

**Q7-4 運送会社では車中にて大音響で音楽を聞く運転手にはどう指導すればよいですか。**

A 長時間の音へのばく露は、その音が職業性かそうでないかに関わらず、騒音性難聴の原因になります。職員の教育・研修などの際に、長時間・大きな音を聞くことは、例え本人が好んで聴いている音楽であっても難聴の危険があることを伝えてください。勿論、音楽のために周囲の音が聞こえなくなることにより運転中の危険回避が困難になる可能性についても指導していくことが求められます。

尚、運転手個人の嗜好で聞く音楽については業務起因性や業務遂行性が乏しく、難聴になったとしても労働災害と考えることは難しいでしょう。

**Q7-5 イヤホンで交信しながら作業しており、難聴の原因になっているようです。**

A イヤホンの使用が必須であるならば、騒音性難聴を防ぐためには音量調節しかありません。最初は音量が大きいと感じても、やがて慣れてしまいその音量で使い続けてしまう傾向があります。意識的に音量を小さめに保つように指導してください。イヤホンをしていても周囲の音が聞こえる程度の音量に維持することが目安になります。

**Q7-6 4,000 Hz で所見あります。一般の労働者と同じ指導でよいですか。**

A 騒音性難聴の初期変化として 4,000 Hz 付近の dip 型の難聴が生じます。すでに所見ありであれば、当該作業者は要観察者（前駆期の症状が認められる者）に該当し、それに対する事後措置（Q6-1 参照）が必要です。第 II 管理区分（85～90 dB(A)）の場所であっても防音保護具の使用を励行させるほか、必要な措置を講ずることとなっています。健耳を守り、今後の進行を防ぐために、所見のない労働者よりも厳重な措置を講じる必要があることを当該労働者に教育する必要があります。

## 8. 法令・制度等

**Q8-1 騒音性難聴に対する衛生管理者の役割を教えてください。**

A 騒音性難聴は予防が可能です。そして、そのために衛生管理者の役割はとても重要です。まず、作業環境管理として騒音を測定し、低減に取り組みます。次に作業管理として防音保護具の使用など労働者ができるだけ騒音ばく露を避ける作業の手順を工夫します。健康管理では全員がきちんと健康診断を受け、産業医（50人未満の事業所では産業保健総合支援センターあるいは地域窓口（地域産業保健センター）に相談）の判断に基づく事後措置を実行するよう促します。予防の重要性を理解していない方もいるかもしれませんので、一人一人が自発的に予防に取り組むように教育を行う必要があります。騒音障害防止のためのガイドラインならびに本冊子を参考に進めていただければと思います。

このような役割は衛生管理者だけでできるものではなく、事業所が一丸となって取り組まなければできません。事業主の理解を得るために努めてください。また、産業医や産業保健総合支援センター等の外部の力を積極的に活用して、騒音性難聴を起こさない、あるいは進行させない職場作りに取り組んでください。

**Q8-2 騒音性難聴に対する産業医の役割を教えてください。**

A 騒音性難聴予防のためには実態を把握することと正しい情報の提供が大切になります。まず、騒音測定を担当者に指示してください。次に耳栓の使用や騒音の標識が適切に行われているか確認してください。特殊健康診断として行われる定期健康診断の結果をみて、必要に応じて気導純音聽力検査等を行い、有所見者に対して事後措置を指示します。騒音性難聴であるか迷う例では耳鼻咽喉科専門医（可能であれば騒音性難聴担当医）を受診するように勧告し、その診断の下で事業主に適切な助言を行ってください。騒音性難聴予防のための教育にも積極的に取り組んでください。主治医や産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）と連携していただくと円滑に進めることができます。

**Q8-3 騒音の大きさはどの程度まで許されますか。**

A 騒音障害防止のためのガイドラインでは、望ましい作業環境（第I管理区分）の基準として85 dB(A)未満を採用しています。この85 dB(A)という値は、日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告（2016年度）<sup>9)</sup>において、1日8時間以内のばく露が常習的に10年以上続いた場合にも、永久的閾値上昇（Permanent Threshold Shift: PTS）の値が1 kHz以下の周波数で10 dB以下、2 kHzで15 dB以下、3 kHz以上の周波数で20 dB以下にとどめることができると期待できる騒音レベルとして許容基準に定められています。（本来、周波数分析を行い、その周波数に応じた値で判断することを原則としていますが、簡便法としてA特性等価騒音レベルを指標にしたときには、85 dB(A)が1日8時間ばく露での許容騒音レベルになっています。）ただし、勧告（日本産業衛生学会 2016）にも述べられているように、許容レベルとは安全と危険の明らかな境界線ではなく、このレベルを超えたことのみを理由として騒音性難聴と判断してはならず、逆にこのレベルを超えていないことのみを理由として騒音性難聴でないと判断してはいけません。音による難聴の起りやすさは個人

差が大きいことが知られていますので、許容レベルの意味を理解した上で用いる必要があります。国際的には 85 あるいは 90 dB(A)を基準としている国がほとんどです。米国を例にとれば米国労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration: OSHA) の基準は 90 dB(A)ですが、それでは 25%の騒音性難聴のリスクがあり労働者の聴力を保護できないとして、米国立労働安全衛生研究所 (National Institute for Occupational Safety and Health: NIOSH) では法的強制力はありませんが、よりリスクの低い（発症リスク 8%とされています）85 dB(A)を基準とすることを提唱<sup>14)</sup>しています。

**Q8-4 ガイドラインの法的拘束力はどの程度ですか。**

A 騒音障害防止のためのガイドライン<sup>15)</sup>（平成 4 年 10 月 1 日 基発第 546 号）は事業者が守るべき基準として示されたものであり、行政指導の根拠となるものです。ガイドラインで対象としている事業所（表 3-1）の内、別表第 1 に記載されている作業場は安衛則第 588 条に規定する 8 屋内作業場で法令に定められたものです。別表第 2 には、別表第 1 以外の作業場で、各種の測定結果から等価騒音レベル 85 dB(A)以上になる可能性が大きい作業場として 52 作業場を掲げており法令の定めによるものではありません。更にガイドラインはこれらに掲げられていない作業場であっても騒音レベルが高いと思われる場合には同様に対策を講ずることが望ましいと対象範囲を広げております。当然、法令の定めの有無に係らず同等の騒音環境下では同じように騒音性難聴になるリスクがあります。

ガイドラインそのものは法令ではありません（罰則はない）が、労働者の健康を守るため、そして障害が生じたときの責任並びに補償の問題から事業者を守る意味でも、ガイドラインを遵守することが大切です。

**Q8-5 ガイドラインに記載のない職場も同じような対応が必要ですか。**

A 騒音障害防止のためのガイドラインは、別表第 1 並びに別表第 2 の作業場を掲げています（表 3-1）が、その他にも、「これらに掲げられていない作業場であっても騒音レベルが高いと思われる場合には、本ガイドラインと同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましい。」と記載されていますので、作業場の種類によらず等価騒音レベル 85 dB(A)以上になるあらゆる作業場で対応してください。

**Q8-6 常勤の騒音作業場の職員だけ健康管理の対象にすればよいですか。**

A ガイドラインでは、事業者は騒音作業に常時従事する労働者に対し、雇入れ、配置換え、及び 6 カ月以内ごとに定期に健康診断を行うと定めています。ただし、「常時従事する」ことの解釈は明らかではありません。近年の働き方の多様化に伴い、判断の難しいケースも少なくないだろうと考えられます。

そもそも健康管理の目的は、労働者が常に健康な状態で働くように、個人の健康管理を進める資料とすること、並びに集団としての騒音の影響を調べ、騒音管理を進める資料とすることですので、騒音作業に多少なりとも係る労働者に対しては同様の対応がなされることが望ましいと考えられます。

Q8-7 聴力検査で異常がわかつても受診しない本人や職場には罰則はありますか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインは法令ではなく、労働基準局長名で発せられた通達です。罰則はありません。ただし、騒音性難聴予防のために極めて重要な内容であり、法的な問題が生じたときにはガイドラインの過去の遵守状況が問われることになります。罰則の有無に拘らず遵守し、かつ労働者にも指導、教育するようにしてください。

Q8-8 騒音のある場所で調査をする予定です。どのくらいの時間であればよいか教えてください。

A 少なくとも 85 dB(A)を超えていれば、その環境に入る前から耳栓の確実な使用を行う必要があります。また、より大きい騒音の場合、3 dB 倍時間のルールがあるので参考にしてください。(表 8-1：日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2016 年度）騒音の許容基準」)

具体的には、85 dB(A)の時には 8 時間、88 dB(A)の時には 4 時間、91 dB(A)の時には 2 時間が許容時間になるということです。

表 8-1：日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告（2016 年度）騒音の許容基準」から引用一部改変

騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準

1日のばく露時間 時間・分	許容騒音レベル dB	1日のばく露時間 時間・分	許容騒音レベル dB
24-00	80	2-00	91
20-09	81	1-35	92
16-00	82	1-15	93
12-41	83	1-00	94
10-04	84	0-47	95
8-00	85	0-37	96
6-20	86	0-30	97
5-02	87	0-23	98
4-00	88	0-18	99
3-10	89	0-15	100
2-30	90		

Q8-9 騒音職場で長時間労働している労働者がいます。どう管理すればよいですか。

A ガイドラインで示されている許容基準 85 dB(A)は 1 日 8 時間ばく露を想定したものです。長時間になればばく露される総エネルギーは増加しますので、難聴になる危険性も増加します。この際にも 3 dB 倍時間のルールが目安になり、日本産業衛生学会「聴力保護のための騒音の許容基準」(表 8-1)に参考値として、例えば 12 時間 41 分のばく露時間で 83 dB が許容基準になると示されています。

勿論、長時間労働を削減する努力をしていただくことが大切ですが、騒音ばく露時間が 8 時間を超えると考えられる場合には騒音低減を一層厳格にしていただく必要があります。

**Q8-10 3 dB倍時間のルールは妥当ですか。**

A 日本では日本産業衛生学会から「聴力保護のための騒音の許容基準」(Q8-8 参照)が勧告されており、そこでは 85 dB(A)/8 時間、3 dB/倍時間の基準が用いられています。騒音レベルは対数で表された数値ですので 3 dB の増加で計算上も約 2 倍のエネルギーとなり、時間を半分にしなければ許容できないというルールは妥当と考えられます。法令で定められたものではありませんが、対策を考える上では一つの指標になります。

**Q8-11 選別聴力検査で所見がなければ何もしなくてよいですか。**

A 選別聴力検査は 1,000 Hz と 4,000 Hz しか測定しません。騒音性難聴では、6,000 Hz dip 型の聴力像もあるので、4,000 Hz で所見がなくても騒音性難聴がないとはいえない。耳鳴等の自覚症状がある場合等、医師が必要と認める者に対しては図 5-1 に従って二次検査に進むことが定められています。

**Q8-12 衝撃音がありますが、持続的な騒音と同じように考えてよいですか。**

A 騒音障害防止のためのガイドラインでは衝撃音に対する作業環境管理の基準は示されていません。持続的な騒音に比べて衝撃騒音が聴覚に与える影響はより複雑になります。

日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告(2016 年度)では衝撃騒音についてもピーク音圧レベル、持続時間、ばく露回数の許容基準を定義していますが、専門的な測定と評価が必要になりますので、適切な外部機関に許容基準を満たしているかの検査を依頼することを勧めます。

**Q8-13 労働基準監督署の立ち入り検査に備えて、何を実施しておけばよいですか。**

A 半年以内に以下の 2 点を行っていないようでしたら、(1) 作業環境測定による管理区分の確認と(2) 特殊健康診断を行っておいてください。特殊健康診断では、①既往歴の調査、②業務歴の調査、③自覚症状及び他覚症状の有無、④聴力検査が必要になります。詳しくは図 5-1 ならびに騒音障害防止のためのガイドラインを参照してください。

**Q8-14 騒音性難聴の労災認定はどのようになされますか。**

A これまでの業務記録や聴力検査の結果がわかる資料をもって、耳鼻咽喉科を受診してください。日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医(Q5-2 参照)の勤務する医療施設がお近くにあれば、その先生に診ていただくのが最善です。騒音ばく露歴、聴力検査結果とその経過、他疾患の除外等を踏まえて、診断が進められます。騒音性難聴の認定基準(昭和 61 年 3 月 18 日基発第 149 号:表 8-2)が参考となります。

騒音性難聴である可能性が示唆された場合、障害補償給付を請求するときには、担当した耳鼻咽喉科医に労働者災害補償保険障害補償給付支給請求書(様式第 10 号)(図 8-1, 2)に記載してもらい労働基準監督署に提出します。それを基に労働基準監督署が認定の可否を判断しますが、必要に応じて地域の労災病院等への受診命令が出されます。

ただし、労災保険における「傷病が治ったとき」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその効果が期待できなくなった状態をさし、この状態を労災保険では「治癒」

(症状固定)といいます。労災補償障害認定必携<sup>16)</sup>によれば、「騒音性難聴については、強烈な騒音を発する場所における業務に従事している限り、その症状は漸次進行する傾向が認められるので、等級の認定は、当該労働者が強烈な騒音を発する場所における業務を離れた時に行うこととなる。」と書かれてあります。従って、騒音性難聴における労災補償の決定は退職（あるいは騒音業務を担当しない部署への配置換え）するまで延期されることとなります。

尚、障害補償給付は、傷病が治った日（つまり騒音性難聴においては退職の日）の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますので、注意が必要です。

---

表 8-2 騒音性難聴の認定基準（昭和 61 年 3 月 18 日基発第 149 号）

---

1. 著しい騒音にばく露される業務に長期間引き続き従事した後に発生したものであること。
2. 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する難聴であること。
  - (1) 鼓膜又は中耳に著変がないこと。
  - (2) 純音聴力検査の結果が次のとおりであること。
    - イ オージオグラムにおいて気導値及び骨導値が障害され、気導値と骨導値に明らかな差がないこと。すなわち、感音難聴の特徴を示すこと。
    - ロ オージオグラムにおいて聴力障害が低音域より 3,000 Hz 以上の高音域において大であること。
3. 内耳炎等による難聴でないと判断されること。

解説：著しい騒音に起因した難聴には、騒音性難聴の他に爆発音などの強大音ばく露によって急激に起こる音響外傷と騒音下に長期間ばく露されていて、ある日突然に高度の難聴が起こる騒音性突発難聴がある。これらの難聴のうち、本認定基準によって取り扱われるものは騒音性難聴のみである。

#### 1. 騒音性難聴の病態

聴力はある一定程度以上の騒音に繰り返しへばく露されると次第に障害される。聴力障害は高音域から始まり、一般に初期の段階ではオクターブオージオメトリーにおいてはオージオグラムが C<sup>5</sup> dip の型(4,000 Hz 付近に限局した聴力障害)を示す。

その高音域の聴力障害の進行は騒音ばく露の比較的早い時期において著明で、次第にその障害進行の速度は緩慢となる。さらに聴力障害は、ばく露期間に応じて、より高音域へ、次いで中音域、低音域へと拡がる。

騒音ばく露によって障害される部位は内耳である。内耳に起こる病的変化の発生機序に関しては必ずしも明らかになってはいないが、蝸牛基底回転におけるラセン器の変性であると考えられている。

騒音性難聴は、一般に両側性であり、騒音下の作業を離れるとほとんど増悪しない性質を有している。

なお、認定の対象となる如き騒音性難聴の治療については、今までのところ、有効な治療法が確立されていなければ、その治療は必要な療養とは認められない。

#### 2. 騒音ばく露

- (1) 本文記の1の「著しい騒音にばく露される業務」とは、作業者の耳の位置における騒音がおおむね 85 dB(A) 以上である業務をいう。
- (2) 本文記の1の「長期間」とは、おおむね 5 年又はこれを超える期間をいう。

### 3. 聴力検査

- (1) 本文記の2の(2)の「純音聴力検査」は日本聴覚医学会制定の「聴覚検査法(1990)1. 標準型オージオメータによる純音聴力(閾値)レベル測定法」による。
- (2) 聴力検査は騒音下作業直後を避け、作業前又は作業後1時間程度の安静の後に測定すること。

### 4. 聴力検査結果の評価

- (1) 騒音性難聴のオージオグラムは聴力障害の現れ方が両耳ほぼ同じである。しかし、作業態様等によっては両耳のオージオグラムに差が認められるものもある。
- (2) 騒音性難聴以外に伝音難聴を合併していると思われる混合難聴で、気導値と骨導値に差があり、骨導値に明らかな障害が認められる場合は、耳鏡検査、側頭骨エックス線撮影による検査、チルバノメトリーを行い、また、必要に応じて各種の中耳機能検査を行い、それらの結果を認定の際の参考とすること。
- (3) 騒音性難聴以外の感音難聴を合併していると思われる場合又は機能性難聴が疑われる場合には、必要に応じて、語音聴力検査(日本オージオロジー学会制定の検査法による。)、会話聴取検査(了解度)、内耳機能検査、後迷路機能検査、他覚的聴力検査又はステンゲル法等を行い、認定の際の参考とすること。

### 5. 本文記の3の「等」には次のようなものがある。

- (1) メニエール病
- (2) 薬物中毒
- (3) 爆(発)音、頭・頸部外傷等による内耳障害
- (4) 遺伝性・家族性難聴
- (5) 老人性難聴
- (6) 機能性難聴
- (7) その他騒音性難聴以外の感音難聴

### 6. その他認定に当たっての参考事項

- (1) 前記2の(1)の85 dB(A)の基準は通常それ以下の騒音に1日8時間ばく露されても難聴が起こりにくいレベルである。しかし、聴力障害は音の強さ、周波数成分のみならず個人差等種々の条件が関与するので、この基準以下でも発生があるので留意すること。  
なお、衝撃音については、1日にばく露される回数及びその性質についても留意すること。
- (2) 雇入れ時、配置換え時、定期の健康診断の際に測定された検査結果又は離職時に測定された検査結果が有る場合にはこれを参考とすること。  
また、既往歴(特に聴力障害を生ずる可能性のある疾患について)、兵歴等の有無にも十分留意すること。

#### Q8-15 労災保険給付の申請書の書き方を教えてください。

A 傷病が治癒(症状固定)したとき、つまり騒音性難聴では騒音業務から離れたときに、職業性の騒音によって生じた聴覚障害に対して支給される障害補償給付支給を請求することになりますので、様式第10号(図8-1, 2)を用います。

請求書は本人並びに事業主が記入します。診断書に医師が所見を記載します。

業務災害用		労働者災害補償保険 障害補償給付支給請求書									
		障害特別支給金 障害特別年金支給申請書									
		障害特別一時金									
① 労働保険番号		③ フリガナ 氏名 (男・女)									
府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号	④ 負傷又は発病年月日		年月日					
				労生年月日		年月日(歳)					
				前半後		午後					
② 年金証書の番号		⑤ 傷病の治癒した年月日									
管轄局	種別	西暦年	番号	被保険者資格の年月日		年月日					
				厚生年金保険法のイ、障害年金 国民年金法のイ、障害年金 船員保険法の障害年金		ロ、障害厚生年金 ロ、障害基礎年金					
⑥ 災害の原因及び発生状況 (a) どのような場所で(い)どのような作業をしていると(い)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な 状況があつて(は)どのような災害が発生したかを簡明に説明すること											
⑦ 平均賃金 円											
⑧ 特別給与の総額(年額) 円											
⑨ 厚生年金保険等の受給関係											
⑩ 厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード		⑪ 被保険者資格の年月日									
		年金の種類		厚生年金保険法のイ、障害年金 国民年金法のイ、障害年金 船員保険法の障害年金		ロ、障害厚生年金 ロ、障害基礎年金					
⑫ 当該傷病に関する年金の種類等		障害等級		年月日							
		支給される年金の額		年月日							
		支給されることとなった年月日		年月日							
		厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード		年月日							
		所轄年金事務所等		年月日							
⑩ の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の⑪及び⑫に記載したとおりであることを証明します。											
事業の名称 電話( )-											
年月日 事業場の所在地 〒 -											
事業主の氏名 (法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)											
〔注意〕⑨の⑪及び⑫については、⑩の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。											
⑪ 障害の部位及び状態		(診断書のとおり)		⑫ 既存障害がある場合にはその部位及び状態							
⑫ 添付する書類 その他の資料名											
⑬ 年金の払渡しを望む場合は郵便局		名 称		※金融機関店舗コード							
		預金通帳の記号番号		銀行・金庫 農協・漁協・信組							
		郵便局コード		本店・本所 出張所 支店・支所							
		フリガナ									
		所在地		都道府県 市町区							
		預金通帳の記号番号		第 号							
障害補償給付の支給を請求します。											
上記により 障害特別支給金											
障害特別年金の支給を申請します。											
障害特別一時金											
年月日											
請求人の住所											
申請人 氏名											
□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。											
個人番号											
振込を希望する金融機関の名称											
預金の種類及び口座番号											
銀行・金庫 農協・漁協・信組 本店・本所 出張所 支店・支所											
普通・当座 第 口座名義人											

図 8-1 様式第 10 号（表面）（障害補償給付支給請求書）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/rousaihoken06/dl/yoshiki10.pdf>

## 労働者災害補償保険

## 診 断 書

障害(補償)給付請求用

氏名			生年月日	明治 大正 昭和 平成	年月日	性別	男・女
傷病名				負傷発病年月日	年月日		
障害の部位				初診年月日	年月日		
既往歴		既存障害		治済年月日	年月日		
療養の内容及び経過							
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)						
関節運動範囲	部位	種類範囲	右				
			左				
			右				
			左				
			右				
			左				
<p style="text-align: center;">—</p> <p>上記のとおり診断します。</p> <p>所 在 地 _____</p> <p>年 月 日 _____</p> <p>名 称 _____</p> <p>診断担当者 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">印 _____</p> <p>(記名押印又は署名)</p>							

図 8-2 診断書（障害補償給付請求用）（様式第 10 号用）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/rousaihoken06/dl/yoshiki10-shindansyo.pdf>

**Q8-16** どのような種類の給付が受けられますか。

A 騒音性難聴に関して受けられるのは障害補償給付だけです。

騒音性難聴は死亡の原因や介護を必要と認められる疾患ではありませんので、遺族補償給付や介護補償給付の対象にはなりません。現在の医療でも改善が見込めない疾患ですので、通院の必要性は認められず、療養補償給付あるいは休業補償給付も受けられません。

**Q8-17** どのくらいの給付が受けられますか。

A 障害等級によって異なります。表 8-3 は労働者災害補償保険法施行規則別表第一障害等級表から、騒音性難聴に関連する項目を抜粋したものです。この表をもとに障害等級が決められ、等級が 1~7 級では障害補償年金が、8~14 級では障害補償一時金が給付されます。これらの等級は、それぞれ対応する純音および語音聴力検査結果を基礎として認定します。純音聴力検査における平均聴力レベルの算出は 6 分法を用いてください。つまり、A: 500 Hz の聴力レベル、B: 1,000 Hz の聴力レベル、C: 2,000 Hz の聴力レベル、D: 4,000 Hz の聴力レベルから、以下の如く計算します。

$$\frac{A + 2B + 2C + D}{6}$$

**Q8-18** 等級認定の聴力検査はどのように行うのですか。

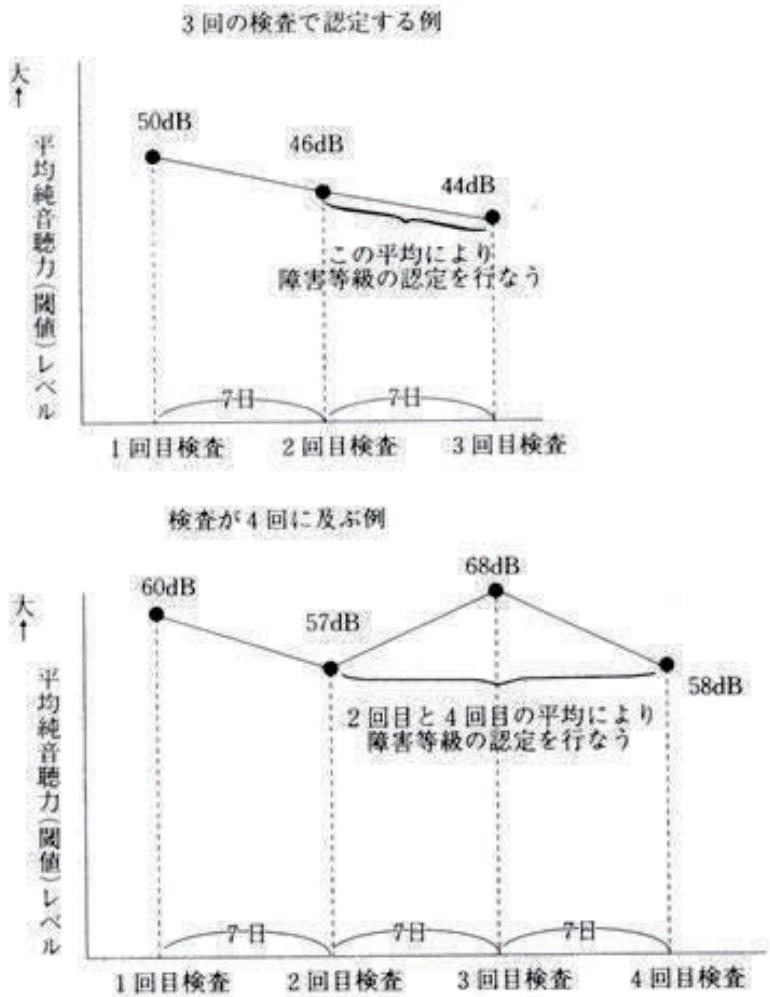
A 聴力のわずかな差が補償額の大きな差になりうることに注意が必要です。公平な認定のために正確な聴力評価が重要です。聴力検査の正確性を高めるために、以下の注意点<sup>16)</sup>を遵守します。

- ・聴力検査の実施時期は、騒音に曝された日以後 7 日間は行わない。
- ・障害等級認定のための純音聴力検査は「聴覚検査法（2008）<sup>17)</sup>」（日本聴覚医学会制定）により、語音聴力検査は「語音聴力検査法（2003）<sup>18)</sup>」（日本聴覚医学会制定）に従って行う。検査用語音は 57 式、67 式、57-S 式、67-S 式のいずれを用いても差し支えない。
- ・純音聴力検査は日を変えて 3 回施行し、2 回目と 3 回目の測定値の平均聴力レベルの平均により算出する。2 回目と 3 回目の測定値の平均聴力レベルに 10 dB 以上の差がある場合には、更に検査を重ね、2 回目以降の検査の中で、その差が最も小さい 2 つの平均純音聴力レベル（差は 10 dB 未満とする。）の平均により、障害認定を行う（図 8-3：障害認定必携第 16 版<sup>16)</sup>より引用）。
- ・検査の間隔は 7 日程度あければ足りる。
- ・語音聴力検査は、検査結果が適正と判断できる場合には 1 回で差支えない。

専門的な検査を追加することによって詐聴あるいは機能性難聴を評価する<sup>12)</sup>ことも可能ですので、検査結果に疑いがあるときにはそのような検査ができる医療機関で認定してもらってください。

表 8-3：騒音性難聴に関する等級表<sup>16)</sup>（参考文献 16 より引用・改変）

障害等級	給付の内容	身体障害	検査所見 6 分法平均純音聽力レベル (dB) および語音明瞭度 (%)
第 4 級	当該障害の存する期間 1 年につき給付基礎日額の 213 日分	両耳の聴力を全く失ったもの	・両耳 90 dB 以上 ・両耳 80 dB 以上かつ 30 %以下
第 6 級	同 156 日分	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	・両耳 80 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 30 %以下
		1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 90 dB 以上かつ他耳 70 dB 以上
第 7 級	同 131 日分	両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳 70 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 50 %以下
		1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 90 dB 以上かつ他耳 60 dB 以上
第 9 級	給付基礎日額の 391 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳 60 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 70 %以下
		1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	・1 耳 80 dB 以上かつ他耳 50 dB 以上
		1 耳の聴力を全く失ったもの	・1 耳 90 dB 以上
第 10 級	同 302 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの	・両耳 50 dB 以上 ・両耳 40 dB 以上かつ 70 %以下
		1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	・1 耳 80 dB 以上
第 11 級	同 223 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	・両耳 40 dB 以上
		1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 70 dB 以上 ・1 耳 50 dB 以上かつ 50 %以下
第 14 級	同 56 日分	1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	・1 耳 40 dB 以上



騒音性難聴の場合は 85 dB 以上の騒音にさらされた日以降 7 日間は聴力検査を行わない。

図 8-3 障害等級の認定 参考文献 16 より引用 一部改変

Q8-19 難聴はごく軽度ですが耳鳴りが強くて困っています。障害として認められますか。

A 騒音性難聴によって離職後も耳鳴がある場合、難聴のレベルとしては認定に達しない場合にも、耳鳴による障害として認定される可能性があります。騒音性難聴と認定されており、耳鳴に係る検査（ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査）によって著しい耳鳴が常時あると評価できるものについては第 12 級を、また、耳鳴の自覚症状がありそれを合理的に説明できる騒音ばく露歴があるものについては第 14 級を、それぞれ準用することになっています。

Q8-20 もともと難聴のあった人も同じように認定されますか。

A 難聴の原因は騒音によるものだけではありません。その労働者が元来かかっていた耳疾患による難聴や、一部、職業性と関係のない難聴の関与が考えられるときには加重（障害認定必携第 16 版<sup>16)</sup>）の考え方方に従いその分の減額が考慮されます。

## 参考文献

- 1) 日本聴覚医学会：聴覚検査の実際改訂第4版. 2-10頁, 南山堂, 2017.
- 2) European Directive 2003/10/EC <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02003L0010-20081211>
- 3) Leensen MCJ, van Duivenboden JC, Dreschler WA: A retrospective analysis of noise-induced hearing loss in the Dutch construction industry. Int Arch Occup Environ Health 84: 577-590, 2011.
- 4) 鈴鹿有子、他：騒音職場の現況. pp39-45、第22回日耳鼻産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）講演集. 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会、2016.
- 5) 佐藤恒正. その他、特定条件下における急性音響性難聴、ことに銃火器による急性聴器障害、pp169-176、志多享、野村恭也編、音響性聴器障害 金原出版 1993.
- 6) 立木孝 他：日本人聴力の加齢変化の研究. Audiology Japan 45, 241-250, 2002.
- 7) 日本聴覚医学会：聴覚検査の実際改訂第4版. 17-33頁, 南山堂, 2017.
- 8) Lim HW, et al: Vulnerability to acoustic trauma in the normal hearing ear with contralateral hearing loss. Annals Oto Rhinol Laryngol 123, 286-292, 2014.
- 9) 日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告（2016年度）. 産業衛生学雑誌 58: 181-212, 2016.
- 10) 難聴対策委員会：難聴対策委員会報告—難聴（聴覚障害）の程度分類について—. Audiology Japan 57: 258-263, 2014.
- 11) 調所廣之、岡本和人. 詐聴—その背景と診断—. JOHNS 6: 85-91, 1990.
- 12) 和田哲郎、原晃. 詐聴、機能性難聴をいかにして見抜くか. 診断・治療に必要な耳鼻咽喉科臨床検査—活用のpointとpitfall—. MB ENT 179: 25-31, 2015.
- 13) 調所廣之：騒音作業に伴う健康障害に対する予防対策. pp.274-276、産業医の職務 Q&A（第8版）、産業医学振興財団、2006.
- 14) 米国立労働安全衛生研究所ホームページ：  
<https://www.cdc.gov/niosh/topics/noise/preventhearingloss/hearlosspreventprograms.html>
- 15) 騒音障害防止のためのガイドライン（基発第546号 平成4年10月1日）  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-33/hor1-33-17-1-0.htm>
- 16) 部位別障害等級の認定方法. 第2節 耳（内耳等及び耳介）労災補償 障害認定必携第16版. 109-124頁, 労災サポートセンター, 東京, 2016.
- 17) 日本聴覚医学会：オージオメータによる純音聴力（閾値）レベル測定法（2008）. 聴覚検査の実際. 177-183頁, 南山堂, 東京, 2011.
- 18) 日本聴覚医学会：語音聴覚検査法（2003）. 聴覚検査の実際. 184-198頁, 南山堂, 東京, 2011.

## あとがき

「騒音性難聴に関するすべての人のための Q&A 第 1 版」は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会の協力の下、平成 29 年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業（170601-01）及び独立行政法人労働者健康安全機構平成 29 年度産業保健調査研究事業により、平成 29 年 12 月に作成された。

その後、平成 30 年 8 月に産業保健調査研究検討委員会の評価・審査を受け、修正を加え、「騒音性難聴に関するすべての人のための Q&A 第 2 版」が作成された。本 Q&A は必要に応じて今後改訂が行われる。

© 2018 独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 茨城県水戸市南町 3 丁目 4 番 10 号水戸 FF センタービル 8 階

TEL : 029-300-1221 FAX : 029-227-1335

e-mail : [mito@ibarakis.johas.go.jp](mailto:mito@ibarakis.johas.go.jp)

ホームページ : <https://www.ibarakis.johas.go.jp/>



## 騒音性難聴について ～その病態・鑑別方法・ 労災認定に焦点を当てて～

筑波大学医学医療系 耳鼻咽喉科・頭頸部外科  
茨城産業保健総合支援センター産業保健相談員  
和田 哲郎

## 音と騒音

音の基礎知識

### 音とは何でしょう

最も単純な音：純音

\* 音とは振動現象（空気の振動）  
\* 空気の中を伝わる疎密波（気圧の微小変化）

音の基礎知識

### 「音の高さ」の表し方

\* 高い音  
\* 低い音

1秒間に何回振動するかを“周波数(Hz;ヘルツ)”と言う

- 振動数が多い = 周波数が高い ⇒ 高い音
- 振動数が少ない = 周波数が低い ⇒ 低い音

音の基礎知識

### 聴くことができる音の高さ

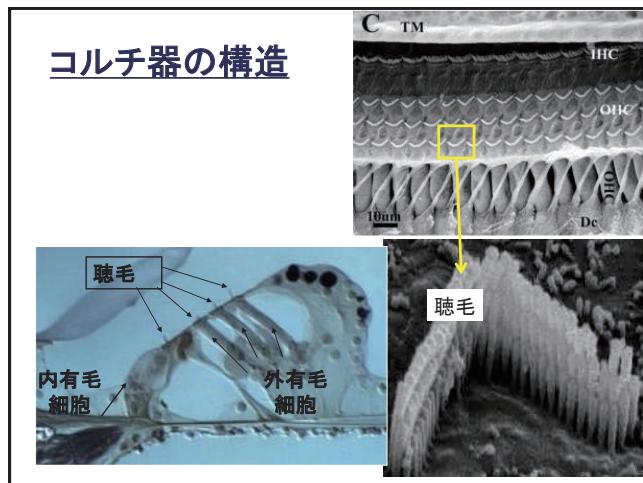
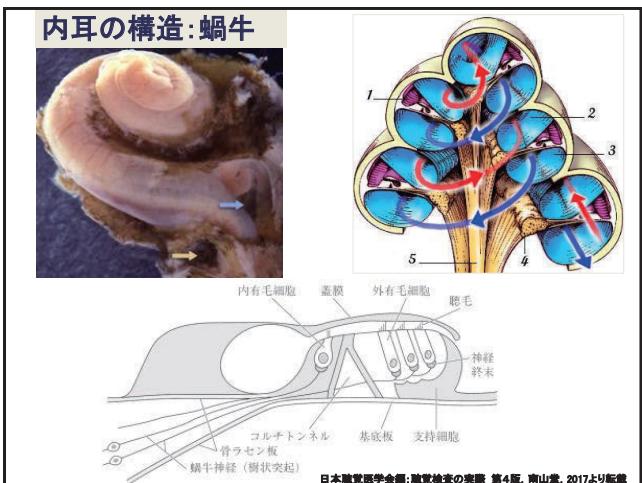
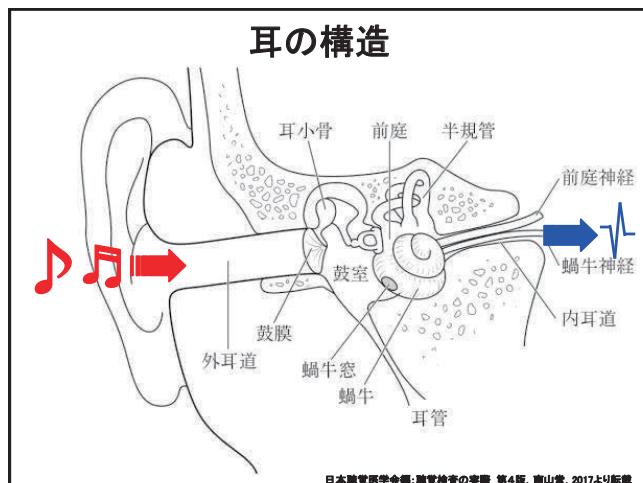
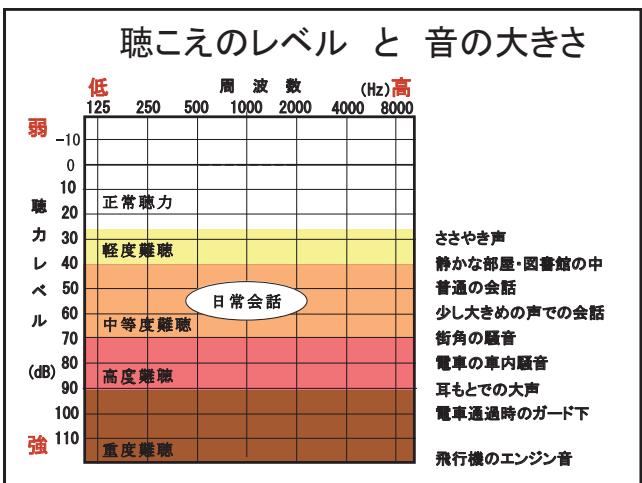
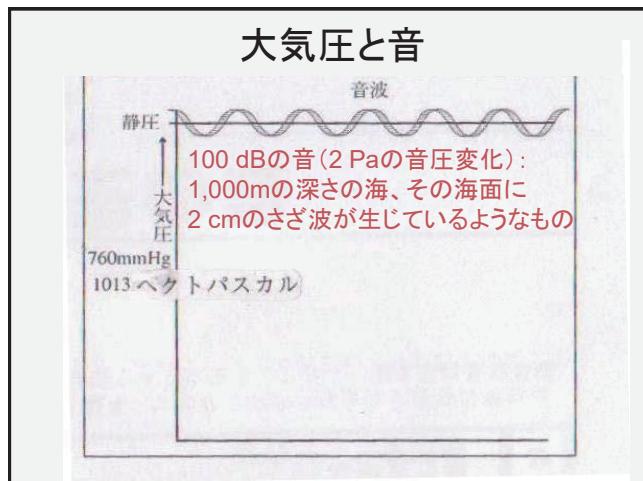
ヒト	20-20000 Hz
犬	15-50000
蛙	50-10000
猫	60-65000
イルカ	150-100000
コウモリ	1000-120000

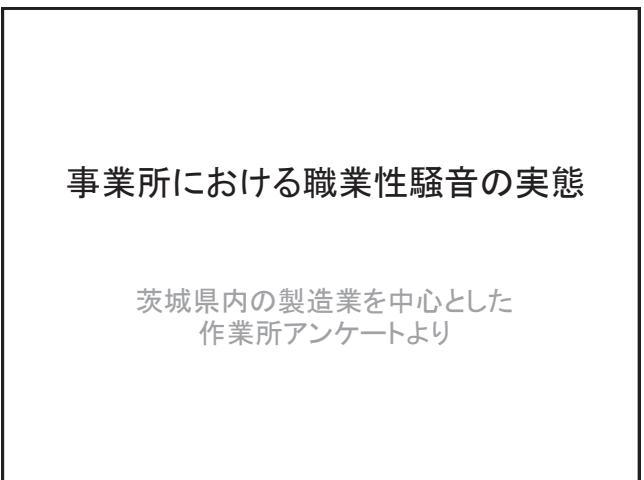
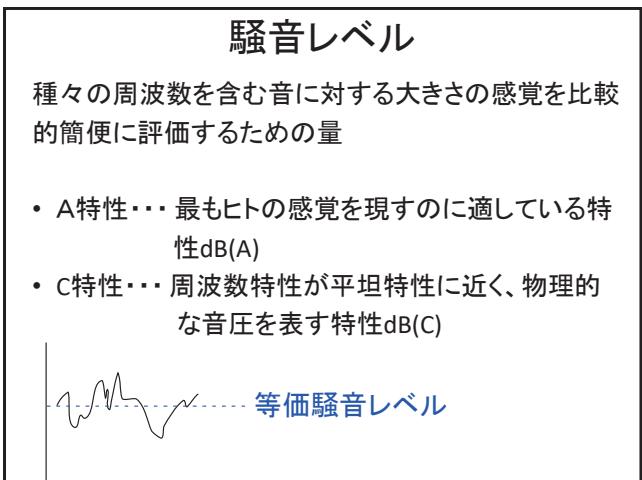
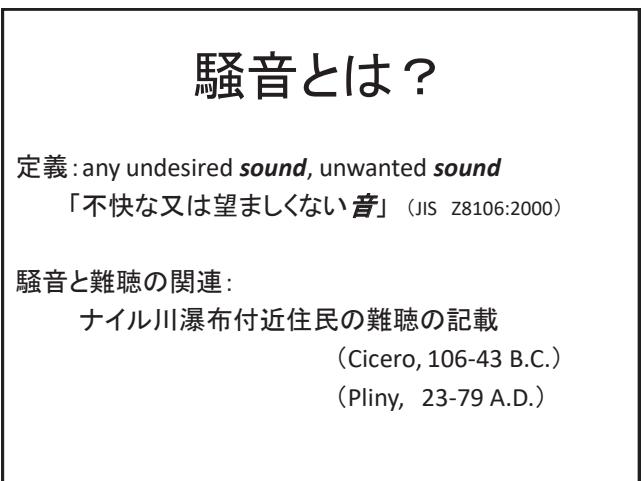
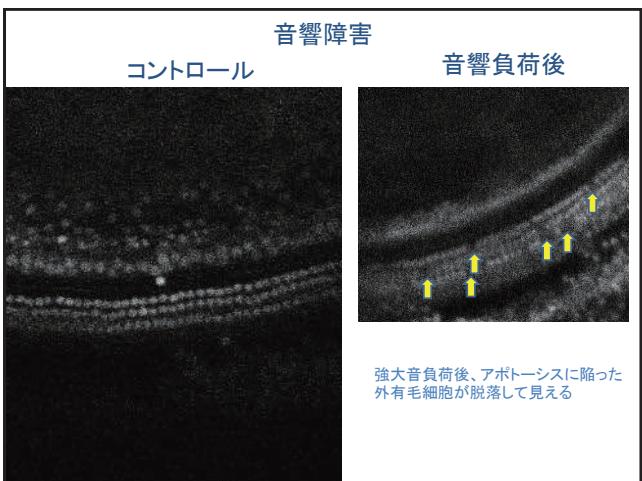
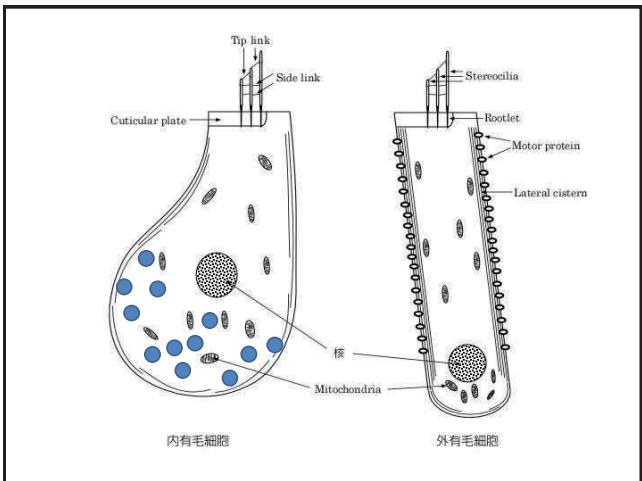
音の基礎知識

### 「音の大きさ」の表し方

- 大きい音
- 小さい音

音の大きさ=空気の圧力変動の度合い「パスカル(Pa)」  
人の聴こえの範囲は20~20,000,000  $\mu$ Pa  
このように表すと数字が大きく不便





## 目的

\*騒音性難聴は  
予防が重要だが、社会の認識が乏しい  
国内の疫学データも乏しい

茨城産業保健総合支援センターと連携し、  
アンケート調査で実態を明らかにする

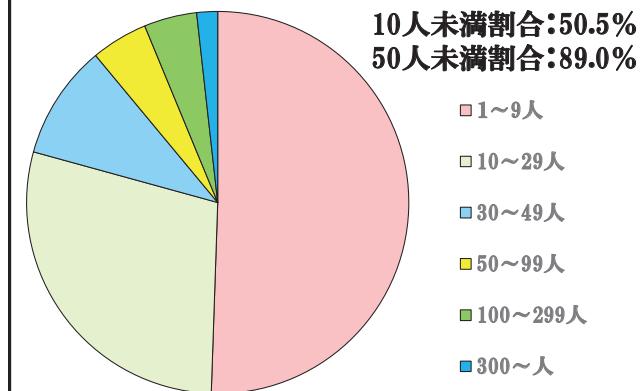
## 方法

- \*茨城県内の製造業全事業所 92,280カ所  
特に騒音レベルが高いと予想される業種  
鉄鋼業・非鉄金属製造業・金属製品製造業・一般機械器具  
製造業・電気機械器具製造業・輸送用機械等製造業  
4,361カ所 無記名アンケートによる全数調査
- \*対象事業所リストは茨城労働局から提供
- \*産業保健総合支援センターがアンケートを  
郵送・回収・データ入力
- \*結果を研究班で解析  
(筑波大学医学医療系医の倫理委員会承認)

### 対象事業所の内訳(茨城県)

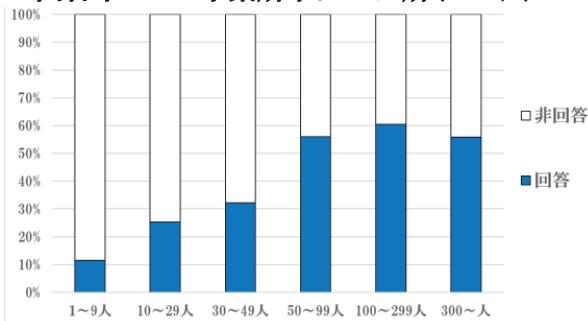
業種/規模(労働者数)	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~499人	500~999人	1000人~	合計
鉄鋼業	134	58	10	5	11	0	1	1	220
非鉄金属製造業	60	69	12	14	13	7	2	0	177
金属製品製造業	1006	538	169	63	41	7	0	0	1824
一般機械器具製造業	390	245	80	50	46	9	13	8	841
電気機械器具製造業	344	209	106	50	62	6	4	9	790
輸送用機械等製造業	270	134	46	27	22	5	2	3	509
対象事業所数	2204	1253	423	209	195	34	22	21	4361
全業種計	67935	17305	3470	2207	1113	250			92280

### 規模別対象事業所数(n=4361)



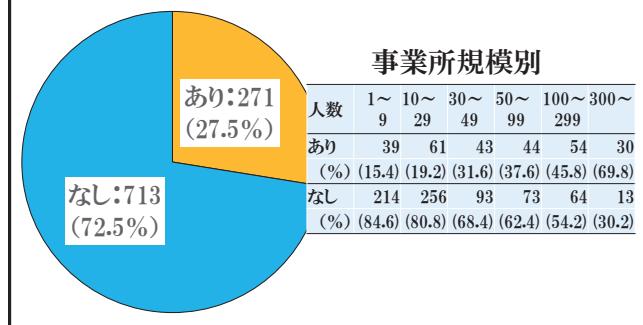
### 結果① 事業所規模別回答率

回答率 4361事業所中、984カ所(22.6%)



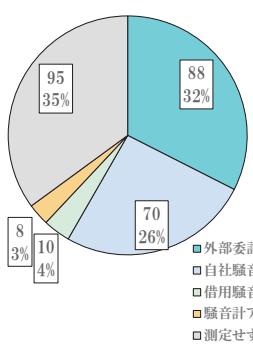
### 結果② 騒音の有無

Q. 大声でないと隣の人と会話ができない騒音作業場がありますか

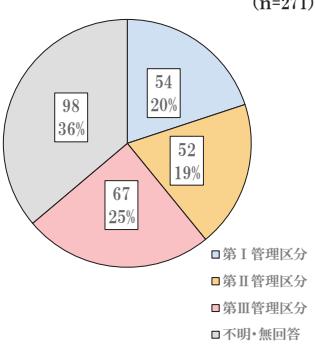


### 結果③ 騒音測定と管理区分

Q. 騒音を測定していますか



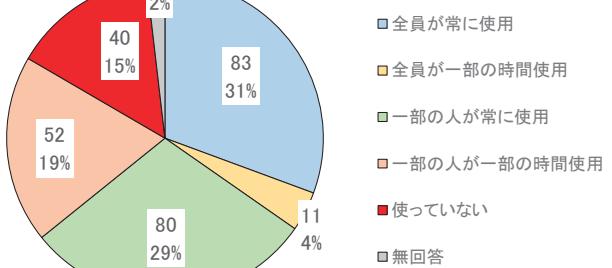
Q. 管理区分はどれですか



### 結果⑧ 防音保護具使用状況

Q. 耳栓などの防音保護具は使っていますか

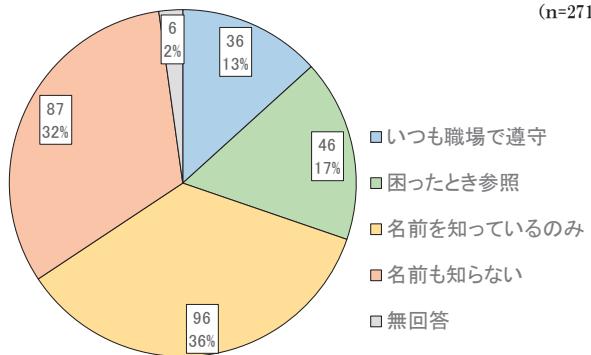
(n=271)



### 結果⑨ ガイドラインの認知・利用度

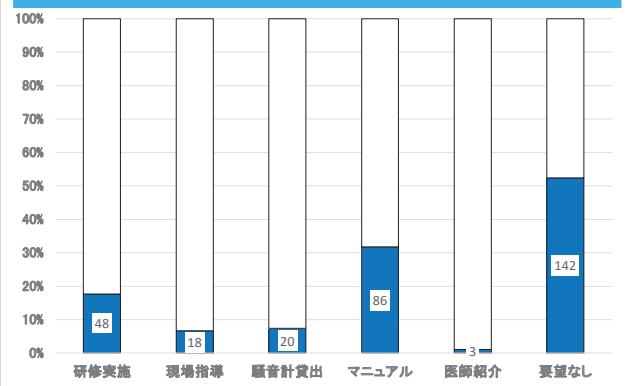
Q. 「騒音障害防止のためのガイドライン」を利用していますか

(n=271)



### 結果⑩ 産業保健センターに望むこと

(n=271)



### 考 察 ⑨～⑩

#### \*ガイドラインの認知および利用度

活用されているのは騒音作業所の3割

#### \*事業所からセンターへの要望

##### 1. 特になし

事業所が主体的に対応できている?

センターをうまく利用できていない?

##### 2. わかりやすいマニュアルを作つてほしい

平成29年度産業保健調査研究報告書

### 騒音性難聴に関する すべての人のためのQ&A

第2版

平成30年3月  
独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会編

#### 掲載内容

第1章：騒音性難聴について

第2章：関連する耳疾患

第3章：作業環境管理

第4章：作業管理

第5章：健康管理①(聴力検査)

第6章：健康管理②(事後措置)

第7章：労働衛生教育

第8章：法令・制度等

巻末資料：騒音性難聴担当医名簿

## Q&A作成の意義

- ・似かよった質問も多い
- ・とっさに答えることが難しい質問がある
- ・今後、全国で多くの担当者が啓発活動を担っていくこととなる
- ・回答者によらず、大切な部分は統一した見解を示すことが望ましい

## 第1章：騒音性難聴について

Q1-1 騒音の人体への影響を教えてください。

騒音の大きさ dB(A)	身体への影響		
	心理的影響 気分がイライラ 休息や睡眠の妨害 思考力の低下 等	生理機能への影響 交感神経緊張 心血管系への影響 唾液・胃液の減少 等	聴覚への影響(難聴) 音響外傷 急性音響性難聴 騒音性難聴
30～65			
65～85			
85～	心理的影響	生理機能への影響	聴覚への影響(難聴) 音響外傷 急性音響性難聴 騒音性難聴

表1-1 騒音による身体への影響

### 心理的影響

- ・やかましい
- ・気分が悪くなる
- ・イライラする
- ・思考能力の低下
- ・休息と睡眠の妨害
- ・会話の妨害

### 生理機能に及ぼす影響

疲労の増大、心理的不快感、イライラ、精神集中困難  
中枢神経の興奮、睡眠妨害  
仕事に対するエネルギー消費増大  
自律神経・内分泌系への影響  
胃液分泌の減少  
心血管系への影響  
唾液分泌の減少

### 聴覚への影響(難聴)

音響性聴器障害の分類	負荷音響レベル	原因となる音	暴露期間
急性音響性障害			
音響外傷	130 dB(A) ～	銃火器、爆発など	瞬間的
急性音響性難聴	100～120 dB(A)	コンサートなど	数分～数時間
慢性音響性障害			
職業性騒音性難聴	85 dB(A) ～	職業性騒音	5～15年以上
非職業性騒音性難聴	不明	音楽など	不明

Q1-2 私生活で聞く音の影響はないですか。

紀元前：ナイル川の滻の音

産業医学の祖Ramazzini(1633～1714)：

「パン職人と製粉職人の病気」

「銅細工師の病気」

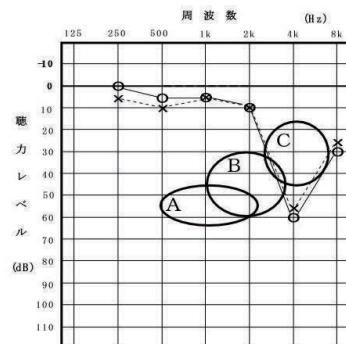
現代：職業性の騒音 + 音響機器の進歩

高出力のスピーカー：大きな音

携帯性の向上：長時間使用可能

どのような性質の音であっても、繰り返しの負荷が大きくなれば騒音性難聴のリスク

Q1-4 騒音性難聴になるとどんな症状が起こりますか。



A:母音  
a, e, i, o, u

B:有声子音  
g, d, b, ...

C:無声子音  
s, k, t, ...

無声子音(s, k, t, ...)が聴こえないと

佐藤さん、先に行つたよ

Sato san sakini itta yo

sao san sakin i:a yo  
加藤さん、会いに来たよ？

(加藤さん)どこにいるんだい？

だから(佐藤さんは)もういないよ

Dakara mou inai yo

会いに来たんじゃないの？

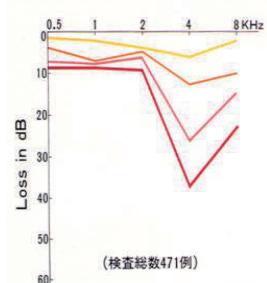
会ったじゃない？？

会ってないよ？？？

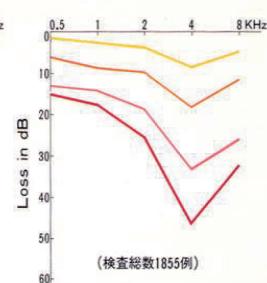
Q1-8 対策をとらないと全く聞こえなくなりますか。

図1-4 騒音レベルの差と騒音性難聴進展経過の差

(a) 100dB以下の職場



(b) 100dB以上の職場



Q1-9 既に難聴が起きました場合。

難聴者の割合

・先天性難聴：1,000人に1人

・働く世代の2～10%

→ 難聴自体は少ないものではない

騒音性難聴の特徴

・起こってしまった難聴は回復困難

・騒音暴露がなくなれば加齢変化以上の進行はない

→ 今、騒音対策を始めれば二次予防（進行予防）が可能

平成29年度産業保健調査研究報告書

騒音性難聴に関する

すべての人のためのQ&A

第2版

## 第2章： 関連する耳疾患

平成30年3月  
独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会編

掲載内容

第1章：騒音性難聴について

第2章：関連する耳疾患

第3章：作業環境管理

第4章：作業管理

第5章：健康管理①(聴力検査)

第6章：健康管理②(事後措置)

第7章：労働衛生教育

第8章：法令・制度等

巻末資料：騒音性難聴担当医名簿

## Q2-1 銃火器による難聴と騒音性難聴の違い。

音響性聴器障害の分類	負荷音響レベル	原因となる音	暴露期間
急性音響性障害			
音響外傷	130 dB(A) ~	銃火器、爆発など	瞬間的
急性音響性難聴	100~120 dB(A)	コンサートなど	数分~数時間
慢性音響性障害			
職業性騒音性難聴	85 dB(A) ~	職業性騒音	5~15年以上
非職業性騒音性難聴	不明	音楽など	不明

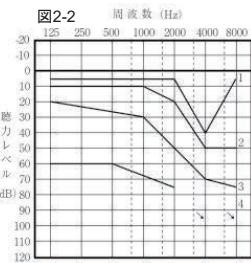
### 急性音響性聴器障害

→ すぐに病院を受診  
早期治療が原則

### 慢性音響性聴器障害(騒音性難聴)

→ 発症予防・進行予防が原則

## Q2-2 騒音性難聴と老人性難聴の違い。

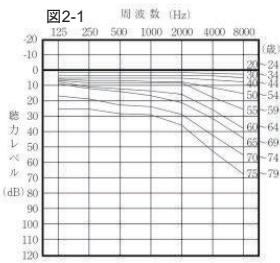


### 騒音性難聴

4,000Hzから周囲へ

多少なりとも両者の影響が併存

難聴が進行した後の聴力図からの判断は難しい



### 老人性難聴

高音から周囲へ

## Q2-6 中耳炎の人は騒音性難聴になりにくいか。



この症例では、右に中耳炎あり伝音難聴  
左のみに騒音性難聴

## 騒音性難聴発生と伝音難聴

### 中耳炎が騒音性難聴に及ぼす影響

抑制的(防御的) …… 5例

影響なし …… 9例

増悪(促進的) …… 5例

### 振動随伴の可能性

振動は音響性聴器障害の発生に促進的效果がある

## 騒音性難聴の進展と振動随伴の有無との関係

騒音職場 聴 力	振動(-)	振動(+)
低音域平均聴力	9.6dB	19.8dB
高音域平均聴力	28.3dB	45.2dB
合計(例数)	232例	295例

平成29年度産業保健調査研究報告書

### 騒音性難聴に関する

すべての人のための Q & A

第2版

## 第3章: 作業環境管理

平成30年3月  
独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会編

### 掲載内容

第1章:騒音性難聴について

第2章:関連する耳疾患

第3章:作業環境管理

第4章:作業管理

第5章:健康管理①(聴力検査)

第6章:健康管理②(事後措置)

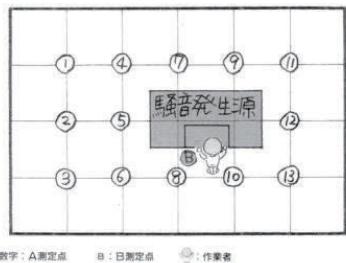
第7章:労働衛生教育

第8章:法令・制度等

巻末資料:騒音性難聴担当医名簿

Q3-2 騒音の作業環境測定はどのように行うか。

図3-1



●数字:A測定点 B:B測定点 ⑬:作業者

A測定:6m格子点、1.2~1.5m、算術平均

B測定:作業者の耳元の位置

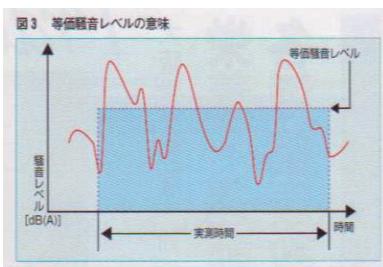
いずれも10分間の等価騒音レベル・半年毎



写真 騒音計

## 等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )

ある測定期間内で騒音レベルが時間とともに変動する場合、その時間中変動しない定常騒音のレベルとエネルギー的に等しいレベルにした騒音レベルをいう。



Q3-4 測定結果を記録する。

作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度。次の事項を記録して、これを3年間保存する

- ①測定日時 ②測定方法 ③測定箇所 ④測定条件
- ⑤測定結果 ⑥評価日時 ⑦評価箇所 ⑧評価結果
- ⑨測定および評価を実施した者の氏名
- ⑩測定および評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

Q3-11 スマホアプリの騒音計機能は信頼できるか。

実際に10種類以上のアプリがあるようです。

校正された騒音計との誤差は、小さいものでも10dB位あり、特に高周波数で誤差が大きくなる傾向があるようです。

マイクの指向性のため向きによって値が変わる  
A特性や時間特性を設定できない等

正確な測定には不十分ですが、日々の相対的な変化を確認するような使い方に限定すれば、手軽でよいかもしれません。

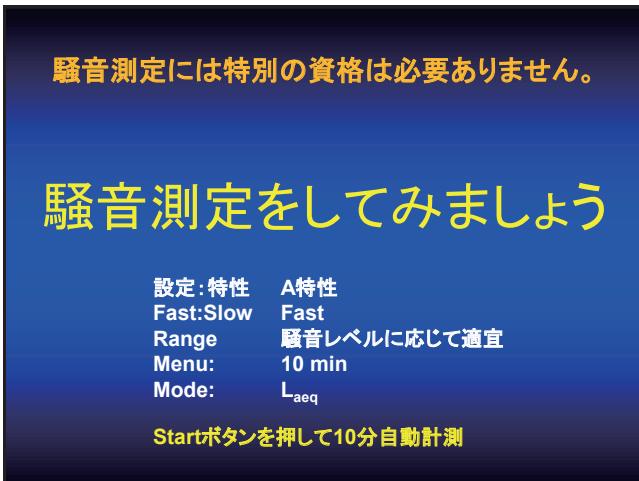
Q3-12 測定結果の評価はどのように行うか。

表3-2		B測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A測定 平均値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めます。

2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めません

3 A測定平均値のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄



Q3-14 騒音の低減化はどのように行うか。

**表3-3 代表的な騒音低減策**

分類	方法	具体例
1 騒音発生対策	発生源の低騒音化 発生原因の除去 遮音 消音 防振 制振 運転方法の改善	低騒音型機械の採用 給油、不釣合調整、部品交換など 防音カバー、ラギング 消音器、吸音ダクト 防振ゴムの取り付け 制振材の装着 自動化、配置の変更など
2 伝ば経路策	対距離減衰 遮蔽効果 吸音 指向性	配置の変更など 遮蔽物、防音塀 建屋内部の消音処理 音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音 作業方法の改善 耳の保護	防音監視室 作業スケジュールの調整、遠隔操作など 耳栓、耳覆い

お困りの時は、産業保健総合支援センターに相談

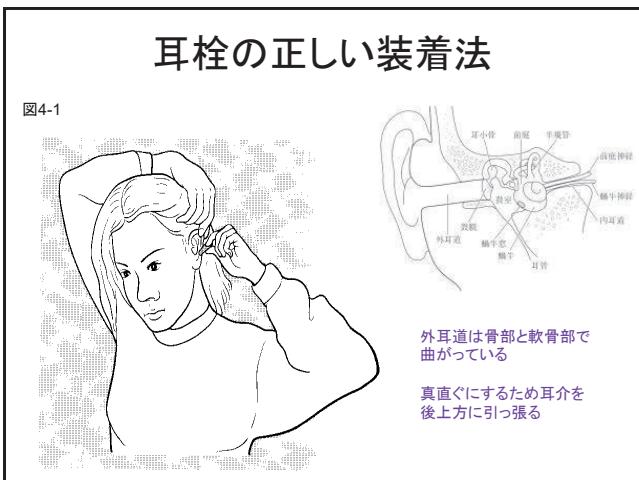
平成29年度産業保健調査研究報告書  
**騒音性難聴に関わる**  
すべての人のための**Q&A**  
第2版

## 第4章：作業管理

平成30年3月  
独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会 编

**掲載内容**

- 第1章：騒音性難聴について
- 第2章：関連する耳疾患
- 第3章：作業環境管理
- 第4章：作業管理
- 第5章：健康管理①(聴力検査)
- 第6章：健康管理②(事後措置)
- 第7章：労働衛生教育
- 第8章：法令・制度等
- 巻末資料：騒音性難聴担当医名簿



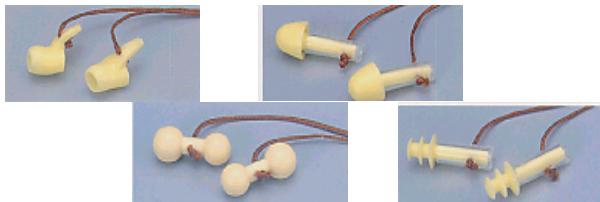
**防音保護具の規格**

種類	分類	記号	備考
耳栓	1種	EP-1	低音から高音まで遮音するもの
	2種	EP-2	主として高音を遮音するもので、会話音を比較的通すもの
耳覆い		EM	

## 耳栓

### ①形が決まっている耳栓

ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られている。一般に大きさの異なったいくつものがあるので自分の耳に合った大きさのものを



## 耳栓

### ②形が変わる耳栓

グラスウール、ウレタンフォームなどでできており耳に入れる前に小さくしたり、形を整えてから入れると耳に合うように膨らむ。この種の耳栓は基本的には使い捨てのためできるだけ早めに、できることなら使用の度新しいものと取り替える



## イヤーマフ(耳覆い)

イヤーマフは音を遮るために耳の周りを覆うもので軟らかいクッションがついている。クッションに発砲材が入ったタイプと液体が入ったタイプがあるが、前者の方が軽くて丈夫で使いやすい。



Q4-10 耳栓は付けたり外したりしても良いか。

効果20dBの耳栓を使って100dBの環境で作業  
耳栓の未使用率=p とすると、

### 騒音レベルの計算式

$$L_{eqA} = 10 \log (10^{10} p + 10^0 (1-p))$$

未使用率0%	80.0 dB(A)
1%	83.0 dB(A)
3%	86.0 dB(A)
10%	90.4 dB(A)
50%	97.0 dB(A)

(14分程度)

平成29年度産業保健調査研究報告書

### 騒音性難聴に関する

#### すべて人のためのQ&A

第2版

## 第5章: 健康管理① (聴力検査)

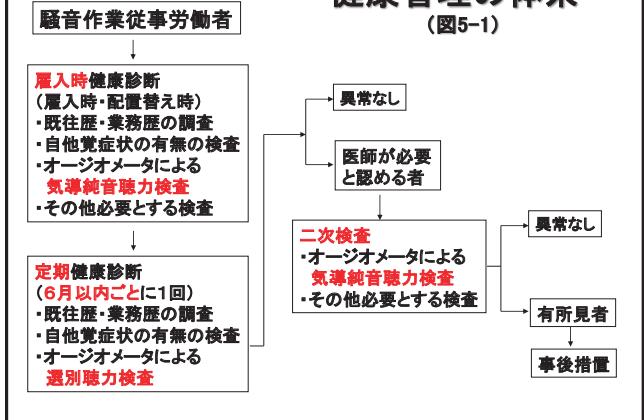
平成30年3月

独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会編

### 掲載内容

- 第1章:騒音性難聴について
- 第2章:関連する耳疾患
- 第3章:作業環境管理
- 第4章:作業管理
- 第5章:健康管理①(聴力検査)
- 第6章:健康管理②(事後措置)
- 第7章:労働衛生教育
- 第8章:法令・制度等
- 卷末資料:騒音性難聴担当医名簿

## 健康管理の体系 (図5-1)



## 選別聴力検査

- 定期健康診断 ……6カ月に1回
- オージオメータによる1000Hz及び4000Hzの検査

## 選別聴力検査用オージオメータ

日本耳鼻咽喉科学会、産業・環境保健委員会の規格

- 受話器に遮音カップを付け、両耳装置
- 検査時の騒音レベルが検査に適しているか否かを知るために環境騒音モニターを内臓



医療用具許可番号 13BZ0527

## 気導純音聴力検査

- 雇入時、配置替え時
- 選別聴力検査有所見者
- (250)、500、1000、2000、4000、8000Hzにおける気導聴力検査

平成29年度産業保健調査研究報告書

### 騒音性難聴に関する

#### すべての人のためのQ&A

第2版

## 第6章: 健康管理② (事後措置)

平成30年3月

独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター

一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会 编

### 掲載内容

- 第1章:騒音性難聴について
- 第2章:関連する耳疾患
- 第3章:作業環境管理
- 第4章:作業管理
- 第5章:健康管理①(聴力検査)
- 第6章:健康管理②(事後措置)
- 第7章:労働衛生教育
- 第8章:法令・制度等
- 巻末資料:騒音性難聴担当医名簿

### 聴力検査に基づく管理区分 表6-1

平均聴力レベル	区分	措置
高音域	会話音域	
30dB未満	30dB未満	健常者
30dB以上 50dB未満		要観察者 (前駆期の症状が認められる者)
50dB以上	30dB以上 40dB未満	要観察者 (軽度の聴力低下が認められる者)
		要管理者 (中等度以上の聴力低下が認められる者)

備考1 高音域の聴力レベルは、4,000Hzについての聴力レベルによる。  
2 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベルによる。

### 労働基準監督署への報告

表6-2

#### 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

項目	人 数
従事労働者数	人
受診者数	人
上記のうち 有所見者数	人
対象者	人
第2次健康診断 受診者数	人
健康管理区分 管理A該当者	人
管理B該当者	人
管理C該当者	人

表6-3

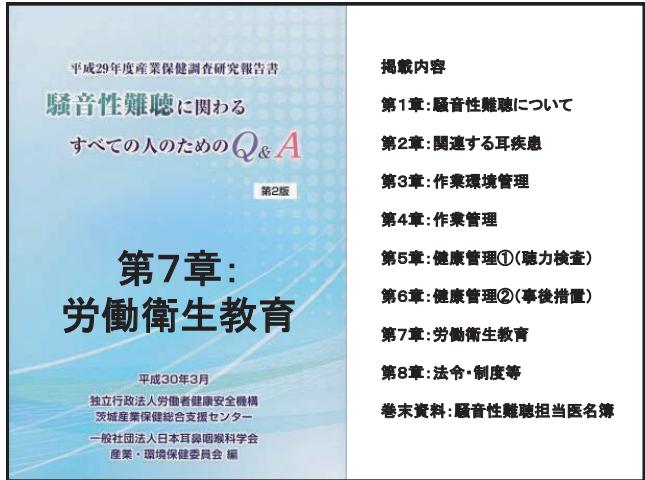
#### 健康管理区分表

区分	基 準
管理 A	第1次健康診断の全ての検査項目に異常が認められない者
管理 B 1	第1次健康診断の検査項目に異常を認めないが、医師が第2次健康診断を必要としている判断した者
2.	第2次健康診断の結果、管理Cに該当しない者
管理 C	第2次健康診断の結果、治療を要すると認められる者

騒音性難聴は聴力検査で異常あり  
選別聴検で異常があれば気導純音聴検  
治療法がない

管理Aではない  
管理B1ではない  
管理Cに該当しない

全員管理B2

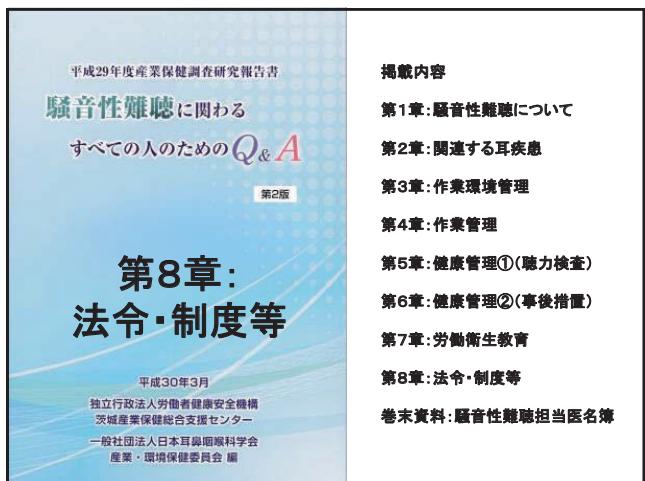


掲載内容		
第1章：騒音性難聴について		
第2章：関連する耳疾患		
第3章：作業環境管理		
第4章：作業管理		
第5章：健康管理①(聴力検査)		
第6章：健康管理②(事後措置)		
第7章：労働衛生教育		
第8章：法令・制度等		
巻末資料：騒音性難聴担当医名簿		

### Q7-1 従業員教育を行うにはどうすればよいか。

表7-1：騒音作業従事労働者労働衛生教育  
(騒音障害防止のためのガイドライン)

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類	60分
	(2) 聴力障害	
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価	50分
	(2) 騒音発生源対策	
	(3) 騒音伝ば経路対策	
3 防音保護具の使用の方法	(1) 防音保護具の種類及び性能	30分
	(2) 防音保護具の使用方法及び管理	
4 改善事例及び関係法令	(1) 改善事例	40分
	(2) 騒音作業に係る労働衛生関係法令	



掲載内容		
第1章：騒音性難聴について		
第2章：関連する耳疾患		
第3章：作業環境管理		
第4章：作業管理		
第5章：健康管理①(聴力検査)		
第6章：健康管理②(事後措置)		
第7章：労働衛生教育		
第8章：法令・制度等		
巻末資料：騒音性難聴担当医名簿		

## 騒音障害防止対策

騒音障害防止のためのガイドライン  
(平成4年10月)

## 安全衛生規則(省令)

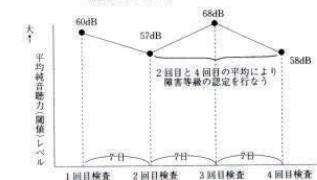
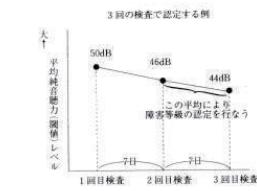
- ① 騒音を等価騒音レベルdB(A)で測定する
- ② その測定は6ヶ月毎に実施する
- ③ 等価騒音レベル90 dB(A)以上を騒音職場とする
- ④ 当該職場の標識の明示と防音保護具装用の指導

Q8-4 ガイドラインの法的拘束力はどの程度か。

- ① 等価騒音レベル85dB(A)以上を騒音職場とする  
(規則より厳しく)
- ② 当該職場での防音保護具装用の義務付け
- ③ 聴力検査結果に基づく事後措置と教育 等

通達：守らないことの罰則はない

## 騒音性難聴の労災認定



混合性難聴の場合は85dB以上の騒音にさらされた日以後7日間は総力検査を行わない。

## 難聴の障害等級表

一耳 聴力 以上		90dB 未満	80dB以 上 90dB未 満	70dB以 上 80dB未 満	60dB以 上 70dB未 満	50dB以 上 60dB未 満	40dB以 上 50dB未 満	40dB未 満	最高 名位士 等級	80dB以 上 90dB未 満	70dB以 上 80dB未 満	60dB以 上 70dB未 満	50dB以 上 60dB未 満	40dB以 上 50dB未 満
90dB以上	4級 の3		6級の 3/2	7級の 2/0	9級の 6/3				30%以 下	4級の3		6級の3		
80dB以上 90dB未満		6級の3				10級の4			50%以 下		7級の2			
70dB以上 80dB未満	6級 の 3/2		7級の2						70%以 下			10級 の 3/2		
60dB以上 70dB未満	7級 の 2/0			9級の6/2							9級の 6/2			
50dB以上 60dB未満		9級の6/3		10級の3/2								14級的 2/02		
40dB以上 50dB未満				11級の3/3										
40dB未満	7	9級 の 4	10級的 4	11級的 4	14級的 2/02									

## 障害等級表

表8-3 障害認定必携より改変

障害等級	給付の内容	身体障害	検査所見 平均純音聽力レベル(dB) および語音清晰度(%)
第4級	当該障害の存する期間1年につけた付基準日額の215日分	両耳の聴力を全く失ったもの	・両耳90dB以上 ・両耳90dB以上かつ30%以下
第6級 同156日分		両耳の聴力が耳に残なければ大声を解ることができない程度 に至ったもの 1耳の聴力が失ったもの	・両耳90dB以上 ・両耳90dB以上かつ30%以下 ・1耳90dB以上かつ他耳70dB以上
第7級 同131日分		両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の語声を解 することができない程度になったもの 1耳の聴力が失ったもの	・両耳70dB以上 ・両耳50dB以上かつ50%以下 ・1耳90dB以上かつ他耳60dB以上
第9級 給付基準日額の391日分		両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の語声を解するこ とができる程度になったもの 1耳の聴力が耳に残なければ大声を解することができない程度 に至ったもの	・両耳60dB以上 ・両耳50dB以上かつ70%以下 ・1耳90dB以上かつ他耳50dB以上
第10級 同302日分		両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の語声を解すること が困難である程度になったもの 1耳の聴力が耳に残なければ大声を解することができない程度 に至ったもの	・1耳90dB以上 ・両耳50dB以上 ・両耳40dB以上かつ70%以下 ・1耳80dB以上
第11級 同223日分		両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができ ない程度になったもの 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の語声を解 することができない程度になったもの	・両耳40dB以上 ・1耳70dB以上 ・1耳50dB以上かつ50%以下
第14級 同56日分		1耳の聴力が耳に残ったもの	・1耳40dB以上

平成29年度産業保健調査研究報告書

### 騒音性難聴に関する

すべての人のためのQ&A

第2版

### 卷末資料： 騒音性難聴担当医名簿

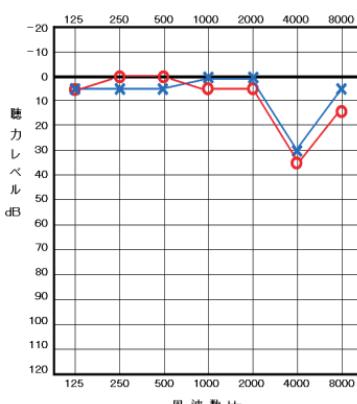
平成30年3月

独立行政法人労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター  
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会  
産業・環境保健委員会編

### 掲載内容

- 第1章：騒音性難聴について
- 第2章：関連する耳疾患
- 第3章：作業環境管理
- 第4章：作業管理
- 第5章：健康管理①(聴力検査)
- 第6章：健康管理②(事後措置)
- 第7章：労働衛生教育
- 第8章：法令・制度等
- 卷末資料：騒音性難聴担当医名簿

## 騒音性難聴(定型的dip)

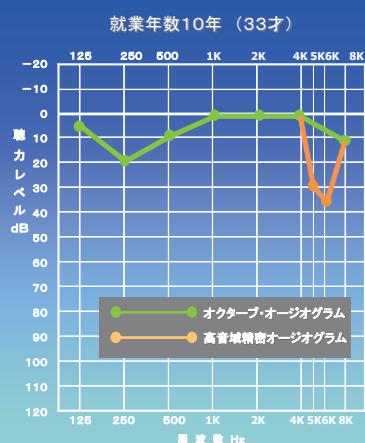


## c<sup>5</sup>dipの成因

- ①共振説 ..... 外耳道や中耳の解剖的構造が4000Hzの音に共振する
- ②高音域障害説 .. アブミ骨強振動により流動的な効果によって蝸牛基底回転のラセン器(高音知覚域)が大きく振動を受ける
- ③血管説 ..... 基底回転の血管分布から構造上血行不全になりやすい

高音域における正確なdipの位置とその聴力レベル  
検査対象総数 478耳

周波数 聴力レベル	3kHz	4kHz	5kHz	6kHz	計
25~30dB	0	2	4	6	12
35~40dB	0	7	8	6	21
45~50dB	0	1	4	5	7
55dB以上	0	1	3	1	5
計	0	11 (24.4%)	19 (42.2%)	15 (33.4%)	45 (100%)

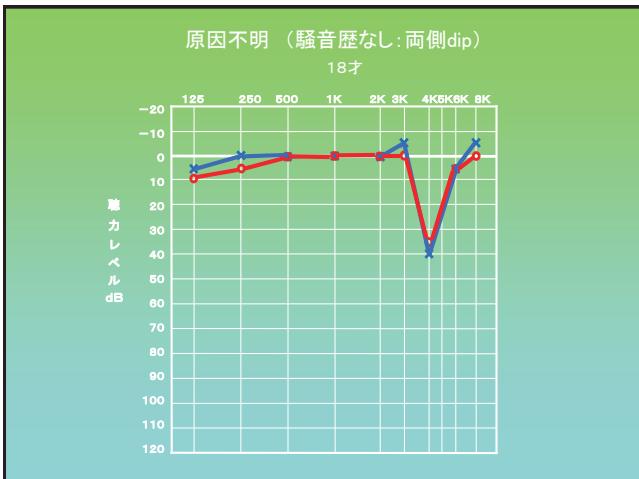


c<sup>5</sup>dipとは、あくまでもオクターブ・オージオグラム上での表現であり、その聴力障害が必ずしも4kHzに限局するものではなく、むしろ高音域のdip型聴力像の一部をとらえているに過ぎない場合が多い。

左頭部外傷（骨折なし：contre coup）

38才 電気工夫(高所作業中墜落)





4kHzdipは  
音響性聴器障害の  
確診根拠ではない。

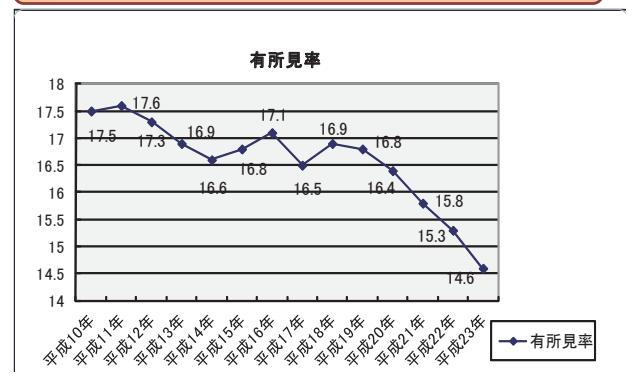
### 騒音性難聴の診断上の基本原則

1. Air-bone gapのない感音難聴であること
2. 騒音歴があること。当該聴力損失を起こすに十分な騒音レベル下に長期的暴露された履歴があること。
3. 左右両側の聴力が対称性であること。ただし、初期変化としてdip型聴力像の段階では、dipの位置並びに深さに左右差が存在することもある。
4. 聴力型が騒音性難聴としての進展様式から考えて著しく逸脱しない聴力像を示していること。
5. 補充現象が陽性に出現することが多いこと。
6. 語音聴力検査成績が純音聴力像からみて相当であること。
7. 4kHz-dipは必ずしも騒音性難聴の初期像とは限らないこと。
8. 聴力損失は数年以上かかって徐々に進行すること。
9. 聴力損失は騒音暴露開始後、8～10年の間に一定レベルまで進行すること。
10. 騒音環境から離脱すれば聴力損失は固定し、以後の進行がないこと。

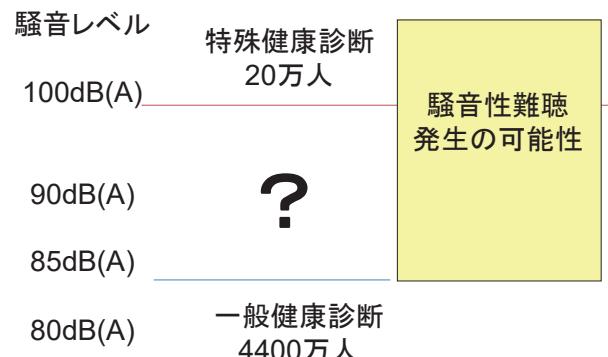
### 騒音性難聴の疑いのある患者への質問事項

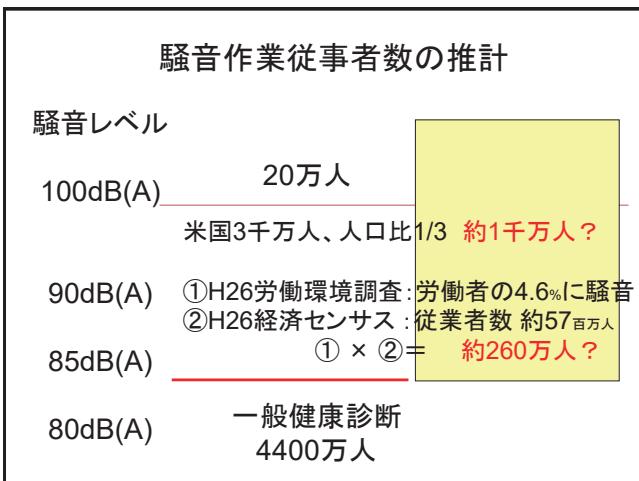
- ① 難聴を自覚してからの期間は？
- ② 難聴は突発的であったか、または徐々であったか？
- ③ 難聴は、なお悪化しているか？
- ④ 家系に難聴者がいるか？
- ⑤ 耳鳴があるか？
- ⑥ 難聴は変動するか？
- ⑦ 中耳炎に罹患したか？その場合、使った抗生物質は？
- ⑧ 銃火器を扱ったことがあるか？
- ⑨ 騒音下の仕事の種類は何か？
- ⑩ 頭部外傷の既往があるか？

### 騒音特殊健康診断の有所見率の推移



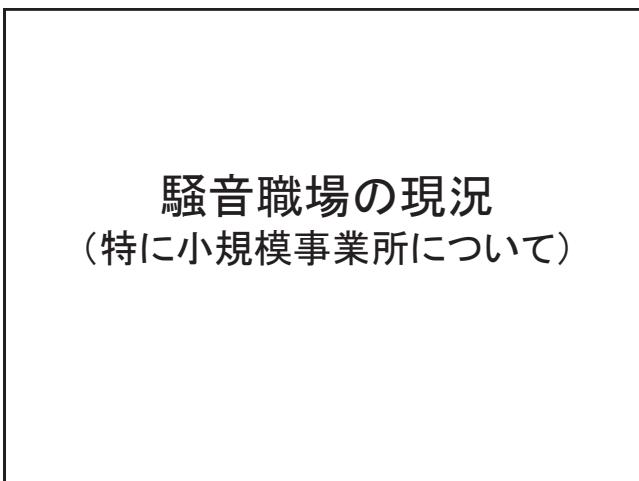
### 騒音レベルと一般／特殊健康診断の関係





**騒音特殊健診受診者数**

年 度	平成2年	平成17年	平成26年
対象騒音職場	100dB(A)以上	Leq85dB(A)以上	Leq85dB(A)以上
対象事業場	6,238	4,525	5,381
対象労働者数	193,113	—	—
受診労働者数	153,269	208,912	286,007
有所見者数	12,251	34,448	39,116
受 診 率	79.4%	—	—
有所見率	8.0%	16.5%	13.7%



- 現状**
- 大企業においては、作業環境の整備が進み、職場の騒音問題は大幅に改善されている。  
(Q1-6)
  - 労働者数50人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務もなく実態は明らかでない。
    - ・ガイドラインに沿った管理が行われているか？
    - ・大企業で行われなくなった騒音作業が、下請けに回されているのではないか？

**事業所1**

作業環境測定結果: 等価騒音レベル (Leq) A測定平均値 81.4 dB(A), B測定 82.3 dB(A)  
第I管理区分 (最大値 97.7 dB(A))

No.	業務	年齢	性	勤続年数	既往歴	聴力管理区分
1	騒音作業場	42	男	2.5	頭部打撲	健常者
2	騒音作業場	34	男	16	糖尿病	健常者
3	騒音作業場	31	男	15	特になし	要観察者(前駆期症状あり)
4	騒音作業場	26	男	7	特になし	健常者
5	騒音作業場	51	男	9	糖尿病	健常者
6	騒音作業場	42	男	21	頭部打撲	健常者
7	騒音作業場	28	男	3	特になし	健常者
8	騒音作業場	24	男	6	特になし	要観察者(前駆期症状あり)
9	騒音作業場	31	男	13	頭部打撲	健常者
10	騒音作業場	46	男	27	特になし	要観察者(前駆期症状あり)
11	騒音作業場	40	男	20	特になし	健常者
12	騒音作業場	47	男	29	特になし	要観察者(軽度聴力低下あり)
13	騒音作業場	23	男	5	特になし	健常者
14	騒音作業場	29	男	2.5	特になし	健常者

**結果(事業所1)**

- 騒音測定  
第I管理区分
- 聴力検査  
要観察者(前駆期の症状あり): 3名  
要観察者(軽度の聴力低下あり): 1名  
正常ないし騒音性難聴考えにくい: 10名

→第I管理区分の事業所においても、有所見者が稀ではない。従って、騒音性難聴の数は相当数に上ると推測される。

## 事業所2

作業環境測定結果:等価騒音レベル(Leq) A測定平均値82.8 dB(A), B測定87.9 dB(A)  
第Ⅱ管理区分  
(最大値103.2 dB(A))

No.	業務	年齢	性	勤続年数	既往歴	聴力管理区分
1	騒音作業場	69	男	26	特になし	要観察者(前駆期症状あり)
2	騒音作業場	32	男	12	特になし	健常者
3	騒音作業場	34	男	18	特になし	健常者
4	騒音作業場	66	男	35	特になし	要観察者(軽度聴力低下あり)
5	騒音作業場	52	男	11	特になし	要観察者(軽度聴力低下あり)
6	騒音作業場	41	男	24	特になし	要観察者(前駆期症状あり)
7	騒音作業場	52	男	37	特になし	要観察者(軽度聴力低下あり)

## 結果(事業所2)

### ・騒音作業従事者7名

勤続年数:11~37年(平均23.3年)

### ・騒音測定

第Ⅱ管理区分

### ・聴力検査

要観察者(前駆期の症状あり):2名

要観察者(軽度の聴力低下あり):3名

正常ないし騒音性難聴考えにくい:2名

→長期間騒音作業に従事している例で騒音性難聴の発生率が高い。

## 事業所3

作業環境測定結果:等価騒音レベル(Leq) A測定平均値85.3 dB(A), B測定91.6 dB(A)  
第Ⅲ管理区分  
(最大値114.4 dB(A))

No.	業務	年齢	性	勤続年数	既往歴	聴力管理区分
1	騒音作業場	19	女	—	特になし	健常者
2	騒音作業場	46	女	3	特になし	健常者
3	騒音作業場	23	男	3	特になし	健常者
4	騒音作業場	33	男	3	特になし	健常者
5	騒音作業場	27	男	0.2	特になし	健常者
6	騒音作業場	31	女	1.5	特になし	健常者
7	騒音作業場	39	男	2	特になし	要観察者(軽度聴力低下あり)
8	騒音作業場	20	男	2	特になし	健常者
9	騒音作業場	19	男	0.8	特になし	健常者

## 結果(事業所3)

### ・騒音作業従事者:9名

年齢:19~46歳(平均28.6歳)

勤続年数:2ヶ月~3年(平均1.9年)

### ・騒音測定

第Ⅲ管理区分

### ・聴力検査

要観察者(軽度の聴力低下あり):1名

聴力正常:8名

## 事業所3の考察

- 若い従業員が多い。就業年数は短い。
- 給与引き下げのため以前からの従業員が辞職し、派遣契約(日系外国人を含む)の従業員がほとんどを占め、就業年数が短かった。

→派遣従業員が多い事業所の場合、現時点では騒音性難聴有所見者が少ないと推測される。

→小規模事業所における騒音性難聴の問題は、実態把握が更に難しくなる可能性がある。

労働衛生管理と事業場規模

	事業場規模(人)*			計
	1~49 n=50	50~299 n=67	300~ n=21	
労働衛生管理体制 (%)	25 50.0	67 100.0	21 100.0*	113 81.9
「ガイドライン」認知 (%)	12 24.0	32 47.8	17 81.0*	61 44.2
騒音測定 (%)	15 30.0	54 80.6	18 85.7*	87 63.0
騒音標示 (%)	9 18.0	33 49.3	19 90.5*	61 44.2
騒音対策 (%)	29 58.0	59 88.1	20 95.2*	108 78.3
騒音健診 (%)	5 10.0	13 19.4	12 57.1*	30 21.7

# : 不明は除いた

\* : p<0.05

武石容子:日耳鼻 112:480-486,2009

## 日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医

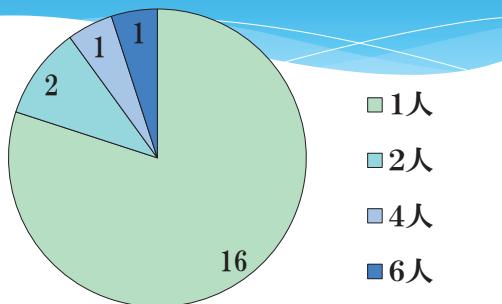
資格 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医  
2日間の講習会・試験 合格者

- \* 役割 騒音職場の聴覚管理  
騒音性難聴の労災認定
- \* 全国で 916名 茨城県で29名(平成30年4月現在)
- 産業保健総合支援センターと協力して、騒音性難聴の発症予防、進行防止に関わっていくことが可能。  
**もっと、活用を！**

## 産保センターとの連携の経緯

- \* 茨城産業保健総合支援センターに、産業保健相談員として登録  
(日耳鼻認定騒音性難聴担当医の活用)
- \* センターミーティング参加、事業計画作成、セミナー企画、講習会講師
- \* 産保関係者からの相談に対応

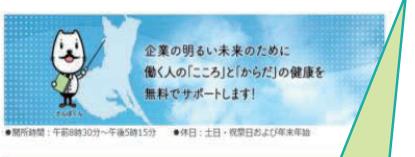
### 産業保健相談員の委嘱を受けた人数



これまで20の都道府県で耳鼻咽喉科医の相談員が委嘱された。

## 全国での体制づくりについて

- \* 騒音性難聴担当医：全国で916名(2018.4.現在)
- \* ワンストップサービスの原則に則り、依頼は各産業保健総合支援センターに集まる
- \* 各都道府県で産業保健相談員が核となり、依頼業務を把握
- \* それぞれの地域の近隣の担当医に、相談への対応や研修会講師を割り振る



### ① 情報・資料

2018年11月1日 [開催] 茨城県産業保健総合支援センターでは産業保健に質問する「お知らせ」  
【提出中】治療と仕事の両立支援セミナー開催のお知らせ(働き方改革関連法の説明を行います)  
2018年11月12日 [開催] 第16回「女性健康フォーラム」を開催します(中部うきさい病院主催)  
2018年11月20日 [開催] 第1回「産業保健セミナー」を開催しました。

### ② 産業保健資料

産業保健資料  
当センターで保管する、診療、研究用の各種資料です。

資料提供  
資料提供のご案内「ご利便に関する」契約は複数種類です。一度に申し立てできるのは3点まで、1点につき料金4円になります。申込される場合は、「取扱料申込用紙」からお...  
資料請求  
各種用紙  
各種用紙  
メールマガジン  
各種用紙  
地域産業保健センター

**茨城県産業保健総合支援センター**

HOME センターご案内 産業保健相談 研修・セミナー 情報・資料 調査研究

健康衛生管理 労働衛生管理 安全衛生生活の改正について(2)  
労働安全衛生法の改正について(3)  
労働安全衛生法の改正について(4)

③ 騒音性難聴

騒音性難聴  
「静中症にレッドカード」知らないとイエローカードなど

騒音性難聴  
騒音性難聴に関するすべての人のためのQ&A  
監査実績認定実績登録申請書を提出して相談  
（監査事例）

騒音性難聴と一次防除措置  
情報サイト 日本産業衛生学会 茨城問題研究会  
監査記録に登録された企業における監査の実績  
監査の実績登録申請書の提出（2012年1月）

115

**茨城県産業保健総合支援センター**

HOME センターご案内 産業保健相談 研修・セミナー 情報・資料 調査研究

騒音性難聴

HOME > 騒音・音響 > 騒音性難聴 > 騒音性難聴

騒音性難聴に関するすべての人のためのQ&A  
監査実績認定実績登録申請書を提出して相談  
（監査事例）

日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医  
● 騒音性難聴担当は耳鼻咽喉科専門医であり、かつ日本耳鼻咽喉科学会が開催する講習会を受講し  
合格した合格した医師です。  
騒音性難聴止めるためのガイドラインに基づく健康診断結果の評価や健康管理上の指導を行うことが  
できます。  
詳細は「日本耳鼻咽喉科学会」ホームページをご覧ください。

産業保健総合支援センターから、お近くの騒音性難聴担当医をご紹介することが可能です。

騒音性難聴のページが表示されます

116

## 難聴と認知症

- 認知症の内35%は予防が可能
- 難聴は予防可能な認知症の要因の内、最大の影響を持つ因子
- 中年期以降の難聴が要因とされるのは全認知症の9%

Livingston G: Lancet 2017

### 対策の意義を理解していただくために

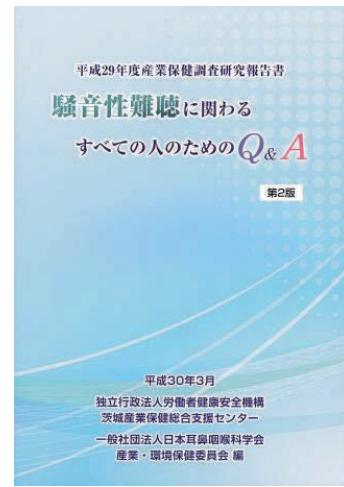
- 本人にとって、  
難聴によるQOLの低下。
- 事業主にとって、  
人材喪失。対策をとらないとコストがかさむ。  
米国ワシントン州では最近10年で騒音性難聴に伴う賠償請求は10倍以上に増加、そのコストは年間5千万ドル超。 (Daniell WE. Occup Environ Med 2006)
- 社会にとって、  
熟練の技術者の生産性の低下。  
将来、医療や介護にかかるコストの増加。



## 1. 騒音性難聴Q&A活用状況

## 2. 産業衛生学会報告 騒音障害防止研究会シンポジウム

1



2



- \*日耳鼻学会 公認
  - \*労働者健康安全機構産業保健調査研究検討委員会 承認
  - \*全国の産保センターに配布
  - \*昨年の全国委員長会議で配布  
(茨城産保HPでPDF公開、日耳鼻からリンク)
- 日耳鼻HP→会員・医療関係の皆さんへ診療ガイドライン・手引き

3



<https://ibarakis.johas.go.jp/>

4



② 産業保健資料



③ 騒音性難聴

5

6

独立行政法人 市民健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター

HOME センターご案内 産業保健相談 研修・セミナー 情報・資料 調査研究

騒音性難聴

HOME > 領域・疾患 > 露天排便対策 > 騒音性難聴

騒音性難聴に関わるすべての人ためのQ&A

騒音性難聴に関するすべての人ためのQ&A 第2回

日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医

騒音性難聴は耳鼻咽喉科専門医であり、かつ日本耳鼻咽喉科学会が賛同する講習会を受講し試験に合格した医師です。騒音障害防止のためのガイドラインに基づく健康診査結果の評価や健康管理上の指導を行うことができます。

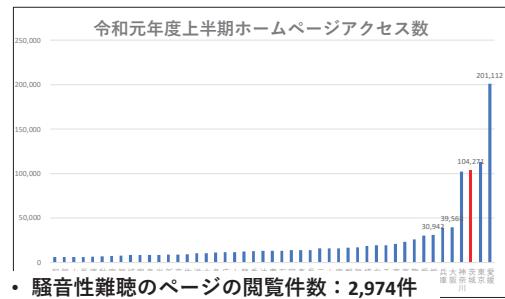
詳しい「日本耳鼻咽喉科学会」ホームページをご覧ください。

産業保健総合支援センターから、お近くの騒音性難聴担当医をご紹介することができます。

情報・資料  
産業保健資料 メンタルヘルス資料 パンフレット メンタルヘルス情報サイト メンタルヘルスに関するツール 新聞記事 新しい環境健康技術 組織運営

7

## 全国の産業保健総合支援センターホームページアクセス件数比較



- 騒音性難聴のページの閲覧件数：2,974件
- 日耳鼻学会ホームページからのリンクで直接Q&Aにアクセスした件数は含まれない
- 今後、Q&Aのダウンロード数がカウントできるようにシステムの整備中

7

8

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会  
The Oto-Rhino-Laryngological Society of Japan

会員・医療関係の皆さん 医学生・研修医の皆さん 一般の皆さん

会員について 会員登録制度 会員出版物 診療ガイドライン／手引き・マニュアル 関連する学会 会員マイページ

診療ガイドライン／手引き・マニュアル

HOME > 会員・医療関係の皆さん > 診療ガイドライン／手引き・マニュアル

診療ガイドライン／手引き・マニュアル

手引き・マニュアル

題名／編集者／著者	地域	作成学会	発行年	評価
騒音性難聴に関わるすべての人ためのQ&A	耳	日本耳鼻咽喉科学会	2018	公認
ANCA関連血管炎性中耳炎(OMAAV)診療の手引き	耳	日本耳鼻咽喉科学会	2016	推薦

日耳鼻HP→会員・医療関係の皆さん→診療ガイドライン・手引き

9

10

## 産業・環境保健委員会活動報告

## 1. 騒音性難聴Q&amp;A活用状況

2. 産業衛生学会報告  
騒音障害防止研究会シンポジウム

第20回騒音障害防止研究会

\* 日 時：2019年5月23日  
\* 会 場：名古屋国際会議場  
(第92回日本産業衛生学会分科会として開催)

- \* テーマ：リスクアセスメントに基づく騒音障害防止対策
- \* 座長：
- 井上仁郎(産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学)
- \* 演者：
- 伊藤昭好(産業医科大学 産業保健学部 安全衛生マネジメント)  
佐々木直子(三菱ふそうトラック・バス株式会社)  
中原浩彦(JXTGエネルギー株式会社)  
和田哲郎(筑波大学 医学医療系耳鼻咽喉科)  
【指定発言】近藤充輔(近藤労働衛生コンサルタント事務所)

11

12

小規模事業場の  
騒音障害防止対策の  
現状と課題

筑波大学 医学医療系 耳鼻咽喉科・頭頸部外科  
茨城産業保健総合支援センター産業保健相談員  
日本耳鼻咽喉科学会 産業・環境保健委員  
和田哲郎

## 方法 I. アンケート調査から

- 茨城県内の製造業全事業所 92,280カ所  
特に騒音レベルが高いと予想される6業種
    - 非鉄金属製造業・金属製品製造業・一般機械器具製造業・  
鉄鋼業・電気機械器具製造業・輸送用機械等製造業  
4,361カ所 無記名アンケートによる全数調査
  - 対象事業所リストは茨城労働局から提供
  - 産業保健総合支援センターがアンケートを郵送・回収・データ入力
  - 結果を研究班で解析
- (筑波大学医学医療系医の倫理委員会承認)

13

## 考 察

- 特殊健康診断:半年に1度実施  
79事業所(29.2%)
  - 従業員教育:外部講師ないし衛生管理者  
96事業所(35.4%)
  - 防音保護具:全員が常に使用  
83事業所(30.6%)
  - ガイドライン利用:いつも+困ったとき  
82事業所(30.3%)
- どの指標で見ても、望ましい対応ができているのはおよそ3割

14

## II. 実地調査から

- 産保センターの活動として、騒音事業所に実地調査ならびに改善指導の希望を募る
- センターと合同で騒音と聴力測定に訪問
- 測定結果報告と改善指導を行う

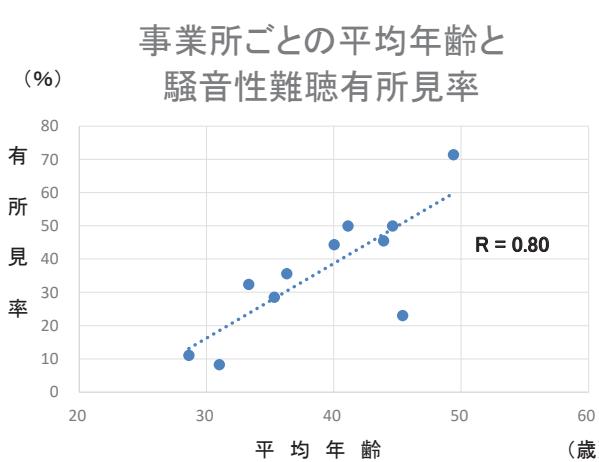
(筑波大学医学医療系医の倫理委員会承認)

15

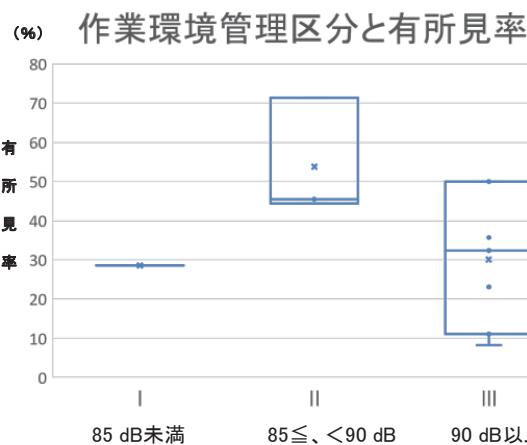
## 実地調査結果

管理区分	従業員数	女性	平均年齢	範囲(歳)	健聴者数	前期	軽度低下	中等度~	有所見率
A I	14	0	35.3	23~51	10	3	1	0	28.6
B II	7	0	49.4	32~69	2	2	3	0	71.4
C III	9	3	28.6	19~46	8	0	1	0	11.1
D III	34	4	33.3	19~63	23	8	3	0	32.4
E II	22	0	43.9	25~65	12	1	7	2	45.5
F III	14	4	44.6	28~63	7	3	3	1	50.0
G III	14	6	36.3	19~55	9	4	1	0	35.7
H III	12	0	31.0	21~45	11	1	0	0	8.3
I II	9	0	40.0	22~56	5	1	3	0	44.4
J III	26	0	41.1	22~70	13	6	5	2	50.0
K III	26	0	45.4	23~63	20	3	3	0	23.1
計	187		39.9		120	32	30	5	35.8

16



17



18

## 考 察

- ・高いレベルの騒音職場は稀ではない  
管理区分 Ⅱ: 3/11、Ⅲ: 7/11
- ・有所見率は様々: 8.3~71.4% (平均35.8%)  
騒音特殊健診の有所見率13.4%との乖離
- ・平均年齢と有所見率に相関関係あり  
就労継続と共に罹患者数が増加
- ・管理区分と有所見率は必ずしも一致しない  
「場の管理」だけでは不十分な可能性

19

## 第20回騒音障害防止研究会 でのコンセンサス

- \* 現状として、騒音防止対策は十分ではない。特に小規模事業所の対策が進んでいない。
- \* ガイドラインは平成4年制定から四半世紀以上改訂されてない。
- \* 化学物質などのリスクアセスメントは個人ばく露測定を基に行われるようになった。騒音は場の測定のみ。
- \* 選別聴力検査の判定基準(1kHz 30dB, 4kHz 40dB)では早期発見できない。雇入れ時からの変化で聴力を評価するべき。
- \* 歐米のHCP(hearing conservation program)の導入の推奨。  
→ ガイドラインの改訂の必要性

20

## 今後の活動方針

- \* 全国でQ&Aを活用(産業医・衛生管理者対象の研修会等)
- \* 産業衛生学会(騒音障害防止研究会)との連携
- \* ガイドライン改訂に向けて行政への働きかけ(要望書等)

21

## 研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト（参考）

## 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
和田哲郎 他	騒音性難聴に関わるすべての人ためのQ&A 第2版 <a href="https://ibaraki.s.johas.go.jp/info_document/oh/nancho">https://ibaraki.s.johas.go.jp/info_document/oh/nancho</a>	一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 産業・環境保健委員会	騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第2版	独立行政法人労働者健康安全機構茨城産業保健総合支援センター	茨城県	2019 Web公開	72
和田哲郎	IV耳鳴の治療 薬物療法	3一般社団法人日本聴覚医学会	耳鳴診療ガイドライン 2019年版	金原出版	東京都	2019	43-52
和田哲郎	Vクリニカルクエスチョン CQ 6 薬物療法(漢方含む)は耳鳴に効果があるか?	一般社団法人日本聴覚医学会	耳鳴診療ガイドライン 2019年版	金原出版	東京都	2019	69-70
佐藤宏昭	III耳鳴の診断 疾患概要.	一般社団法人日本聴覚医学会	耳鳴診療ガイドライン 2019年版	金原出版	東京都	2019	20-30

## 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
和田哲郎	慢性感音難聴 騒音性難聴特集 難聴を治す 2020年版	JOHNS	36(1)	41-43	2020
Ogawa K, Sato H, Takahashi M, Wada T, Naito Y, Kawase T, Murakami S, Hara A, Kanzaki S	Clinical practice guidelines for diagnosis and treatments of chronic tinnitus in Japan.	Auris Nasus Larynx.	47(1)	1-6	2020
大政遙香、神崎晶、高橋真理子、佐藤宏昭、和田哲郎、川瀬哲明、内藤泰、村上信五、原晃、小川郁	Tinnitus Handicap Inventory耳鳴苦痛度質問票改訂版の信頼性と妥当性に関する検討。	Audiology Japan	62 (6) :	607-614	2019

Higuchi M, Suzuki Y.	Properties of the coherence function between a sound envelope and magnetoencephalogram data in a selective listening study	Acoust. Sci. & Tech.	41 (1)	201–203	2020
佐藤宏昭	耳鳴の機序と治療法	医学のあゆみ	269 (12)	940–941	2019
Hiraumi H, Obara M, Yoshioka K, Ehara S, Satoh H	Detectability of minute temporal bone structures with ultra-high-resolution CT.	Auris Nasus Larynx	46 (6)	830–835	2019
佐藤宏昭	最新のガイドライン情報 ②耳鳴診療ガイドライン－診断について－。専門医講習会テキストシリーズ	耳鼻	122 (7)	1000–1001	2019
亀井昌代、佐藤宏昭、米本清、小田島葉子	補聴器の周波数変換処理機能の検討。	Audiology Japan	62 (4)	307–314	2019
佐藤宏昭	急性感音難聴診療の手引き 2018 概略と私の利用法。早わかり！耳鼻咽喉科診療ガイドライン、手引き・マニュアル-私の活用法-	ENTONI	236	37–45	2019
川岸和朗、平海晴一、嶋本記里人、水川知子、佐藤宏昭	人工内耳手術中のCSF-gusherに対してFORM電極を用いた2例。	耳鼻臨床	112 (11)	727–732	2019
Suzuki H, Kawaguchi R, Wakasugi T, Do BH, Kitamura T, Ohbuchi T:	Efficacy of intratympanic steroid on idiopathic sudden sensorineural hearing loss -an analysis of cases with negative prognostic factors-	Am J Audio	28	308–314,	2019
大久保由布、大淵豊明、竹内頌子、河口倫太郎、若杉哲郎、鈴木秀明	術前多型腺腫と診断した外耳道腺様囊胞癌例	耳鼻臨床	112	335–338	2019
赤池亮太、鈴木秀明、大淵豊明、大久保淳一、若杉哲郎、北村拓朗	外耳道癌23例の臨床統計	耳鼻臨床	113	105–109	2020

学会発表等

発表者氏名	発表タイトル名	学会名	開催地	期日	出版年
和田哲郎	騒音性難聴について その病態・鑑別方法・労災認定に焦点を当てて	茨城産業医研修会	水戸市	4月17日	2019
和田哲郎	成人の感音難聴の治療について	埼玉県めまい・難聴研究会	さいたま市	2月11日	2019
和田哲郎	茨城における製造業事業所の騒音レベルならびに作業従事者の聴力の実地調査	第120回 日耳鼻総会	大阪市	5月11日	2019
和田哲郎	小規模事業場の騒音障害防止対策の現状と課題	日本産業衛生学会	名古屋市	5月23日	2019
和田哲郎	騒音事業所における防音保護具使用状況	第64回 日本聴覚医学会	大阪市	11月8日	2019
和田哲郎	視覚聴覚二重障害 印象に残る症例	視覚聴覚二重障害研究班会議	東京	11月24日	2019
和田哲郎	音・オーディオメータ	日本聴覚医学会聴覚検査講習会	東京	2月10日	2020
和田哲郎	聴器の解剖・生理	日本聴覚医学会聴覚検査講習会	東京	2月10日	2020
原 晃	騒音性難聴の発生に関する基本的知識	第24回日耳鼻産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）	東京	1月 23 日	2020
鈴鹿有子・和田哲郎	騒音職場の現況	第24回日耳鼻産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）	東京	1月 23 日	2020
鈴鹿有子	音脈分凝が音の聞き分けに与える影響	第64回日本聴覚医学会	大阪市	11月8日	2019
佐藤宏昭	難聴のしくみ、認知症と難聴。耳から予防する健康セミナー（市民公開講座）	盛岡市民公開講座	盛岡市	4月13日	2019
Sato H	Guidelines for the diagnosis of chronic tinnitus in Japan.	TRI Tinnitus Conference 2019 in Taiwan	Taipei	5月17日	2019

佐藤宏昭	難聴と認知症－人工内耳で広がる人生.	きこえの公開講座	盛岡市	11月3日	2019
佐藤宏昭	急性低音障害型感音難聴の診断と治療.	第104回富山県耳鼻咽喉科臨床研究会	富山市	12月19日	2019
佐藤宏昭	騒音性難聴の医学的側面	第24回日耳鼻産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）	東京	1月 23 日	2020
Suzuki H	Intratympanic steroid administration for idiopathic sudden sensorineural hearing loss.	46 <sup>th</sup> Congress of the International Neurootological & Equilibrinometric Society	Tokyo	5月31日	2019
鈴木秀明、竹内頌子、大淵豊明	予後不良因子を伴った突発性難聴に対するステロイド鼓室内投与療法の効果	第29回日本耳科学会総会学術講演会	山形市	10月11日	2019
赤池亮太、池寄祥司、若杉哲郎、河口倫太郎、長谷川翔一、大久保淳一、鈴木秀明	外耳道癌23例の臨床統計	日耳鼻福岡県地方部会 第180回耳鼻咽喉科・頭頸部外科学術講演会	福岡市	4月	2019
鈴木秀明	好酸球性副鼻腔炎・中耳炎の診断と治療.	好酸球性疾患カンファレンス	北九州市	12月	2019
鈴木秀明	難聴の最新治療～聴覚の仕組みと人工内耳～	北九州市民公開講座	直方市	10月	2019
鈴木秀明	産業医学概論	第24回日耳鼻産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）	東京	1月 23 日	2020

## 慢性感音難聴 騒音性難聴

和田哲郎\*  
Tetsuro Wada

● Key Words ●騒音障害防止のためのガイドライン、騒音性難聴に関するすべての人ためのQ & A、騒音性難聴担当医●

### はじめに

一定レベルを超える大きな音は聴覚障害(難聴)をもたらす。そのような難聴は急性にも慢性にも起こりうるが、原因となる音の音響レベルと時間経過が異なる。音響による聴覚障害の内、短時間で難聴になるほどの音の大きさではないが、長期間にわたり音響に曝露された結果として起こる難聴が騒音性難聴であり、慢性音響性聴器障害と騒音性難聴は同義である。

製造業など労働の現場で、業務に伴って長期間騒音に曝露された結果生じるのが典型的であり労災との関連で注意が必要だが、必ずしも原因は職業性の騒音に限らない。原因音源によって、業務上曝露された音が原因となる職業性騒音性難聴と、騒音を伴うレジャーあるいは携帯音楽端末の過度の使用などがもたらす非職業性騒音性難聴に分けることができる(表1<sup>1)</sup>)。近年の携帯音楽端末機器の普及に伴い、より若年者にも非職業性の騒音性難聴が起こるリスクが示唆<sup>2)</sup>されており、全体として罹患者が増加していくことが危惧され

る。

騒音性難聴は誰にでも起こりうる。難聴の起こりやすさ(受傷性)には個人差があるとされるが、その原因はいまだ十分には解明されていない。難聴はゆっくり進行するので本人も周囲も気づきにくい。騒音曝露が続けば更に難聴が進行する可能性がある。起こってしまった難聴は不可逆的である。

### 騒音性難聴の疫学

日本では騒音事業所の数や騒音性難聴の罹患者数について正確な疫学調査は行われていない。厚生労働省の平成26年労働環境調査<sup>3)</sup>ならびに平成26年経済センサスのデータ<sup>4)</sup>を合わせて推計すると、著しい騒音を発する場所がある事業場は国内に約15万カ所、騒音下に作業している従業者数は約260万人となる<sup>5)</sup>。調査による推計<sup>6)</sup>でも本邦における等価騒音レベル85 dB(A)以上の騒音職場に従事する者は50~250万人と述べられている。これらの数値をもとに、少なくとも労働環境において有害なレベルの騒音に曝露されている騒

表1 音響性聴器障害の分類〔日本聴覚医学会(編):急性感音難聴診療の手引き、2018年版から引用〕

分類	負荷音響レベル	原因となる音	曝露時間
急性音響性聴器障害(広義の音響外傷)			
(狭義の)音響外傷	130 dB(A) ~	銃火器、爆発など	瞬間的
(その他の)急性音響性難聴	100~120 dB(A)	コンサートなど	数分~数時間
慢性音響性聴器障害			
職業性騒音性難聴	85 dB(A) ~	職業性騒音	5~15年以上
非職業性騒音性難聴	不明	音楽など	不明

\* 筑波大学医学医療系耳鼻咽喉科・頭頸部外科〔〒305-8575 茨城県つくば市天王台1-1-1〕

音作業従事者は、国内に数百万人程度いると考えられる。

非職業性騒音性難聴についてはさらにデータが乏しいが、ドイツにおける15歳前後の生徒を対象とした調査<sup>2)</sup>で、携帯音楽端末の使用率が85%に達し、使用者の1/3は80 dB (A) を超える音量で用いていたとの報告がある。日本でもそれに近い使用状況ではないかと推測される。

### 騒音性難聴の治療

音響性聴器障害の発生メカニズムが徐々に明らかにされ、それに関わる因子を抑制することで難聴予防あるいは治療に繋げようという試みが数多く行われている。強大音による酸化ストレス、炎症、血管収縮、過度のカルシウム流入やグルタミン酸による神経障害、あるいはそれらに起因するアポトーシスなどが薬物療法のターゲット<sup>3)</sup>として考えられている。しかし、それらのほとんどは動物実験で有効性が示唆されているが、臨床応用には至っていない。特に騒音性難聴では、長期の騒音曝露という実験モデルが作りにくいこともこの分野の研究が難しい要因となっている。

各種治療薬の研究の進展が待たれるところはあるが、基本的には騒音性難聴は不可逆的な病態であり、残念ながら現時点では治療の有効性に関するコンセンサスは得られていない。

### 騒音性難聴の予防

騒音性難聴は治療が困難である。しかし、騒音を管理（曝露騒音を85 dB (A) 未満にする）し、聴力を検査（半年に一度聴力検査を行う）し、必要な措置（耳栓などの防音保護具使用勧めや安全教育など）をとることにより、発症予防（1次予防）、進行予防（2次予防）のいずれも可能である。

平成4年に『騒音障害防止のためのガイドライン』<sup>8)</sup>（基発第546号）が制定され、大企業を中心とした職場における騒音対策が進んだ。その有効性は、騒音性難聴特殊健康診断の有所見率（選別聴力検査で4000 Hz-40 dB の音が聞こえない割合）が13.4%（平成28年）と、減少傾向にあることが示している。しかし一方で小規模事業所においては必ずしも対策が進んでいないことが明らかとな

表2 騒音性難聴の診断と対応

#### 1. 診断

- ・感音難聴の鑑別疾患の1つとして挙げ、騒音曝露歴を確認
- ・聴力は高音域の notch に注意し、可能であれば 3000 Hz, 6000 Hz も測定

#### 2. 対応

- ・疾患の特性と予防的重要性を説明
- ・本人ならびに可能であれば事業所への指導
- ・個人ができる防音保護具使用と事業所で取り組む騒音曝露低減策
- ・定期的な健康管理（聴力測定）
- ・産業医や衛生管理者等と連携して事後措置

り<sup>9, 10)</sup>、今後の課題として、小規模事業所を含めて、より適切に対策が進むように制度設計を考えていく段階に入っている。

臨床の現場では、早期に診断し進行予防につなげることが目標となる（表2）。過去ならびに現在の騒音曝露歴の問診は必須である。純音聴力検査における4000 Hz の dip は重要な特徴であるが、通常のオクターブオージオグラムに加えて3000 Hz や 6000 Hz も測定しておくと詳細な聴力評価、経過観察が可能となる。他疾患の除外や経過観察を行った上で騒音性難聴を診断する。

診断後の対応として、有効な治療法がないことの説明で終わってしまっては十分ではない。更なる難聴増悪の危険があること、そしてその予防は可能であることを本人ならびに周囲（事業所）に情報提供することが望ましい。耳栓等の防音保護具使用の徹底をはじめとして取り組みを促す。聴力を定期的にフォローすることはガイドラインが示す半年に1度の健康管理につながる。更に、主治医として、事業所の産業医や衛生管理者等と連携することができれば理想的である。

そこで想定されるQ & Aは、日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会（編）『騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ & A 第2版』<sup>11)</sup>としてまとめられ、学会のホームページから自由にダウンロードできるので参照していただきたい。また更なる学習の機会として、産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）が2年に1度開催され、受講を修了した耳鼻咽喉科専門医を騒音性難聴担当

医として一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定、ホームページ上で公開している。

難聴による影響は言語コミュニケーションの障害だけに止まらない可能性がある。超高齢社会を迎える、認知症に対する社会の関心が高まっている。認知症の政策では2015年に国家戦略(新オレンジプラン)が策定され、2019年6月18日に新たに策定された認知症施策推進大綱には“共生”と“予防”が明記された。認知症を減らすあるいは発症を遅らせるために予防が注目されているが、難聴に関しては2017年のLancetで最も効果の大きい介入可能な因子(9%の予防効果)として示された<sup>12)</sup>。日本におけるビッグデータを活用した研究でも、「きこえにくい」と回答した人では物忘れのリスクが約7倍高くなることが示されている。難聴の原因はさまざまあるが、特に罹患者数が多く、かつ予防可能である騒音性難聴に対する対策を推進する意義は大きい。

### おわりに

遙か紀元前の昔から知られていた疾患でありながら、騒音性難聴には現在でも確立された治療法がない。携帯音楽端末等による新たな騒音曝露の問題も発生している。今後さらなる治療法開発研究の一方で、まず現実的かつ有効な方法として予防に取り組むことの意義は大きい。

なお、本稿に述べた騒音性難聴防止のための活動は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会ならびに茨城産業保健総合支援センターの協力の下、厚生労働省労災疾病臨床研究事業(170601-01)「騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで俯瞰したデータ収集と現場の支援」(研究代表者:和田哲郎)の支援を受けて行われている。

### 文 献

- 1) 日本聴覚医学会(編):急性感音難聴診療の手引き 2018

年版、96-104頁、金原出版、東京、2018。

- 2) Twardella D, Raab U, Perez-Alvarez C, et al: Usage of personal music players in adolescents and its association with noise-induced hearing loss: A cross-sectional analysis of Ohrkan cohort study data. *Int J Audiol* 56: 38-45, 2017.
- 3) 厚生労働省:平成26年労働環境調査 結果の概要([https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/h26-46-50\\_kekka-gaiyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/h26-46-50_kekka-gaiyo.pdf), 令和元年8月15日確認).
- 4) 総務省統計局:平成26年経済センサス、基礎調査(確報)結果の概要([http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku\\_gaiyo.pdf](http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/pdf/kaku_gaiyo.pdf), 令和元年8月15日確認).
- 5) 和田哲郎、原晃、鈴木秀明、他:労働環境下における騒音性難聴の現状と課題。騒音制御 42: 257-262, 2018.
- 6) 調所廣之:聴覚に関する社会医学的諸問題「労働環境騒音に対する聴覚保護と対策」。Audiology Japan 55: 165-174, 2012.
- 7) Sakat MS, Kilic K, Bercin S: Pharmacological agents used for treatment and prevention in noise-induced hearing loss. *Eur Arch Otorhinolaryngol* 273: 4089-4101, 2016.
- 8) 労働省:騒音障害防止のためのガイドラインの策定について、基発第546号、平成4年10月(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-33/hor1-33-17-1-0.htm>, 令和元年8月15日確認).
- 9) 和田哲郎、鈴鹿有子、井之口順、他:職場騒音と騒音性難聴の実態について 特に従業員数50人未満の小規模事業所における騒音の現状と難聴の実態調査。Audiology Japan 51: 83-89, 2008.
- 10) 武石容子:埼玉県における騒音職場の管理の実態—騒音性難聴をめぐる労働衛生の問題と対策—。日耳鼻 112: 480-486, 2009.
- 11) 日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会(編):騒音性難聴に関するすべての人ためのQ & A. ([https://ibarakis.johas.go.jp/wp/wp-content/uploads/2018/11/souon\\_20181128c.pdf](https://ibarakis.johas.go.jp/wp/wp-content/uploads/2018/11/souon_20181128c.pdf), 令和元年8月15日確認).
- 12) Livingston G, Sommerlad A, Orgeta V, et al: Dementia prevention, intervention, and care. *Lancet* 390: 2673-2734, 2017.
- 13) Iwagami M, Kobayashi Y, Tsukazaki E, et al: Associations between self-reported hearing loss and outdoor activity limitations, psychological distress, and memory loss among elderly people: a cross-sectional analysis of the 2016 Comprehensive Survey of Living Conditions in Japan. *Geriatr Gerontol Int* 19: 747-754, 2019.

<b>会 場</b>	第 92 回日本産業衛生学会(名古屋国際会議場) 第 16 会場(2 号館 3 階 会議室 231)
<b>URL</b>	<a href="https://www.congre.co.jp/sanei92/index.html">https://www.congre.co.jp/sanei92/index.html</a>
<b>日 時</b>	2019 年 5 月 23 日(木)13:30~15:00
<b>参加者</b>	67 名
<b>テー マ</b>	リスクアセスメントに基づく騒音障害防止対策
<b>概要</b>	<p>日本では、「騒音障害防止のためのガイドライン(平成 4 年 10 月 1 日付基発第 546 号、以下、ガイドライン)」に基づき、作業環境測定によるリスク評価と健康診断に基づく健康管理が行われている。</p> <p>ガイドライン制定から 4 半世紀以上、改訂なく経過している。化学物質にみられるように、リスクアセスメントは、個人の方向にシフトしてきているが、騒音については、作業環境という「場」の管理だけを実施している。</p> <p>海外では、聴力保護プログラム(Hearing Conservation Program)というリスクマネジメントシステムを導入することの推奨、個人のリスクアセスメントに曝露計を用いること、雇い入れ時の聴力からどれだけ低下したかを表す Standard Threshold Shift の利用など、新しい聴力保護の考え方が採用されている。</p> <p>国内では、聴覚保護具(防音保護具)の JIS 規格も改訂中であり、現場の騒音に対して、より適切な保護具の選択が可能になる。</p> <p>このような現状に対して、これから日本はどのような騒音障害防止対策を実施していくのが好ましいのかを、歴史的な視点も加えて、経験豊かなパネリストを迎えて議論する。</p>
<b>座長 演者</b>	<p>座長: 井上仁郎(産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学) 演者: 伊藤昭好(産業医科大学産業保健学部 安全衛生マネジメント)、 佐々木直子(三菱ふそうトラック・バス株式会社)、 中原浩彦(JXTG エネルギー株式会社)、 和田哲郎(筑波大学 医学医療系耳鼻咽喉科)、 【指定発言】近藤充輔(近藤労働衛生コンサルタント事務所)</p>
<b>資料</b>	<a href="#">伊藤昭好</a> 、 <a href="#">中原浩彦</a> 、 <a href="#">近藤充輔</a> 、 <a href="#">和田哲郎</a>